

Honjo City Guide Book

本庄市

くらしの便利帳

2021



本庄市ガイド

いざというときのために

市役所 業務案内

届出・証明

税金

保険・年金

高齢者福祉

障害者福祉・その他の福祉

健康・医療

子育て・教育

ごみ・上下水道

暮らし

各種相談

議会・市政

公共施設案内

生活ガイド

本庄市ガイド

まちの魅力を再発見!

行政ガイド

届出やさまざまな手続きなど

生活ガイド

身近な医療機関・くらしの情報を紹介

本庄市役所

☎0495-25-1111(代表) 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号



市公式
ホームページ

本庄市

株式会社
サイネックス

わが街
事典



発刊にあたって



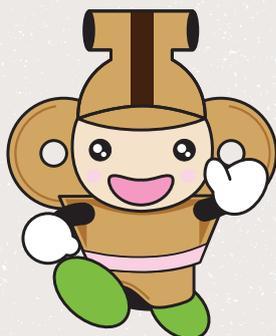
本庄市長
吉田 信解

このたび、平成30年に全戸配布した『本庄市くらしのガイドブック2018』を全面改訂し、市民の皆さまの暮らしに役立つ行政情報と地域の情報を掲載した『本庄市くらしの便利帳2021』を発行する運びとなりました。

この冊子は、掲載した広告費によって制作されています。広告掲載によりご支援いただきました事業所や関係団体の皆さまに厚くお礼申し上げます。

本庄市は、「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄～世のため、後のため～」を市政の柱とし、これからの輝かしい未来を次世代につなぐべく、少子高齢化への対応や次代を担う人材の育成、魅力発信の強化や環境・防災等の諸課題に対し、市民の皆さまのご協力をいただきながら、市政の発展に努めてまいります。

『本庄市くらしの便利帳2021』には、市の窓口での各種手続きや、毎日の生活に役立つ情報、観光情報などを掲載しております。本庄市で暮らしている皆さま、また、これから本庄市で暮らしていく皆さまに、利便性の高い情報誌としてご活用いただければ幸いです。



本庄市マスコット『はにぼん』

市内の古墳から出土した、全国でも珍しい「笑う盾持人物埴輪」をモデルに生まれた「はにぼん」。名前の由来はもちろん「埴輪」+「本庄」から。

1400年前の本庄から、未来の私たちに笑顔を届けるためにタイムスリップしてきました。

はにぼんグッズや着ぐるみの貸出など、はにぼんに関することは、はにぼんオフィシャルホームページをご覧ください。

市民活動推進課 施設運営係
☎0495-22-0828



はにぼん
オフィシャルホームページ

生産者の愛情が注がれた全国の逸品の数々

日本は
「特産品」で
あふれている



わが街とくさんネットで気軽にお取り寄せ

注文方法は
どれでもOK!



電話



FAX



インター
ネット

CHECK



わが街
とくさん
ネット

詳しくは [わが街とくさんネット](#)

GO

SCINEX 株式会社サイネックス・ネットワーク

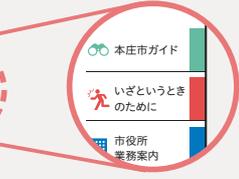
〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-6-13
TEL:06-6766-3360 FAX:06-6766-3345

家族みんなに役立つ1冊!

本庄市 ぐらしの便利帳の使い方

ほしい情報がスムーズに探せます。

皆様のご自宅にお届けした「本庄市 ぐらしの便利帳」は、
これから本庄市で、そしてずっと本庄市で暮らしていく、そんな方々のためのガイドブックです。
ぜひ、隅々までお読みいただいて、日々の暮らしにご活用ください。



Point
表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。



とっても便利な三部構成!



街への愛情が深まる **地域情報** 困った時に頼れる **行政情報** 毎日の暮らしを支える **生活情報**

手に取りやすい雑誌サイズだから
目につく場所に置いておけば重宝!
調べごとを思いついた際、パソコンと違って電源を入れる必要がないから、知りたい情報にすぐたどり着きます。テレビのリモコンなど普段使いが多い道具のそばに置いておくと便利です。

わが街の魅力を再発見できる
楽しい記事がぎっしり満載!
行政情報のほかに、地域情報のページには、自分たちが暮らすまちの歳時記やみどころなど、お子様から高齢者の方まで誰もが楽しめる記事がいっぱい詰まっています。

市内公共施設の利用方法が
ひとめでパッとわかります!
運動施設はもちろん、図書館や老人福祉施設などの情報が掲載されています。まちの公共施設を賢く利用して有意義な時間を過ごしましょう。

本庄市ホームページ



本庄市 検索

➔ <https://www.city.honjo.lg.jp/>

インターネットでさまざまな本庄市の情報を発信しています。

楽しいイベント情報や生活情報、市の施設案内など、役立つ情報がいっぱい!

- ・ぐらし・手続き
- ・子育て・教育
- ・健康・福祉・医療
- ・環境・まちづくり
- ・文化・スポーツ・観光
- ・仕事・産業
- ・市政情報



本庄市 くらしの便利帳 2021

CONTENTS

- 1 発刊にあたって
- 6 ライフサイクルインデックス



本庄市ガイド

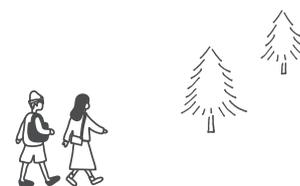
- 8 本庄市のプロフィール
- 10 広報観光大使／まちの情報ツール
- 12 本庄市の子育て環境
- 14 気軽に参加できる生涯学習／市民の健康づくりをサポート
- 16 本庄市の公共交通

Special Issue

18 本庄ライフのたのしみ方



- 20 歳時記
- 24 歴史・文化
- 28 自然
- 30 農産物・特産品・グルメ



HONJO PHOTO GALLERY



【 はにぼん 】



【 見玉町小平のひまわりとコスモス 】

行政ガイド

- 34 いざというときのために
- 40 市役所業務案内
- 43 届出・証明
- 50 税金
- 53 保険・年金
- 59 高齢者福祉
- 66 障害者福祉・その他の福祉
- 68 健康・医療
- 70 子育て・教育
- 80 ごみ・上下水道
- 88 暮らし
- 90 各種相談
- 93 議会・市政
- 94 公共施設案内



生活ガイド

- | | |
|-----------------|----------------|
| 100 本庄市児玉郡医師会 | 109 児玉商工会 |
| 102 本庄市児玉郡歯科医師会 | 110 暮らしのマップ |
| 103 本庄市児玉郡薬剤師会 | 112 リフォームの基礎知識 |
| 104 医療機関マップ | 116 葬儀の豆知識 |
| 108 本庄商工会議所 | 118 エコドライブ |



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



ライフサイクル インデックス




赤ちゃんが生まれたら
出生届…43
生まれた日から
14日以内に届け出




このマークの
場合には**市役所**に
届け出てください。


結婚したら
婚姻届…43
届け出た日から効力

結婚

- 届出…43
- 婚姻届
- 戸籍
- 住民登録



生活

- ごみ…80
- 水道…84
- 下水道…86




市外へ引越していくとき
転出届…46
引越す予定日の
1か月前から届け出


市外から引越してきたら
転入届…46
引越してきた日から
14日以内に届け出


市内で住まいが
変わったら
転居届…46
引越した日から
14日以内に届け出

壮年

- 健康…68
- 各種健診(検診)

緊急時



- 救急医療…34
- 防災………36
- 避難場所

誕生

- 届出………43
 - ・ 出生届
- 国民健康保険…53
 - ・ 加入の手続き
- 母子の保健……70
 - ・ 母子健康手帳

育児

- 予防接種……71
- 児童福祉……73
 - ・ 保育所(園)
 - ・ 認定こども園
 - ・ 幼稚園
 - ・ 子育て支援センター



成人

- 国民健康保険…53
- 国民年金………57

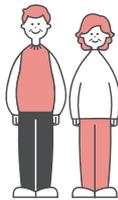
教育

- 学校…79
 - ・ 小・中学校
 - ・ 就学援助制度など



必要な方
印鑑登録
…45

高齢

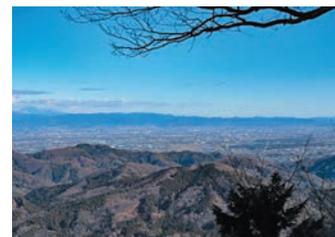


- 後期高齢者医療制度…56
- 国民年金………57
- 高齢者福祉………59
- 介護保険………59

家族が亡くなったら
死亡届…43
死亡の事実を知った日から
7日以内に届け出



〔 若泉公園の桜 〕



〔 横隈山山頂からの展望 〕

本庄市の プロフィール

本庄市ガイド

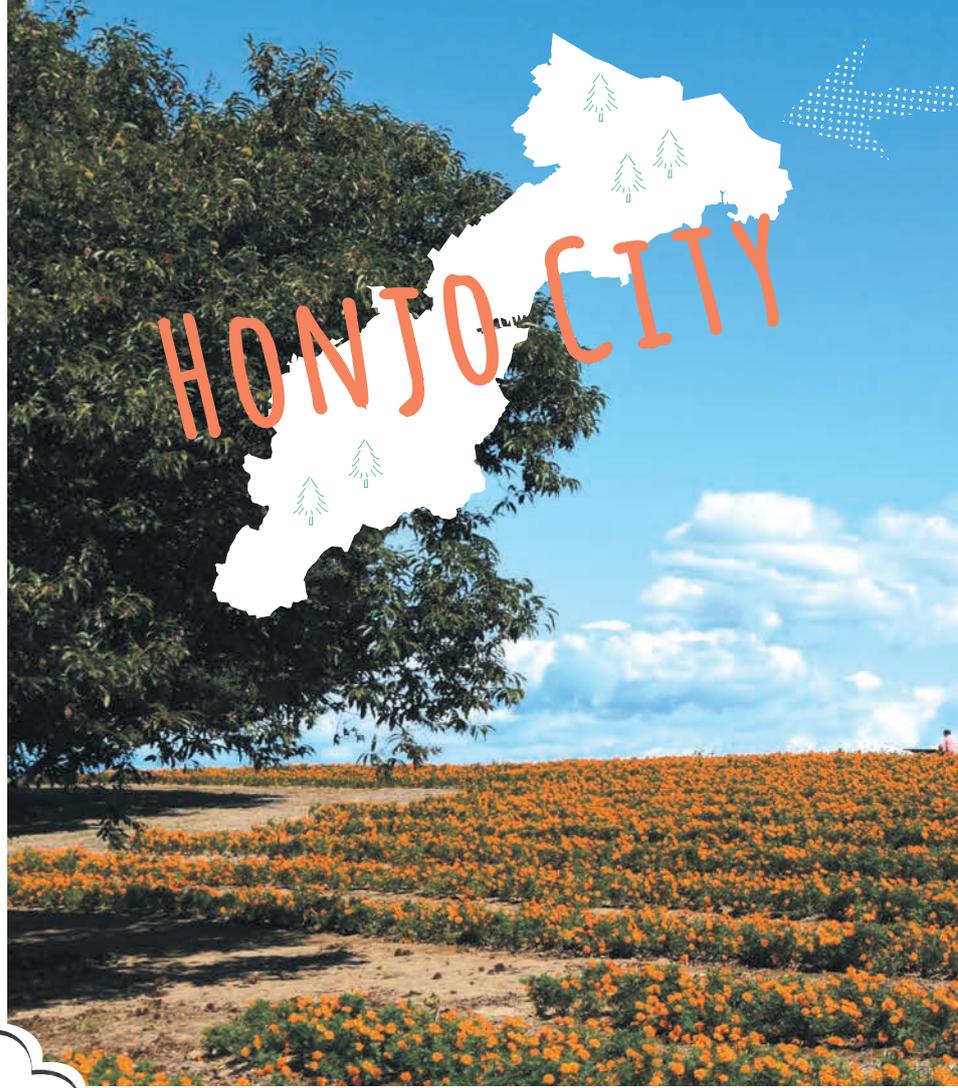


沿革

明治22年町村制の施行により、本庄地区では、本庄宿が「児玉郡本庄町」となり、児玉地区でも2町（児玉町・八幡山町）が合併し「児玉郡児玉町」が誕生しました。

昭和の大合併により、昭和29年7月1日、本庄町と周辺4村（藤田村・仁手村・旭村・北泉村）が「本庄市」となり、昭和30年3月20日には、児玉町と周辺3村（金屋村・秋平村・本泉村）が合併し「児玉郡児玉町」の範囲が拡大しました。その後、昭和32年7月両市町の間にある共和村が分村して、それぞれへ編入されました。

それから約50年を経て、全国で平成の大合併が進められ、現在の本庄市は、平成18年1月10日に本庄市と児玉町が合併し誕生しました。



人口・世帯

(令和3年4月1日現在)

男
38,849人



女
38,944人

総人口
77,793人



世帯
35,162世帯

SAITAMA

市章

本庄市の本を「モチーフ」に、赤は地域の活力と市民の情熱を、青は利根川などの豊かな水を、緑は恵みをもたらす農地や山林を象徴し、自然と調和しながら躍進する本庄市を表しています。



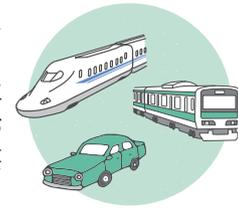
交通

鉄道は、JR高崎線・八高線・上越新幹線の3路線3駅を擁し、上越新幹線の本庄早稲田駅から東京駅は約50分で結ばれています。

また、道路は、東京と上信越方面を結ぶ関越自動車道の本庄児玉インターチェンジがあり、国道17号・254号・462号などの主要道が縦横に走っており、合わせて交通の要衝となっています。



八高線



高崎線

本庄市はトルコ共和国の共生社会ホストタウンです

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に参加するパラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現に向けてユニバーサルデザインの街づくり、心のバリアフリーの取り組みを進めています。ご縁があってホストタウン交流を行っているトルコ共和国との関係や、本庄市が応援している障害者スポーツの普及については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後もレガシーとして継続していきます。



広報 観光大使

本庄市にゆかりのある著名人に市をPRしていただくことで、市の知名度向上、イメージアップ、観光などの地域振興を図るものです。著名人だからこそ可能な情報発信力を活かし、全国に「本庄市を知ってもらおう」ことにつなげていきます。



まつかわ みき
松川 未樹さん
(演歌歌手)

幼い頃から歌手を目指し、厳しいレッスンにも耐え続け、2007年『おんな浜唄』でデビュー。数々の「新人賞」を受賞し、第46回日本作詞大賞では「優秀賞」を受賞。10周年記念曲第1弾『もらい泣き』を発売。アルバム『未樹の歌の旅...』は、「第58回輝く!日本レコード大賞企画賞」を受賞。2020年10月7日に、新曲『私らしくて』が発売。現在演歌のホープとして活躍している。



まゆづみ えりか
黛 英里佳さん
(女優)

日本テレビ系列「秘密のケンミンSHOW」の連続転動ドラマ『辞令は突然に...』で「東はるみ」役として出演し、注目を集める。毎日放送「住人十色〜家の数だけある家族のカタチ〜」ではリポーターとして全国のユニークな「家」を紹介している。現在は熊本県在住で、九州エリアにも活躍の場を広げ、テレビ熊本の情報番組「英太郎のかたらんね」では金曜コーナーにレギュラーメンバーとして出演している。



©TOKUSHIMA VORTIS
うちだ こうへい
内田 航平さん
(プロサッカー選手)

正智深谷高等学校を卒業後、2012年に水戸ホーリーホックに加入。プロ7年目となる2018年シーズンに自身初となる移籍を決意。中盤でのボールハンド能力に優れたMFとして活躍。2015年にはリオデジャネイロオリンピックを目指すU-22日本代表候補に選出される。チームメイトからのニックネームは「ウッチー」と呼ばれている。



いのうえ さゆり
井上 小百合さん
(女優)

2011年、「乃木坂46」第一期生として活動を開始。2020年4月にグループを卒業。現在は女優として数多くの舞台、映像作品に出演。近年の主な出演作は、ヴィレッジプロデュース2020 Series Another『カチカチ山』、DISTANCE -TOUR- 『ワイルドなサイドを行け』、朗読 蒲田行進曲完結編『銀ちゃんが逝く』、DISTANCE『醜態とaccept』など。



本庄市 公式ホームページ



各種手続きからイベント情報など、市のさまざまな情報を掲載しています。



広報ほんじょう

毎月1日・15日に発行しています。市ホームページではバックナンバーも閲覧可能です。広報を音声化した「声の広報ほんじょう」もホームページから視聴可能です。



(広報ほんじょう)



(声の広報ほんじょう)

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

LINE

▶ 本庄市LINE公式アカウント
市からのお知らせをLINEでお届けします。友だち登録して、受信設定で受け取りたい情報のジャンルを設定してください。



Instagram

▶ 本庄すまいる
市の魅力を発信し、皆さんが笑顔になれるような投稿を行います。皆さんからの「#本庄すまいる」を付けた投稿もお待ちしています。



▶ 本庄市文化財保護課
市の文化財や本庄早稲田の杜ミュージアムにまつわる話題をお届けします。



Twitter

▶ はにぼん (埼玉県本庄市)
本庄市マスコット「はにぼん」の活動や本庄市のPRを定期的に発信していきます。



Facebook

▶ てっ!ほんじょう
皆さんに「てっ!(本庄市の驚いたときに使う方言)」と驚いてもらえるような本庄市の情報を広報担当がお届けします。



▶ 本庄市マスコット「はにぼん」
本庄市マスコット「はにぼん」の活動状況や本庄市のPRを定期的に発信していきます。



本庄市の子育て環境

市では、安心して子育てできる環境づくりや取り組みを行っています。賢く利用して、より充実した子育てライフを送りましょう！



子育て支援センター

さまざまな活動を通して、子育て家庭をサポートしています。利用に関しては、事前の予約が必要な場合もあります。詳しくは各センターにお問い合わせください。

活動内容

子育て中の親子の交流の場を提供

親子で自由に遊んだり、遊びの会に参加できます。



育児相談・身体測定

電話相談、面接相談を行っています。(面接相談は事前の予約が必要です)



子育て情報の提供

講習会の開催や、イベント情報を提供しています。



子育てサークルの支援

活動場所の提供や、運営に関するアドバイスを行っています。



子育て支援センター一覧

市外局番0495

※各支援センターとも、休日は休館です。

施設名	所在地	TEL	時間
北泉保育園子育て支援センター	西五十子620-1	71-5806	月曜～金曜日 午前9時～午後3時30分
こごくら子育て支援センター	栄3-6-34	22-8739	月曜～金曜日 午前9時～正午、午後1時～3時30分
市立いずみ保育所子育て支援センター	小島5-5-45	22-4891(保育所)	月曜～金曜日 午前9時～正午、午後1時30分～4時
幼保連携型認定こども園コウガの森・梅花	見福1-2-7	22-4474	月曜～金曜日 午前9時～午後2時
児玉保育園子育て支援センターWith	児玉町児玉2448-1	72-0186	月曜～金曜日 午前9時～午後3時
西光保育園子育て支援センター	児玉町塩谷85-1	71-1115(直通)	月曜～金曜日 午前9時～正午、午後1時～3時
幼保連携型認定こども園コウガの森・共和	児玉町蛭川885	72-0104	月曜～金曜日 午前9時～午後2時

LINE

本庄市LINE公式アカウント

市からのお知らせをLINEでお届けします。



子育て情報ツール



* 本庄市子育て情報ガイド

子育てに関するさまざまな役立つ情報を掲載しています。電子書籍は二次元コードからご確認ください。



* 子育て応援サイト

妊娠・出産から子育てに関する情報を年齢別や目的別で検索できます。



* 子育て応援モバイルサイト

妊娠期から3歳までの知りたい情報が届きます。ぜひご登録ください。



児童センター

乳幼児から主に小学生までの子どもたちが自由に集い、遊べる場所です(乳幼児は大人の付き添いが必要です)。また、小さいお子さんを連れてお母さんたちの交流の場にもなっています。



児童センター一覧 市外局番0495

施設名	所在地	TEL	時間
前原児童センター	前原1-4-13	21-9820	月曜～土曜日 午前9時～午後5時45分 (遊べる時間は午後5時まで)
日の出児童センター	日の出2-5-56	21-0420	●日曜日・休日・年末年始
児玉児童センター	児玉町八幡山368	71-6805	

図書館

本館と児玉分館(セルディ内)の2館があり、どちらもお子さん向けの催し物を行っています。詳しくは毎月1日発行の広報ほんじょう及び図書館ホームページに掲載しています。



図書館本館 ☎0495-24-3746 児玉分館 ☎0495-73-1783
 所 千代田4-1-9(本館)、児玉町金屋728-2(児玉分館)
 時 午前9時30分～午後6時15分(本館のみ、木・金曜日は午後8時まで)
 休 毎週月曜日(休日の場合は翌日)、毎月月末日(土・日・月曜日及び休日の場合は翌平日)、年末年始、特別整理期間

Facebook

てっ!ほんじょう

皆さんに「てっ!」と驚いてもらえるような市の情報を広報担当がお届けします。



気軽に参加できる生涯学習

学ぶことは生活に潤いを与えてくれます。市では、自己を高めるだけでなく、人と人との交流の場となる生涯学習に力を入れています。

市民総合大学

市民の皆さんに向けて設置された生涯学習の場です。シニアコース、ミドルコース、ジュニアコースがあり、それぞれ1年制で開催します。身近な生活の知恵から社会問題、健康づくり、パラリンピック正式競技など、さまざまな学びを体験しませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

主催 本庄市・本庄市教育委員会(事務局:本庄市教育委員会生涯学習課)

協力 早稲田大学・公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパーク

定員 なし(注意:一部講座は定員あり)

受講生募集 毎年3月に行っています。詳しい内容につきましては、広報ほんじょうや市ホームページをご確認ください。



はにぼんプラザ

7つの機能(生涯学習機能、多世代交流機能、展示・情報発信機能、イベント会場機能、市民活動推進機能、健康づくり・子育て・福祉支援機能、防災機能)を有する誰もが使いやすい施設として、人と人が出会う交流の場となっています。



所 銀座1-1-1
☎ 0495-22-0828
開 午前8時30分～午後10時
休 12月29日から1月3日



市民総合大学 学校便り

市民総合大学では毎月、月初に学校便りを発行しています。市役所・セルディ・はにぼんプラザ・アスパシアこだま・各公民館で配布しています。また、過去の学校便りは市ホームページでも掲載しています。詳細は二次元コードをご確認ください。



市民の健康づくりをサポート

市民がスポーツ・レクリエーションを楽しむ時間を暮らしの中に取り入れ、健康で生き生きとした生活を送ってもらうためにさまざまな取り組みを行っています。

マイトレ教室

この教室では、1人ひとりにあわせた個別の運動プログラムを作成して、筋力トレーニング、有酸素運動、栄養改善の3つの視点から健康づくりを行っています。教室の詳細は二次元コードをご確認ください。



マイトレ教室3つのポイント

- 1 参加者1人ひとりの運動プログラムを作成
- 2 歩数計で、毎日の運動量を測ります
- 3 1か月ごとの運動状況を数字とグラフでお渡し



成果が目に見えて
分かるので楽しいです

はにぼん筋力トレーニング

通称「はにとれ」。高齢者を対象とした介護予防体操です。生活に必要な筋力を鍛え、元気な体をつくしましょう。



はにとれについて



厚労省HP
「集まろう! 通いの場」



はにぼんチャレンジに参加しよう!

健康で元気な生活ができる健康寿命を延ばすサポートをしています。はにぼんチャレンジに参加して、積極的に健康づくりをしながらポイントを集めましょう。対象事業の案内は二次元コードからご確認ください。



参加資格

20歳以上の本庄市民



本庄市の公共交通

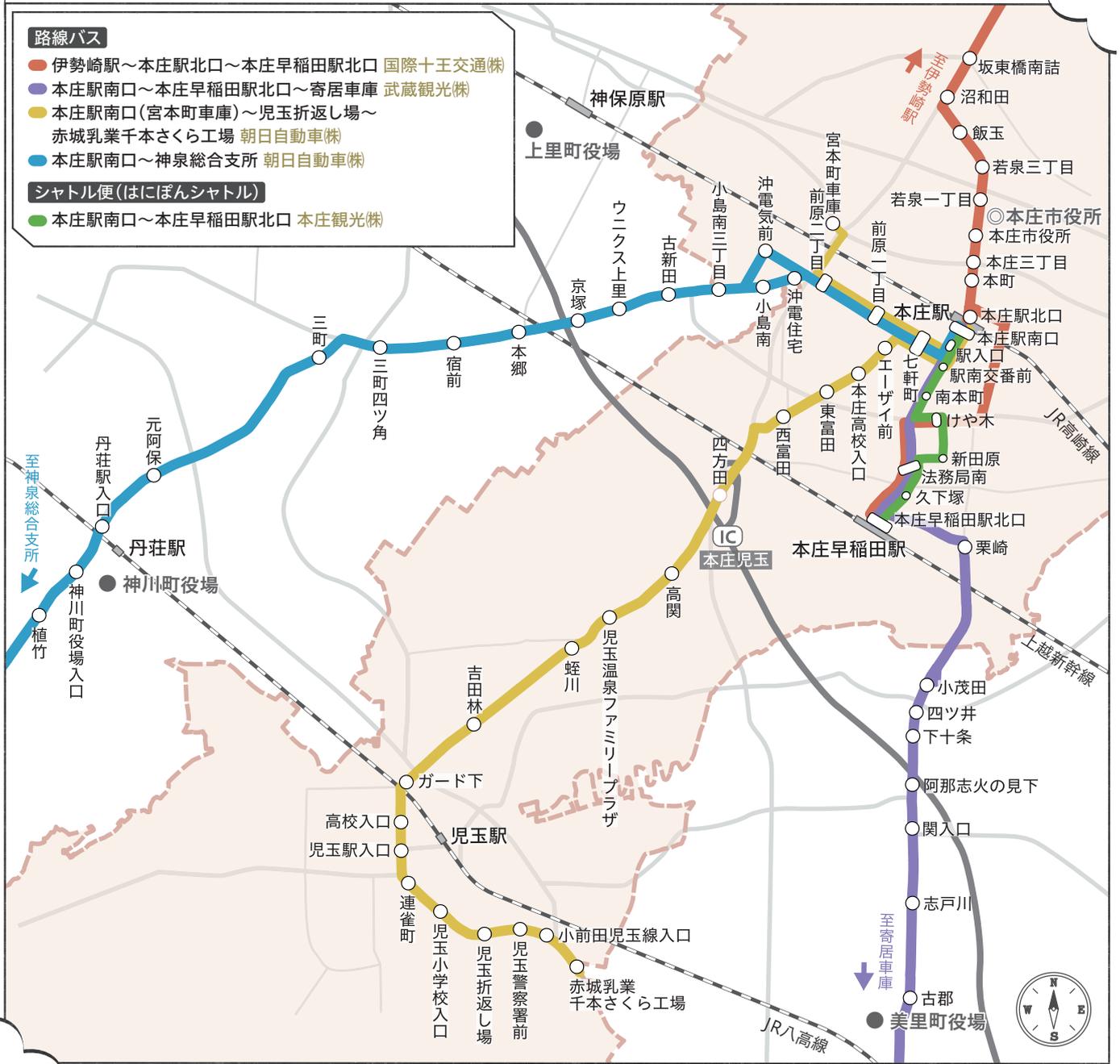
路線バス

路線バス

- 伊勢崎駅～本庄駅北口～本庄早稲田駅北口 国際十王交通(株)
- 本庄駅南口～本庄早稲田駅北口～寄居車庫 武蔵観光(株)
- 本庄駅南口(宮本町車庫)～児玉折返し場～赤城乳業千本さくら工場 朝日自動車(株)
- 本庄駅南口～神泉総合支所 朝日自動車(株)

シャトル便(はにぼんシャトル)

- 本庄駅南口～本庄早稲田駅北口 本庄観光(株)



はにぼんシャトル



本庄駅南口⇄本庄早稲田駅北口を定期的に運行します。

運行日時 毎日運行(※予約不要)

料金 大人(中学生以上)200円/小学生100円(未就学児は無料)

*運賃は、乗車時に現金または回数乗車券でお支払いください。

*回数券は、はにぼん号・もといずみ号(右記ページ参照)と共通です。車内、エコーピア・インフォメーションセンターで販売しています。

時刻表

本庄駅南口 発		時	本庄早稲田駅 発	
32	00	9	15	50
47	07	10	30	
	27	11	10	50
	07	12		
	37	13	20	
57	17	14	00	40
	47	15	30	
	27	16	10	50
	07	17	50	
47	07	18	30	

デマンド交通「はにぼん号・もといずみ号」

市内を4地域に分け、各地域内の停留所から停留所まで運行する予約制の乗り合いバスです(ほかのお客様も乗り合わせます)。地域をまたぐ場合は、共通停留所で乗継が必要です。

運行日 月～土曜日(日曜・休日・12/29～1/3は運休)

時間 午前8時～午後5時(昼休憩あり)

*最終降車時間は午後5時。

*児玉山間は、通学用として、午前7時40分(いろは橋折返場発)、午後6時10分(児玉中学校発)の運行をしています。席に余裕がある場合、予約のうえで一般の人も乗車できます。

料金 大人(中学生以上)300円/小学生150円/未就学児(同伴必要)無料

乗車時に、現金または回数乗車券で支払います。回数乗車券は車内やエコピア、インフォメーションセンターで販売しています。

*障害者手帳の提示で、本人と介護者は150円割引になります。

回数乗車券 料金

対象	1,000円分 (100円券×10枚)	500円分 (50円券×10枚)
①一般	800円	400円
②65歳以上	700円	②③は保険証など年齢の分かるもの、④は運転経歴証明書が必要です。
③75歳以上	600円	
④運転免許証返納者	600円	



乗継割引

はにぼん号・もといずみ号、はにぼんシャトル、路線バス(朝日自動車の運行するバス)を乗り継いで利用される場合は割引制度があります。必要な人は最初に乘った交通機関で運賃を支払う時に乗務員へお知らせください。

予約方法

予約センター
TEL 0495-21-7797

営業時間 午前8時～午後5時(日曜・休日・12/29～1/3は休業)

予約できる日 利用日の1週間前から利用日当日まで(予約センター休業日は除きます)

① 電話で、次の希望を伝えます。

- 乗りたい日にちと時間
- 乗る場所(停留所)
- 降りる場所(停留所)
- 利用する人数



予約の時に、停留所で乗る時間をお伝えします。

② 予約の時間に停留所に行きます。時間に余裕をもって到着するようにしましょう。乗車時に料金を支払います。

- ⚠️ 予約状況により、希望に沿えない場合があります。
- ⚠️ 目的地への到着時間を指定することはできません。時間に余裕をもって予約ください。

※その他詳細については、市役所、アスパアこだま、図書館、各公民館、湯かっこ、つきみ荘などに用意している「本庄市公共交通ガイド」でご確認ください。

POINT

- ★「午前9時から10時の間に乗りたい」という具合に、予約時間に幅・余裕をもちましょう。
- ★スムーズに予約するために、できるだけ停留所の名前で予約しましょう。
- ★帰りも利用するときは、行き予約と一緒に予約することをおすすめします。





東西南北、どの方面へもアクセス良好な本庄市。

中山道最大の宿場町として栄えた地ならではのまつり

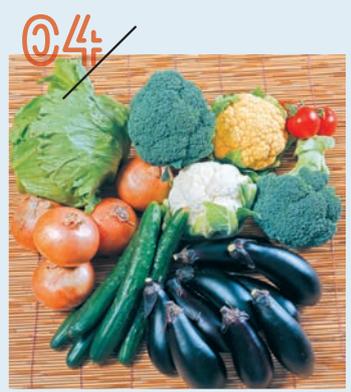
歴史の余韻がそこかしこに残っているまちの風景

土や緑、風や太陽に触れる自然の中でのスローな時間

豊かな自然で育まれた農産物やご当地グルメ

本庄市のあんなところやこんなところを紹介します。

このまちでの生活をたのしむ“ヒント”となりますように。



Contents

- 01 歳時記.....P20
- 02 歴史・文化.....P24
- 03 自然.....P28
- 04 農産物・特産品・グルメ...P30

Lets Go!



TOPICS

リニューアルした
情報発信拠点
「テラスパ本庄」
に行ってみよう!

まちの玄関口であるJR本庄駅直結の情報と交流の広場です。観光をはじめ、市内の情報を幅広く案内するほか、市にゆかりのある物産品等を販売しています。カフェも併設されているので、お友達やご家族と訪れてみてはいかがでしょうか？

テラスパ本庄
ホームページ

カフェ×テラスパ
Instagram



熱気あふれる伝統的行事

みんな大好き まちのイベント

「ケンカみこし」の異名をとるこだま夏まつりや絢爛豪華な本庄まつりは、ぜひ参加して欲しい本庄市のまつりのひとつです。ほかにも数多くのまつりやイベントが一年を通して行われています。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、開催時期等が変更・中止になる可能性があります。

こだま千本桜まつり **a**

小山川沿い両岸に、約5kmにわたって植えられた約1,100本の桜が見頃を迎えます。郷土芸能やフリーマーケットなどのイベントをお楽しみください。



若泉公園桜まつり **b**

桜の名所若泉第一、第二公園周辺で、本庄のグルメや工芸品が販売されるブースが出店します。



本庄早稲田の杜 クロスカントリー&ハーフマラソン **c**

森林浴を楽しめるクロスカントリーコースとこだま千本桜沿いを走るハーフマラソンコースの2つから選択できます。



POINT

県道44号線沿いに約500mに渡って幻想的に夜空を彩る「こだま千本桜」をぜひお楽しみください!



3月

・八幡神社春祭り「植木市」

4月

- ・こだま千本桜まつり **a**
- ・若泉公園桜まつり **b**
- ・日本神社春祭り
「小平獅子舞・小平万作踊り」

・産泰神社春季例大祭

・城山稲荷神社大祭

・普寛霊場春季大祭

・御嶽山春祭り

・日枝神社春祭り「吉田林獅子舞」

・本庄早稲田の杜

クロスカントリー&ハーフマラソン **c**

5月

・岩谷堂まつり

・本庄総合公園春まつり **d**

・城立寺本庄薬師如来御開帳





本庄総合公園春まつり **d**

5月の青空の下、公園で語り合い、ふれあい、自然の恵みを満喫できる市民参加型のおまつりです。

POINT

互いのみこしを押し合い、ぶつけ合う光景は活気にあふれ、迫力満点！



本庄祇園まつり **f**

各町内の大人みこしや子どもみこし、団体のみこしが渡御する盛大なまつりです。

みこしを逆さまにして廻す「七軒町逆さ廻しみこし」や350年以上続く「台町の獅子舞」の奉納も行われます。

こだま夏まつり **e**

9基のみこしが市街地を練り歩きます。ケンカみこしの異名をとる荒々しく活気あふれるみこし同士の組み合わせも健在で、伝統ある町だからこそ、若者の力が光る祭礼です。



はにぼんフェスティバル **g**

本庄市マスコット「はにぼん」の8月28日の誕生日を記念して、8～10月の間に行われます。

7月

- ・こだま夏まつり **e**
- ・本庄祇園まつり **f**
- ・お姿流し

8月

- ・はにぼんフェスティバル **g**

Summer





塙保己一先生遺徳顕彰祭

塙先生の命日である9月12日に、遺徳をしのいで菊の花を供えます。



スポレクフェスタ

「みる・する・楽しむ」をキャッチフレーズに、さまざまなスポーツやレクリエーションを気軽に体験することができる参加型イベントです。

POINT

絢爛豪華な山車や、優雅なお囃子の音色が、独特な情緒をかもし出しています。



こだま秋まつり

児玉地域にある八幡神社の例大祭の祭典行事と、御神馬行列が巡行します。また、付け祭りとして3基の山車(古いものは明治27年製作)と1基の屋台がお囃子を奏でながら曳き廻され、交差点等で競演会などが行われます。



本庄まつり

「鎮守様のお祭り」として親しまれている金鑽神社のお祭りで、毎年11月2日・3日に行われます。2日は、各町内で山車の曳き回しが行われます。3日は、10基の山車が勢揃いし、市街地を巡行します。



9月

- ・阿夫利天神社例祭
- ・塙保己一先生遺徳顕彰祭

10月

- ・普寛霊場秋季大祭
- ・日枝神社秋祭り「吉田林獅子舞」
- ・石神社秋祭り「小平獅子舞」
- ・ふれ愛祭

11月

- ・児玉商工まつり
- ・スポレクフェスタ
- ・本庄まつり
- ・こだま秋まつり
- ・百体観音祭
- ・本庄商業祭
- ・金鑽神社神迎祭(旧暦11月1日)



Autumn





マリーゴールドの丘
イルミネーション

本庄早稲田の杜にあるマリーゴールドの丘公園に冬の彩りとして、イルミネーションの光を灯します。丘の上に広がる光と夜景の競演をお楽しみいただけます。



クリスマス・ディスプレイ

市内で生産されたポインセチア、ゴールドクレストなどの花きで作成したクリスマス・ディスプレイが市役所市民ホールで行われ、最終日には即売会も開催されています。

本庄市ガイド



スポーツ少年団交流大会

他校や他競技のスポーツ少年団が、綱引き・障害物競走など、さまざまな競技を一緒に行うことで交流を深めます。



市民元旦マラソン

一年の計は元旦にあり。初日を浴びて新年の第一歩を元旦マラソンで迎えます。



木遣りうた・纏振り
梯子乗り

新たな年のはじまりに、安全を祈願して行われる伝統行事。本庄鳶職組合による見事な技に、市民ホールが緊張と拍手に包まれます。

12月

- ・マリーゴールドの丘 イルミネーション
- ・クリスマス・ディスプレイ
- ・スポーツ少年団交流大会

1月

- ・市民元旦マラソン
- ・八幡神社元旦祭
- ・木遣りうた・纏振り・梯子乗り

- ・高尾山だるま市
- ・立岩寺元三大師大祭(だるま市)
- ・別所厄除観音例祭
- ・長谷観音大祭
- ・道祖神祭(どんど焼)
- ・虚空蔵尊例祭(だるま市)





没後200周年 大事業を成し遂げた国学者

はなわ ほきいち
塙保己一 (1746~1821年)

江戸時代の中頃の延享3(1746)年に武蔵国児玉郡保木野村(本庄市児玉町保木野)に生まれました。

7歳の時に病気のために失明し、15歳になって江戸に出て当道座(盲人の組織)に入り、検校雨富須賀一に弟子入りました。保己一は当道座での修業を積み苦勞を重ねて立身し、晩年には当道座の最高位である総検校に昇進しました。

保己一は国学者としても著名であり、「群書類従」や「続群書類従」の編さん、さらには和学講談所の設立及び運営、当道座の改革など多大な功績を残しています。中でも群書類従の編さんは41年を費やした大事業であり、正編666冊、続編1,185冊は、現在、日本の文学・歴史等を研究するうえで欠くことのできない重要な資料となっています。



塙保己一旧宅

保己一が15歳まで過ごした家。入母屋造りの茅葺き2階建ての民家で、国の史跡に指定されています。

所 児玉町保木野325



POINT
「塙保己一の生涯」という動画を公開しています。



詳しくはこちら



塙保己一記念館

保己一の遺品や関係資料を収蔵展示し、保己一の残した偉業について紹介しています。

所 児玉町八幡山368番地
(アスパアこだま内)

☎ 0495-72-6032

開 午前9時~午後4時30分

休 月曜日

(休日の場合は翌日)、

年末年始(12月28日~1月3日)



塙保己一没後200周年記念ロゴマーク

応募された194作品の中からロゴマークが決定しました。今後、このロゴマークを活用して、「塙保己一没後200周年」を広くPRしてまいります。



近代文化遺産。このまちに残る数々の文化財は私たちにまちの歴史を教えてください。

郷土の偉人、今も息づく数々の遺産、
まちの歴史を辿る

養蚕と絹のまちのシンボル

旧本庄商業銀行煉瓦倉庫

明治27(1894)年に設立した本庄商業銀行が、担保の生繭や生糸を貯蔵するため明治29(1896)年に中山道沿いに建設しました。左右対称式の窓、二階は全面フロア、キングポストトラス式の釣り天井などの建築様式で、養蚕の町本庄当時の歴史的景観をとどめています。

所 銀座1-5-16 ☎ 0495-71-6685



POINT
 絹産業で培われた技術は、「本庄織物(本庄緋)」として今も受け継がれている伝統品です。
 ▶ 詳しくはP31

本庄市ガイド



児玉町旧配水塔

昭和6(1931)年に建設されたこの配水塔は、当時児玉町内5,000人に水道水を供給するために設けられた高架水槽です。外見は塔型で内部の上層に貯水槽を設け、下層にポンプ室を配置しています。

所 児玉町児玉323-2

旧本庄警察署

明治16(1883)年にコリント様式を採用して建設された本庄初の本格的洋風建築です。2階のベランダにはアカンサスの葉を彫刻した柱が並ぶなど各所にモダンなデザインが見られます。

所 中央1-2-3



寺坂橋

明治22(1889)年に旧伊勢崎道の元小山川に架けられた石造アーチ橋です。近代的な切石を用いたアーチ橋で現在現役の石造アーチ橋としては埼玉県最古の橋です。

所 中央2



間瀬堰堤

昭和12(1937)年に埼玉県で最初に建設された本格的な重力式ダムです。東日本では最古の農業用重力式コンクリートダムとして貴重な近代化遺産です。

所 児玉町小平

Instagram

本庄すまいる

市の魅力を発信し、皆さんが笑顔になれるような投稿を行います。



雉岡城跡

雉岡城は別名を八幡山城ともいい、戦国時代初期に関東管領山内上杉氏が築いたと伝えられます。春には桜の名所となり、親しまれています。

所 児玉町八幡山446



かなさな 金鑽神社

中山道本庄宿の西端に位置し、本庄宿の総鎮守として崇敬された神社です。弘治2(1556)年に本庄城を築いた本庄実忠により勧請され本庄領の総鎮守となりました。

所 千代田3-2-3

POINT

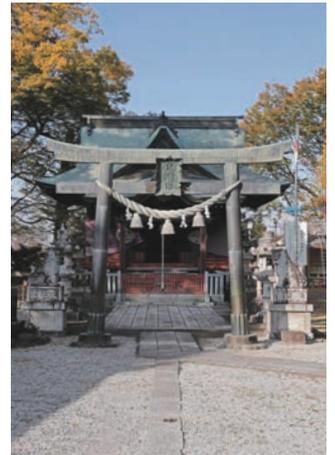
建立時に献木したものと伝えられているクスノキは、根回り10m、高さ20mで、北関東では最も大きいクスノキです。



八幡神社

永承6(1051)年、源義家が奥州合戦の際にこの地に立ち寄り祭壇を設けて戦勝を祈願し、勝利後、再び立ち寄って石清水八幡宮を勧請したと伝えられています。

所 児玉町児玉198



中山道最大の宿場町だった本庄

本庄城廃城後まもなく、城の南方に中山道が整備され、城下町も移動し本庄宿が誕生しました。ここは、交通拠点としての地の利があり、中山道を中心に越後、信州、周辺各地への分岐点となった地域でした。天保14(1843)年には人口4,554名、家数1,212軒と、中山道最大の宿場町にまで発展しました。



▲中山道分間延絵図・本庄宿(模写)



【 金鑽神社のクスノキ 】



【 高窓の里 】

令和2年10月15日OPEN

本庄早稲田の杜ミュージアム

本庄市と早稲田大学が共同で運営するミュージアムです。市展示室では、盾持人物埴輪や国内唯一の完形品であるガラス小玉鋳型などを、大学展示室では、世界各地の考古・民族資料を展示しています。本庄地域そして世界の歴史や文化の魅力を感じに、ぜひお越しください。

- 所 西富田1011 早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター1階
- ☎ 0495-71-6878
- 開 午前9時～午後4時30分
- 休 月曜日(休日の場合は翌日) 年末年始(12/28～1/3)

POINT
市のマスコットはにぼんのモデルになった埴輪です!



たてもちじんぶつ
盾持人物埴輪

全国的にも珍しい笑う表情を持つ埴輪です。頭にかぶり物をつけ、大きな耳と鼻を持ち、口には歯を表現した痕跡があります。およそ1,400年前に作られた「前の山古墳」から出土しました。



本庄市ガイド



ガラス小玉鋳型の完形品

薬師堂東遺跡は古墳時代中期から平安時代前半にかけての集落遺跡で、竪穴住居跡から7世紀中頃のガラス小玉鋳型188点が出土しました。そのうち1点は全国で唯一の完形品です。

本庄に最初にきた人々が残したものの

本庄で最古級の遺物は、小島石神境遺跡と西五十子田端屋敷遺跡で発見された、今から20,000年以上前の旧石器。主に長野県の和田峠付近で産出する、黒曜石で作られたナイフ形石器です。



私たちのまちの貴重な文化財情報を発信中!

市の文化財の魅力を皆さんに伝えるために、インスタグラムで情報を発信しています。皆さんも「#本庄文化財めぐり」でぜひ投稿してみてください。





HONJO PHOTO GALLERY









[土器に興味津々]



マリーゴールドの丘公園

本庄早稲田駅の東側に位置し、公園名のとおり秋に咲くマリーゴールドが有名な公園です。

日時計が設置された丘の上からは、赤城、榛名、妙義といった上毛三山を始め、北関東の壮大な山々を望むことができます。

所 早稲田の杜
1-13-1外



POINT
冬のイルミネーションもとてもきれいです。

四季折々の表情をみせる まちの自然風景

素朴な風景とゆったり流れる時間。公園や花の名所も数多くあり、
本庄の豊かさを知るためのスローライフな環境が整っています。



所 児玉町小平653外



ふるさとの森公園

自然豊かな公園でハイキングコースとしてもびったりです。暖かくなるとバーベキュー広場は多くの人でにぎわいます。申し込みの詳細は二次元コードを参照してください。



若泉第一公園(左)・若泉第二公園(右)

大人気お花見スポットには約160本の桜がトンネル状に咲き乱れ、川面に浮かぶ無数の花びらが春の情緒を醸し出します。

所 中央3-53-3外(第一公園)、
千代田4-52外(第二公園)



POINT
市内最大の公園！
子どもも大人も
楽しめます！

本庄総合公園

子ども広場「わんぱーく」、芝生広場、バーベキュー施設、ドッグラン、シルクドーム(体育館)や毎年プロ野球のイースタンリーグ公式戦が行われるケイアイスタジアム(市民球場)などの施設が充実しています。



所 北堀433外

**ほかにもあります！
市内の公園**
ここで紹介できなかった公園がまだまだあります。家族や友達と公園巡りに出かけてみてはいかがですか？詳しくは、市ホームページをご確認ください。



花の名所巡り

春夏秋冬、自然豊かな本庄市は、色とりどりの花を楽しむことができるのも魅力のひとつです。有名なスポットから穴場スポットまで、あなたのお気に入りスポットを探してみませんか？

本庄市ガイド



桜

こだま千本桜

所 児玉町小山川河畔



桜

若泉第一・第二公園

所 千代田4丁目外



ぼたん

瑠璃ぼたん園

所 児玉町上真下451



藤

長泉寺 骨波田の藤

所 児玉町高柳901



芝桜

児玉総合運動公園

所 児玉町小平1258外



ヤマツツジ

稲沢ハイキングコース

所 児玉町稲沢



あじさい

あじさいの小路

所 児玉町小平



マリーゴールド

マリーゴールドの丘公園

所 早稲田の杜1-13-1外



蓮

本庄総合公園

所 北堀433外



曼珠沙華

水押川

所 児玉町秋山地区



梅

大光山 円通寺

所 児玉町金屋84



ロウバイ

観光農業センター

所 児玉町小平653

花ごよみ



花の名所については、観光協会ホームページでも詳しく紹介しています。

How to enjoy Honjo Life



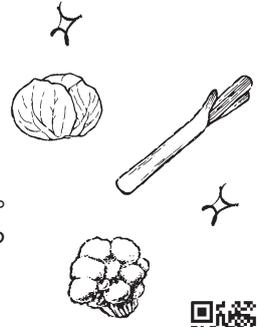
本庄ライフの
たのしみ方

④ 農産物・
特産品・グルメ

市民のみんなに愛される

逸品の数々

「本庄で作れない野菜はない」といわれるほど農業が盛んな本庄市。大地の恵みが育んだおいしいものや受け継がれている伝統品は誇れるものばかりです。



市内の直売所については、本庄市観光協会ホームページよりご確認ください。

大地が育てた農産物

埼玉県内有数の野菜産地の本庄市。きゅうりやなす、玉ねぎ、レタス、いちごなど、収穫したばかりの新鮮でおいしい野菜や果物を手軽に味わうことができます。



POINT
「本庄美人」というブランドネギをご存知ですか？赤城おろしの寒風にあたり甘みが強いのが特徴です。

————— は旬もしくは特におすすめの時期です(出荷時期や旬については、天気等の影響により変動する可能性があります)。

わがまちのソウルフード



そば

地元の住民が中心となって運営している「ふれあいの里いずみ亭」では、風味豊かなこだわりの味が楽しめます。



◀ふれあいの里
いずみ亭



なっとうピザライス

本庄市を中心とした埼玉県北部地域で喫茶店を中心とする飲食店のほか、家庭でも手軽に食べられてきました。新たなご当地グルメです。



どらQ

きゅうりとどら焼きがコラボしたスイーツです。餡に挟まれたきゅうりのシャキシャキの触感がアクセントとなっています。



POINT

練った小麦粉を「つみとる」の方言からその名が付けられたといわれています。



伝統と文化を受け継ぐ特産品



桐製品

昭和30年代まで生糸とともに「桐の街」といわれ桐の集積地だった本庄。桐製品店では、大学やコーヒーショップとの共同による新商品の開発など行っています。



本庄織物ほんじょうかすり(本庄緋)

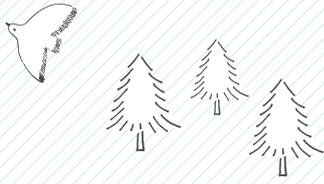
絹産業が盛んだった頃、農家の副業から始まったとされる太織りの絹織物。県の伝統的手工芸品にも指定されています。近年では、本庄緋を利用したバッグなどもあります。



本庄市は花き栽培も盛んです!!

毎年12月に市内で生産されたポインセチア、ゴールドクレスト、洋ラン、ガーデンシクラメンなどの鉢物を使った「クリスマス・ディスプレイ」が市役所市民ホールを彩ります。





行政ガイドインデックス

いざというときのために 34

- ▶ 救急医療
- ▶ 感染防止の3つの基本
- ▶ 日常生活における基本的な生活様式
- ▶ 防災
- ▶ 指定避難所・指定緊急避難場所

税金 50

- ▶ 個人市民税・県民税
- ▶ 法人市民税
- ▶ 固定資産税・都市計画税
- ▶ 軽自動車税種別割
- ▶ 市税証明書等の交付
- ▶ 市税の納付

市役所業務案内 40

保険・年金 53

- ▶ 国民健康保険
- ▶ 国民健康保険事業
- ▶ 後期高齢者医療制度
- ▶ 国民年金

届出・証明 43

- ▶ 届出
- ▶ 休日・夜間の窓口体制
- ▶ マイナンバー
- ▶ パスポートの申請手続き

高齢者福祉 59

- ▶ 介護保険制度



[そばの花]



[本庄野菜]

障害者福祉・その他の福祉 66

- ▶ 障害者の福祉
- ▶ 社会福祉

健康・医療 68

- ▶ 成人の保健
- ▶ 予防接種
- ▶ 献血

子育て・教育 70

- ▶ 母子の保健
- ▶ 予防接種
- ▶ 保育所・幼稚園等
- ▶ 子育て支援
- ▶ 手当・医療費助成・貸付制度
- ▶ 小中学校
- ▶ 教育資金の貸付
- ▶ 生涯学習

ごみ・上下水道 80

- ▶ 家庭ごみの分け方・出し方
- ▶ 水道
- ▶ 下水道
- ▶ 浄化槽

暮らし 88

- ▶ 犬の登録・狂犬病予防注射
- ▶ 交通災害共済
- ▶ 市営自転車等駐車場
- ▶ 自治会
- ▶ 国際交流

各種相談 90

- ▶ 市民相談

議会・市政 93

- ▶ 市議会
- ▶ 情報公開・個人情報保護制度
- ▶ 広報
- ▶ 広聴

公共施設案内 94

- ▶ 本庄市マップ
- ▶ 公共施設一覧





いざというときのために

救急医療

休日急患診療所

問 本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所
☎0495-23-3322

診療日	日曜日・休日・年末年始(12月30日～1月3日) 平日木曜日夜間
診療時間	午前9時～正午、午後1時～4時、 午後7時～10時 ※平日木曜日夜間は、午後8時～10時
場所	本庄市保健センター内(北堀1422-1)
診療科目	内科系疾患

※健康保険証を持参してください。

在宅当番医

日曜日・休日の午前中に、本庄市・児玉郡内の医療機関が輪番制で外科系の初期救急医療を行います。

場所 当番の医療機関

※『広報ほんじょう』、市ホームページで確認できます。

診療時間 日曜日・休日の午前中

※ゴールデンウィーク・年末年始(12月30日～1月3日)は除く

ほんじょう健康相談ダイヤル24

問 ☎0120-122-885

病気・けが・育児・介護などでお悩みのとき、救急搬送を迷っているとき、看護師・保健師・医師などの専門相談員が24時間体制で電話相談に応じます。

急な病気やけがで、医療機関を受診すべきか判断に迷ったときなど、お気軽にお電話ください。相談内容などのプライバシーは厳守しますので、安心してご相談ください。

※通話料・相談料無料 携帯電話からも利用可能

※本庄市民のみ利用できます。

埼玉県救急電話相談

大人・小児共通電話相談 「#7119」

相談時間 24時間365日

救急医療相談に看護師が対応します。IP電話、PHSをご利用の場合は「☎048-824-4199」へおかけください。健康相談、育児相談には対応しません。

※従来同様、下記の電話番号からも利用できます。

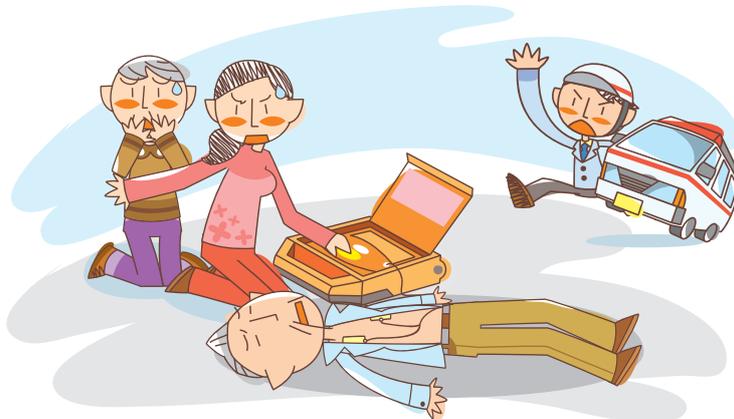
小児救急電話相談 #8000または☎048-833-7911

夜間診療などの病院等のお問い合わせ(24時間対応)

救急車を呼ばなくても病院等へ行くことができる場合、診療可能な医療機関をご案内します。

・児玉郡市広域消防本部指令課 ☎0495-24-1119

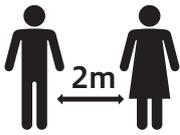
※診療科目によっては児玉郡市以外の医療機関をご案内することもあります。



いざというときのために

感染防止の3つの基本

①身体的な距離の確保



人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空け、会話をするときは真正面を避けましょう。また、遊びに出かけるときは、屋内より屋外を選びましょう。

②マスクの着用



外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用しましょう。気温、湿度が高いときは、熱中症に気をつけましょう。2歳以下のお子さんは、マスクの着用は不要です。

③手洗い



家に帰ったら、まず手や顔を洗いましょう。また、できるだけ着替え、手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗いましょう。

日常生活における基本的な生活様式



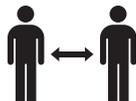
①まめに手洗い・手指消毒



②咳エチケットの徹底



③こまめに換気



④身体的距離の確保



⑤密集・密接・密閉(3密)の回避



⑥朝の体温測定、健康チェック

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控えましょう
- 帰省や旅行はひかえめにし、出張などはやむを得ない場合のみ行くようにしましょう
- 発症したときのために、誰と・どこで会ったかをメモしておきましょう
- 地域の感染状況に注意して行動しましょう

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い方と会う際には、体調管理をより厳重にしましょう。
 ※発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養しましょう。

新型コロナウイルス関連情報

新型コロナウイルス関連の最新情報は、市ホームページでご確認ください。



防災

命を守る日頃の備え

避難場所の確認

あらかじめ近くの指定緊急避難場所と、そこまでの避難経路を確認しておきましょう。

家庭でできること

- ・家族と災害時の連絡方法や集合場所を話し合っておきましょう。
- ・3日分(可能であれば7日分)の水・食料を備蓄しておきましょう。
- ・懐中電灯や携帯ラジオ、生活用品などを備蓄しておきましょう。

地域でできること

災害時に地域で助け合えるよう、自治会や自主防災組織、消防団等の活動に参加しましょう。

家庭で備蓄しておくとおよいもの

- ・水…1人1日3ℓ×3日分
- ・食料…乾パンや缶詰、フリーズドライ食品などの調理不要で長期保存可能なもの
- ・カセットコンロ・ボンベ
- ・LEDランタン…1家族3個程度
- ・ヘッドライト…1人1個
- ・電池…保存期間の長いものを多めに
- ・携帯トイレ…1人1日3～5袋
- ・ラップ ・ポリ袋
- ・口腔ケア用ウェットティッシュ
- ・からだふきウェットタオル
- ・新聞紙 ・トイレトペーパー
- ・大判ハンカチ ・タオル
- ・手ぬぐい ・マスク
- ・その他、常備薬や乳幼児用、高齢者用など必要に応じて備蓄しましょう。



食料の一週間備蓄法

1～3日目は冷蔵庫、冷凍庫内の物から、買い置きしている食料を食べます。

4～7日目にカップラーメンやレトルト食品、フリーズドライ食品などを食べます。

そのために、カセットコンロ・ボンベと非常食の備蓄、普段からの食料の買い置きをしておくことが大切です。



いざという時のために



防災行政無線メール配信サービス

防災行政無線で放送した内容をメール配信していません。

登録方法

bousai.honjo-city@raidan.ktaiwork.jpに空メールを送信します。下記の二次元コードから送信することもできます。

折り返し、「(bousaihonjo ML)へようこそ!」というメールが届きます。このメール本文の本登録用のアドレスをクリックして、案内に沿って本登録をしてください。登録完了のメールが届けば登録完了です。

※迷惑メール対策などで受信拒否設定をしている場合は、次のアドレスからのメールが受信できるように設定してください。

honjo-city@raidan.ktaiwork.jp



防災行政無線自動応答サービス

☎0495-22-1351

防災行政無線で放送した内容を、電話で再度聞くことができます(一部の放送を除く)。

埼玉県防災情報メール

埼玉県では、パソコンや携帯電話のメールアドレスに気象情報や地震情報などを配信しています。登録は次のとおりです。

パソコン・携帯電話から下記URLへアクセス

<http://saitamapref.bosai.info/bosaimail/index.html>

携帯電話の場合は、二次元コードから登録できます。



災害用伝言サービス

災害時、電話がつながりにくい状態になった場合に、伝言を録音・再生することで安否確認ができます。あらかじめ家族で連絡方法を決めておき、日頃から体験利用しておきましょう。

体験利用日

毎月1日、15日、1月1~3日など

災害用伝言ダイヤル

固定電話や公衆電話から利用できます。

「171」にダイヤルし、ガイダンスにしたがって録音または再生することができます。詳しい利用方法は次のURLをご覧ください。

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

災害用伝言板

携帯電話各社が提供する「災害用伝言板」では、携帯電話単位で安否情報を登録・再生できます。

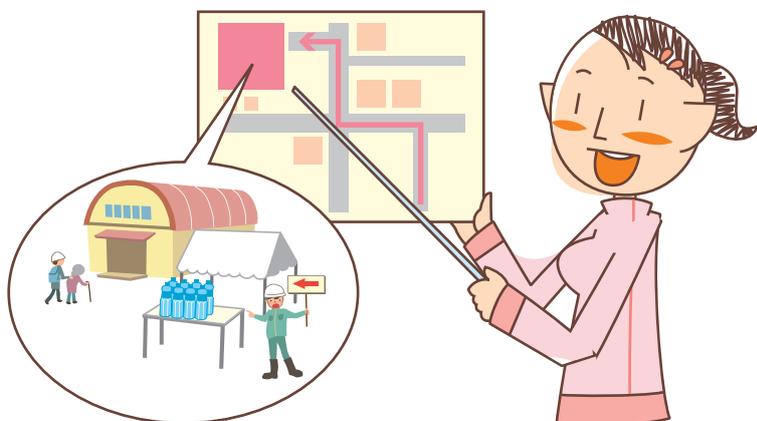
NTT災害用伝言板web171では、携帯電話番号及び固定電話番号単位で安否情報を登録・確認できます。

総務省ホームページ(災害用伝言サービス)

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html



い
ま
の
と
き
の
た
め
に



指定避難所・指定緊急避難場所

本庄地域

いざというときのために

指定緊急避難場所	指定避難所	所在地
図書館本館		千代田4-1-9
本庄西中学校	○	千代田4-3-1
本庄西小学校	○	千代田4-3-2
市民活動交流センター (はにぼんプラザ)		銀座1-1-1
本庄市役所		本庄3-5-3
本庄公民館		東台5-2-33
本庄東小学校	○	日の出1-2-1
本庄東高等学校		日の出1-4-5
日の出児童センター		日の出2-5-56
本庄東公民館		日の出2-8-28
本庄東中学校	○	日の出4-2-45
前原児童センター		前原1-4-13
本庄高等学校	○	柏1-4-1
本庄南小学校	○	栄3-6-24
勤労青少年ホーム		小島南1-8-2
旧本庄市民体育館		小島南1-8-3
保健センター跡地		小島南2-4-12
本庄西公民館		小島1-10-4
長松寺		小島5-4-12
若泉運動公園武道館		小島6-11-14
見福公園		見福2-11
中央小学校	○	緑1-16-1
本庄南中学校	○	緑3-13-1
藤田小学校	○	牧西1171
藤田公民館		牧西1210-3
宮戸農民センター		宮戸272-1

指定緊急避難場所	指定避難所	所在地
堀田集落センター		堀田958
滝瀬集荷所		滝瀬1437-2
仁手小学校	○	仁手618
仁手公民館		仁手665-1
本庄第一高等学校		仁手1789
本庄第一中学校		仁手2167-1
旭小学校	○	都島78
旭公民館		都島238-1
老人福祉センターつきみ荘		沼和田127-1
あさひ多目的研修センター		沼和田1005
ケアイスタジアム (本庄総合公園市民球場)		北堀433
本庄総合公園体育館 (シルクドーム)	○	北堀433
保健センター		北堀1422-1
市民文化会館	○	北堀1422-3
北泉防災広場		北堀1824-1
北泉小学校	○	北堀1871-1
北泉公民館		早稲田の杜 5-12-29
本庄特別支援学校		栗崎828
早稲田大学本庄高等学院		栗崎239-3
本庄南公民館		今井377-2
障害福祉センター		いまい台2-43

- ・指定避難所とは、被災して帰宅ができない場合、一定期間避難生活をおくるためのところ
- ・指定緊急避難場所とは、命を守るため、災害の危険から一時的に逃げる場所

わが家の災害時連絡先リスト



年 月 日

家族で防災会議をしましょう

わが家の緊急時の避難(集合)場所	緊急のときのわが家の主要連絡先	安否情報を取り次いでくれる人(遠方の親戚や友人)の連絡先
一時避難所	名前	名前
	電話番号	電話番号
避難所	メール	メール

児玉地域

指定緊急避難場所	指定避難所	所在地
児玉中学校	○	児玉町八幡山438
児玉高等学校		児玉町八幡山410
大久保ひろば		児玉町児玉1113
児玉小学校	○	児玉町児玉1355-1
下町自治会館		児玉町児玉1697
児玉中央集会所跡地		児玉町児玉1825-6
久美塚保育所		児玉町児玉2351-1
山王自治会館		児玉町児玉2420
児玉公民館跡地		児玉町児玉2510-1
競進社模範蚕室		児玉町児玉2514-27
児玉文化会館(セルディ)	○	児玉町金屋728-2
児玉総合公園体育館(エコーピア)	○	児玉町金屋753-1
児玉白楊高等学校		児玉町金屋980
金屋小学校	○	児玉町金屋1116-1
旧金屋保育所		児玉町金屋1173
宮内東公会堂		児玉町宮内1350-3
塩谷集会所		児玉町塩谷599

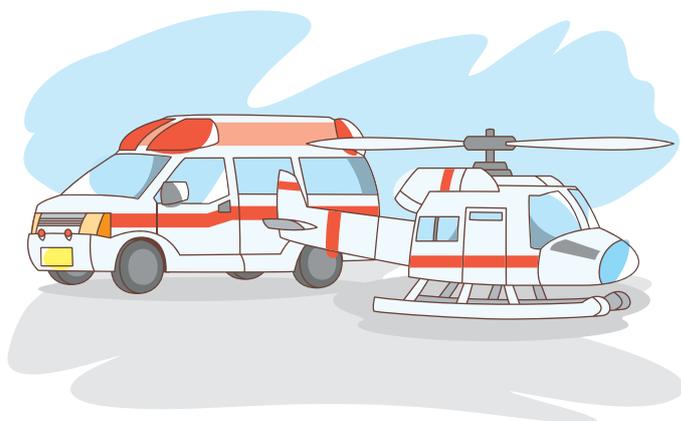
指定緊急避難場所	指定避難所	所在地
秋山会館		児玉町秋山1401-1
秋平さくら保育園		児玉町秋山2527-1
秋平小学校	○	児玉町秋山2531
観光農業センター		児玉町小平653
コウガの森・共和		児玉町蛭川885
共和小学校	○	児玉町蛭川895-1
共和公民館		児玉町蛭川915-5
吉田林自治会館		児玉町吉田林212
下浅見文化財収蔵庫		児玉町下浅見867-11
本泉小学校(休校中)	○	児玉町河内660
生活改善センター		児玉町河内670-10
遊楽荘		児玉町元田375-4
太駄公会堂		児玉町太駄368-2

- ・指定避難所とは、被災して帰宅ができない場合、一定期間避難生活をおくるためのところ
- ・指定緊急避難場所とは、命を守るため、災害の危険から一時的に逃げる場所

いざというときのために

ほんじょうマップ

「ほんじょうマップ」では、指定避難所・指定緊急避難場所マップや土砂災害ハザードマップを掲載しています。二次元コードからアクセスし、「防災情報」をご確認ください。





市役所業務案内

本庄市役所

所 〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号 ☎0495-25-1111(代表)

フロア	課名	電話番号	業務の内容
1階	課税課	25-1122	市税(個人市民税・県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割、市たばこ税等)に関する事、税証明等の発行など
	収納課	25-1120	市税の収納、還付、口座振替、納税相談、納税等コールセンター、滞納処分(差押え)など
	市民課	25-1113	戸籍の届出、住民登録、印鑑登録、各種証明書の発行、パスポートの申請・交付、火葬・埋葬許可、市民相談、国民年金、自動車臨時運行許可、マイナンバーカード交付など
	地域福祉課	25-1142	民生委員・児童委員、避難行動要支援者避難支援制度、戦没者遺族等の援護、高齢者の福祉・在宅生活支援に関する事、地域福祉に関する事など
	生活自立支援課	25-1126	生活保護、生活困窮者自立支援など
	障害福祉課	25-1125	障害者向けサービス、各種障害者手帳、重度心身障害者医療費、自立支援医療費など(FAX0495-23-1963)
	保険課	25-1116	国民健康保険、後期高齢者医療制度など
	介護保険課	25-1719	介護保険、介護認定調査、介護予防、高齢者地域包括支援センターなど
2階	会計課	25-1117	公金の収入支出、埼玉県収入証紙・収入印紙の販売など
	子育て支援課	25-1130	学童保育、児童手当、児童扶養手当、家庭児童相談、母子等福祉、児童センターの運営、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、未熟児養育医療費、子育て支援金など
	保育課	25-1128	保育所の運営、入退所など
	道路管理課	25-1135	道(水)路の占用許可、道路後退用地の寄附、屋外広告物の除去、用地の取得・補償など
	道路整備課	25-1134	道(水)路の建設・維持管理など
	都市計画課	25-1136	都市計画事業、公園事業、本庄駅・児玉駅・本庄早稻田駅の駅前広場、自由通路の維持管理、自転車等駐車場、本庄早稻田の杜のまちづくり、本庄駅・児玉駅周辺のまちづくり、土地区画整理事業、空き家、市内公共交通など
	建築開発課	25-1140	建築確認、開発許可、屋外広告物の設置許可、耐震計画促進事業、長期優良住宅・低炭素住宅、建設リサイクル法、道路後退用地の無償使用承諾など
	営繕住宅課	25-1141	市有建築物の新築、増改築・修繕、市営住宅の建設・維持管理・入退居・使用料など
	下水道課	25-1146	公共下水道の整備・普及・使用料、農業集落排水の維持管理・使用料など
議会事務局	25-1148	議会事務、議会運営など	

市役所業務案内

フロア	課名	電話番号	業務の内容
3階	秘書課	25-1154	市長秘書、後援、請願・陳情受付、市長への手紙など
	企画課	25-1157	総合振興計画、行政改革、早稲田大学との連携、公共施設の再配置、統計など
	広報課	25-1155	広報紙の作成発行、ホームページの維持管理、シティプロモーション、ふるさと納税、移住・定住促進のための住宅取得助成事業など
	財政課	25-1163	予算・決算・財政状況、入札・契約、指定管理者、市有財産の維持管理、工事検査・工事用資材の検収など
	行政管理課	25-1161	情報公開・個人情報保護、文書管理、条例、規則、市議会議案、職員人事・給与管理、職員採用など
	危機管理課	25-1184	防災、消防団、防犯、交通安全など
	市民活動推進課	25-1118	自治会、NPO・ボランティア団体、人権教育・啓発、男女共同参画、人権相談、国際交流など
	オリンピック・パラリンピック支援室	25-1615	オリンピック・パラリンピック、ホストタウンに関すること
4階	環境推進課	25-1172	環境保全、環境調査、ごみの処理・減量化、し尿の処理、リサイクルの推進、自転車等の放置防止、地球温暖化対策、省エネルギー、犬の登録など
	商工観光課	25-1174	商工業振興、労働・雇用対策、消費生活相談、観光、インフォメーションセンター、勤労青少年ホームなど
	農政課	25-1176	農業振興、有害鳥獣駆除、市民農園、土地改良、観光農業センター、あさひ多目的研修センター、ふれあいの里いずみ亭など
	産業開発室	25-1169	企業誘致など
	教育総務課	25-1182	学校建設、学校施設の管理・維持・修繕、学校備品の整備、学校給食、後援・請願・陳情、教育委員会の議事に関することなど
	学校教育課	25-1149	学校経営指導・助言、教育指導、教育相談、就学支援、転入・転出、通学区、教科書、就学援助、育英資金、入学準備金、保育料無償化に関することなど
	生涯学習課	22-3248	生涯学習、市民総合大学、子ども大学、青少年育成、成人式、講座、公民館・文化会館の管理・運営、塙保己一先生遺徳顕彰会など
	文化財保護課	25-1186	文化財の指定・解除、指定文化財の保存・管理、埋蔵文化財の調査・保存、本庄早稲田の杜ミュージアム・塙保己一記念館・競進社模範蚕室の管理・運営など
	スポーツ推進課	25-1152	スポーツ振興、シルクドーム・エコーピア・社会体育施設、スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団など
	農業委員会事務局	25-1179	農地の賃貸借売買、農地転用、農地台帳、農業者年金など
5階	情報システム課	25-1189	地域の情報化、行政事務の情報化、情報セキュリティ対策、情報システムの調達・維持管理など
	監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	25-1187	監査事務 選挙人名簿の調製・保管、選挙の執行・管理など



見玉総合支所(アスパアこだま内)

問 0367-0298 本庄市見玉町八幡山368 ☎0495-72-1331(代表)
市外局番(0495)

フロア	課名	電話番号	業務の内容
1階	支所市民福祉課	72-1333	戸籍の届出、住民登録、印鑑登録、各種証明書の発行、国民年金、自動車臨時運行許可、マイナンバーカード交付、市税の収納、税証明の発行、母子健康手帳の交付、障害者福祉、高齢者福祉、介護保険、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療など
2階	支所総務課	72-1332	防災、消防団、防犯、交通安全、自治会、埼玉県証紙の販売、アスパアこだまに関することなど
	支所環境産業課	72-1334	環境保全、商工業、観光・農業振興、市民農園、市道の維持管理、市営住宅の入居受付など

その他

課名(住所)	電話番号	業務の内容
健康推進課 (北堀1422番地1 保健センター内)	24-2003	各種健診・相談・教室等による健康の保持増進、母子保健、母子健康手帳の交付、予防接種、発達教育支援センター(すきっぷ)運営、救急医療対策、休日急患診療、献血、不妊治療、保健センターの管理運営など
市民活動推進課施設運営係 (銀座1丁目1番1号 はにぼんプラザ1階)	22-0828	はにぼんプラザ、本庄市マスコット「はにぼん」、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫など
図書館(千代田4丁目1番9号)	24-3746	図書資料等の貸出、読書相談、移動図書館、おはなし会の開催など
水道課(千代田3丁目4番5号)	22-2151	水道料金の収納、水道の開始・休止、水道施設の整備・管理など
文化財保護課本庄早稲田の杜ミュージアム係 (西富田1011番地 早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター1階)	71-6878	本庄早稲田の杜ミュージアムの管理・運営など
文化財保護課埋蔵文化財係 (見玉町見玉385番地)	72-6841	埋蔵文化財の調査・保存など

市役所業務案内





届出・証明

届出

問 市民課

☎0495-25-1113 / 支所市民福祉課

☎0495-72-1333

受付窓口では窓口に来た方に本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示をお願いしています。

届出の種類	届出の期間	届出人	届出地	届出に必要なもの
婚姻届	届出をした日が婚姻日になります	夫になる方と妻になる方	届出人の本籍地または所在地(住所)の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻届 届出人の印鑑(旧姓のもの) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※本籍地に届出する場合、本籍を置く方の証明は必要ありません。 未成年の場合は父母の同意書
離婚届	届出をした日が離婚日になります	夫と妻	届出人の本籍地または所在地(住所)の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 離婚届 届出人の印鑑(夫婦別のもの) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※本籍地に届出する場合は必要ありません。
出生届	生まれた日から14日以内(誕生日を含む)	父または母	届出人の本籍地、または所在地(住所)、子の出生地の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 出生届(出生証明書) 届出人の印鑑 母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家屋管理人など	死亡者の本籍地、または届出人の所在地(住所)、死亡地の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 死亡届(死亡診断書または死体検案書) 届出人の印鑑
転籍届	届出をした日が転籍した日になります	戸籍の筆頭者とその配偶者	届出人の本籍地、所在地(住所)または転籍地の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 転籍届 届出人の印鑑 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※同一市区町村内で転籍する場合は必要ありません。

※上記届出のほか養子縁組、養子離縁、入籍、氏名の変更など戸籍に関する詳しいご質問は市民課記録係、支所市民福祉課市民税務係までお問い合わせください。届出印はすべてスタンプ印は不可です。消えるインクのボールペンでの届書の記載は不可です。

届出・証明



【マリーゴールドの丘公園のアジサイ】



【観光農業センターのヤマユリ】

死亡届を届けられたご遺族の方へ

お亡くなりになられた方のお手続きについて、市役所で行う主なものをまとめました。取り上げたものはあくまで一例ですので、詳細は関係課に確認のうえ、必要な手続きをお願いいたします。

対象者	該当事業	お持ちいただくもの	担当課
国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の方	各保険証の返還 葬祭費の請求	印鑑、保険証、葬祭を行った方の預金通帳、葬祭を行ったことがわかる資料(領収書など)	本庁 保険課 支所 支所市民福祉課
世帯主の方 (世帯員が2人以上いる世帯)	世帯主の変更手続き	国民健康保険証(加入者全員)	本庁 市民課 支所 支所市民福祉課
障害者手帳、自立支援医療受給者証等をお持ちの方 重度心身障害者医療費他障害者手当を受けられていた方	手帳受給者証の返還、 重度心身障害者医療費他障害者手当の請求	障害者手帳・受給者証、印鑑、 相続人の方の預金通帳	本庁 障害福祉課 支所 支所市民福祉課
介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険証の返還	介護保険被保険者証	本庁 介護保険課 支所 支所市民福祉課
固定資産の所有者の方	納税義務者の変更手続き		本庁 課税課 支所 支所市民福祉課
児童手当受給者の方	受給者の変更手続き		本庁 子育て支援課 支所 支所市民福祉課
軽自動車等の所有者の方	納税義務者の手続き		本庁 課税課 支所 支所市民福祉課
農地所有者の方	所有者の変更手続き	相続したことが確認できる書類(登記事項証明書など)	農業委員会事務局
水道使用者、給水装置所有者の方	使用者、所有者の変更手続き		水道課
国民年金のみを受給されていた方	未支給年金の請求手続き	亡くなられた方の年金証書、 請求者名義の預金通帳、亡くなられた方と請求者との関係がわかる戸籍謄本または抄本、生計同一関係に関する申立書(亡くなられた方と住民票の住所が異なる場合)他	本庁 市民課 支所 支所市民福祉課



印鑑登録

本庄市に住民登録している方は、1人1個に限り登録ができます。なお、15歳未満の方や意思能力を有しない方は登録できません。

申請人	申請に必要なもの	備考
本人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑※ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) 	本人確認書類が官公署発行の顔写真付き証明書であれば即日登録が可能です。それ以外の場合(保険証等)は、申請受付後、本人宛てに照会書を郵送しますので、到着後期限内に回答書を持参のうえ、印鑑登録証の交付を受けてください。
代理人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑※ 代理人の印鑑 代理人選任届 代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) 	申請受付後、ご本人の住所に照会書を郵送します。到着後、期限内に回答書をご持参のうえ、印鑑登録証の交付を受けてください。

※ゴム印などで形が変形しやすいもの、機械製造により大量に製造されたもの、外枠のないもの、印影を鮮明にあらわしにくいもの、印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または25mmの正方形に収まらないものは登録できません。

各種証明書

受付窓口では、窓口に来た方に本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示をお願いしています。内容によっては交付できないこともあります。

	種類	手数料	注意事項
住民票に関する証明書	住民票の写し(世帯全員・一部)	1通 150円 世帯員5人以上300円	本人及び本人と同一世帯員以外の方が請求する場合には、委任状が必要になる場合があります。また、第三者等が請求する際には使用用途を詳しく書いていただきます。内容によっては交付できないこともあります。
	住民票記載事項証明書	1通 150円	
	除かれた住民票の写し(除票)	1通 150円	
戸籍に関する証明書	戸籍(全部・個人)事項証明書	1通 450円	<ul style="list-style-type: none"> 本人、本人の配偶者及び直系血族以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。 身分証明書を本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。 自己の権利を行使するため等を理由に請求される場合は、疎明資料の提出、使用目的等を記入していただきます。内容によっては交付できない場合もあります。
	除籍謄本・抄本	1通 750円	
	改製原戸籍謄本・抄本	1通 750円	
	身分証明書	1通 150円	
	戸籍附票の写し	1通 150円	
	戸籍記載事項証明書	1通 350円	
印鑑登録関係	印鑑登録証明書	1件 150円	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証明書は印鑑登録証がないと交付できませんので、必ず持参してください。
	印鑑再登録手数料	1通 300円	



住民異動に関する主な届出

住所を登録することによって住民基本台帳が作られます。この台帳は、選挙権や学校の転入学、運転免許証の取得などの手続きの基本になるものです。住所を変更した場合は、必ず届出をお願いします。

届出の種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	本庄市に住み始めた日から14日以内	本人または世帯員	・転出証明書(今までの住民登録地で発行) ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ・委任状(代理人に委任する場合)
転居届	新住所に住み始めた日から14日以内	本人または新しい世帯の世帯員	・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ・委任状(代理人に委任する場合)
転出届	転出予定日の1か月前から	本人または同世帯の世帯員	・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ・委任状(代理人に委任する場合)

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書をお持ちの方は、届出の際に必ず窓口にお持ちください。

休日・夜間の窓口体制

問 市民課 ☎0495-25-1113 / 支所市民福祉課 ☎0495-72-1333 / 課税課 ☎0495-25-1122

休日受付窓口

土・日・休日の窓口として、市役所本庁舎東側の「夜間・休日受付」及びアスピアこだま「休日受付」窓口で次のとおり受け付けています。

	受付時間	業務内容	注意事項
死亡届の手続き	午前8時30分～ 午後5時15分	・死亡届及び死産届の受付 ・斎場への予約 ・死体埋火葬許可書の交付	—
戸籍届の受領	市役所:終日 アスピアこだま: 午前8時30分～ 午後5時15分	「婚姻届」、「出生届」などの届書の受領	休日明けに職員から必要に応じて届出の内容について確認をすることがあります。 場合によっては再度ご来庁をお願いする場合がありますのでご了承ください。
電話予約で受け付けされた住民票、市税に関する証明書などの取り扱い	午前8時30分～ 正午、午後1時～5時15分	発行できる証明書: 電話予約された「住民票の写し」、「印鑑証明書」、「所得・課税証明書」等の発行	電話予約は平日の業務時間内に受け付けすることが必要です。



【保己少年「旅立ちの朝」】



【立岩寺のぼたん】

✂️ 住民票等の日曜日交付窓口

住民票等の交付窓口を次のとおり開設しています。

開設日時	開設場所	取扱業務
毎週日曜日 午前8時30分～正午 (12月28日～1月4日を除く)	市民課(市役所1階) ※アスピーアこだまでは開設していません。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しの交付 ・印鑑登録及び廃止の申請、印鑑証明書の交付 ・戸籍全部事項証明(謄本)、個人事項証明(抄本)の交付 ・除籍謄本抄本、改製原戸籍謄本抄本の交付 ・戸籍の附票、身分証明書の交付 ・パスポートの交付

※システムの更新作業などで、休日窓口を臨時休業することがあります。事前に広報ほんじょう、市ホームページ等でお知らせします。

✂️ 証明書コンビニ交付サービス

住民票の写しや戸籍謄本、納税証明書などの証明書を全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機(キオスク端末)で取得できます。

ご利用には、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

暗証番号(数字4桁)を入力してください。

利用できる時間 午前6時30分から午後11時まで(12月29日から1月3日、メンテナンス日を除く)

※戸籍証明書及び戸籍の附票の写しは、平日午前9時から午後5時まで。

証明書の種類	利用できる方
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し(住民票コード・マイナンバーは記載不可) ・印鑑登録証明書 (注)本人分のみ発行	本庄市に住民登録・印鑑登録されている方
<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍証明書(全部事項証明書・個人事項証明書) ・戸籍の附票の写し(附票全部証明・附票個人証明) 	本庄市に本籍がある方 (注)本庄市に住民登録のない方は事前登録が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税証明書(未申告の方は発行不可) ・納税証明書(軽自動車税(車検用)及び法人市民税は発行不可) (注)最新年度及びその前年度分のみ発行	本庄市に住民登録されている方 (注)所得・課税証明書は必要とする年度の賦課期日(その年の1月1日)に本庄市に住民登録がある方のみ



マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカードはプラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、証明書コンビニ交付サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等のサービスで利用できます。

申請方法

郵送による申請、またはパソコンやスマートフォンによるオンライン申請等が可能です。

受取方法

交付申請後、市役所から交付通知書を送付しますので、期限内に交付通知書に記載された交付場所に原則として本人がお越しください。

受け取りに必要な書類

- ・ 交付通知書(はがき)
- ・ 通知カード
- ・ 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・ 本人確認書類(運転免許証・パスポート等)

交付手数料について

初回交付時は当面の間無料です。ただし紛失、焼失または著しく損傷した場合などの再交付手数料はカード800円、電子証明書200円です。

申請時来庁方式のご案内

マイナンバーカードの交付について、本人が申請時のみ来庁して申請手続きを行い、後日市役所から本人宛にマイナンバーカードを送付(転送不要の本人限定郵便・特例型)する申請時来庁方式も行っています。
※手続きに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

申請に必要なもの

- ・ 顔写真(窓口での写真撮影をご希望の方は省略できます。)
- ・ 通知カード
- ・ 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・ 本人確認書類(必ず事前にお問い合わせください。)

注意

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得の事例が発生しています。不審な電話は、すぐに切り、来訪者があっても断ってください。

不審な電話を受けた場合は、本庄市消費生活センターへ。

本庄市消費生活センター

☎0495-25-1175

平日(火曜日を除く)

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

マイナンバーカード



(表)



(裏)



[陸船車]



[児玉町太駄のかたくり]

- ・市役所で、パスポートの申請・受取ができます。
 - ・申請用紙は市民課(市役所1階)及び支所市民福祉課(アスパアこだま1階)で配布しています。
- ※アスパアこだまでは、申請書の配布のみで申請・受取はできません。

申請できる方

- ・本庄市・美里町・神川町・上里町に住居登録がある方
 - ・埼玉県外に住居登録があり、本庄市・美里町・神川町・上里町に居所のある方
 - ・本庄市・美里町・神川町・上里町に滞在する海外からの一時帰国者
- ※緊急渡航や申請書の刑罰事項に該当する方は市役所で申請できません。
埼玉県パスポートセンター(大宮)☎048-647-4040へお問い合わせください。

申請・交付場所及び時間

	曜日	時間	場所
申請	月～金曜日	午前9時～午後4時30分	市民課 (市役所1階)
交付	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	
	日曜日	午前8時30分～正午	

※休業日は、土曜日・休日・年末年始(12/29～1/3)
※12月28日、1月4日が日曜日の場合、交付窓口はお休みになりますのでご注意ください。

パスポートの受取

受取は必ずご本人です。代理での受取はできません。
新しいパスポートのお渡しは、申請日から土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く6日目以降です。
パスポートは申請した日から6か月以内にお受け取りください。

申請に必要な書類(新規・切替)

一般旅券発給申請書1通 (申請書は全国共通で各役場にありませ)	・10年有効旅券と5年有効旅券で申請書が異なります。 ※未成年者(20歳未満)は5年有効旅券のみ申請可
戸籍抄本または謄本1通 (最新の記載内容で提出前6か月以内に発行されたもの) ※本籍地で取得してください。	・有効中の旅券をお持ちで、氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。ただし、申請書には本籍を番地まで記入する必要がありますので、事前に確認しておいてください。 ・同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券の申請をする場合は、戸籍謄本の場合1通とすることができます。
写真1枚 (提出前6か月以内に撮影したもの) ※規格外あるいは不適当な写真は、撮り直しが必要となる場合があります。 ※申請書に貼らずにお持ちください。	・タテ4.5×ヨコ3.5cm(顔の寸法3.2～3.6cm、頭上余白0.2～0.6cm) ・申請者本人のみが撮影されたもの ・正面向き、無帽、無背景、影なし ・カラー、白黒どちらも可 不適当な写真 不鮮明、キズあり、目や輪郭が確認しにくい、カラーコンタクト着用 ※詳しくは申請案内及び埼玉県パスポートセンターのホームページをご覧ください。
本人確認書類①または② 有効な原本(コピーは不可) ※代理人が申請する場合は、申請者本人と代理人それぞれの確認書類が必要です。 ※中学生以下の子どもの本人確認書類としては、子どもの氏名が記載された健康保険証と法定代理人の本人確認書類(運転免許証、旅券等)でも構いません。	①次のものを1点お持ちください。 日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、個人番号カード、官公庁身分証明書(写真付)、身体障害者手帳(偽造防止・写真付) ②①がない場合は、次のものを2点お持ちください。 ④+⑤または④+⑥の、2点をお持ちください(③+⑥の組み合わせでは受け付けできません)。 ④健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、年金手帳(証書)、印鑑登録証明書+実印、子ども医療費受給資格証(中学生以下に限る) ⑤写真付きの身分証明書(学生証、社員証、公的機関発行の資格証明書など)、有効期限の切れた日本国旅券(失効後6か月を経過したもの)
前回取得した旅券	有効中の旅券、期限切れの旅券
特別な場合に必要となる書類	居所申請で埼玉県以外に住居登録がある場合は住民票、居所を立証する書類

申請手数料

パスポートを受け取る際、右表の手数料を収入印紙と埼玉県収入証紙で納付していただきます。申請時は不要です。収入印紙と埼玉県収入証紙は会計課(市役所1階)等でお買い求めください。
※「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により、年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に適用されます。

旅券の種類	合計	内 訳	
		収入印紙	埼玉県収入証紙
10年有効旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年有効旅券	11,000円	9,000円	2,000円
※12歳未満の申請	6,000円	4,000円	2,000円
記載事項変更旅券	6,000円	4,000円	2,000円
増補	2,500円	2,000円	500円



税金

個人市民税・県民税

問 課税課市民税係 ☎0495-25-1123 / 支所市民福祉課 ☎0495-72-1333

個人市民税・県民税は毎年1月1日(賦課期日)現在の住所地で課税され、均等に一定の税額を負担する「均等割」と前年の所得に応じた税額を負担する「所得割」から構成されています。

※記載内容は、税制改正により変更される場合があります。

個人市民税・県民税を納める方 (納税義務者)

均等割 + 所得割	1月1日現在、本庄市に住所がある方
均等割のみ	1月1日現在、本庄市に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある方

※次に該当する方は、課税されません。

- 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 未成年、障害者、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 前年の所得が次の算式で計算した金額以下の方
(均等割) $280,000円 \times (\text{扶養親族の人数} + 1) + 100,000円 + 168,000円$
※扶養親族がない場合は380,000円
(所得割) $350,000円 \times (\text{扶養親族の人数} + 1) + 100,000円 + 320,000円$
※扶養親族がない場合は450,000円

税率

	市民税	県民税
均等割※	3,500円	1,500円
所得割	6%	4%

※東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源を確保するために、平成26年度から令和5年度までの10年間は、上記の市民税及び県民税の「均等割」にそれぞれ500円が加算されています。

申告

毎年1月1日現在、本庄市に住所がある方は、その年の3月15日までに前年の収入を申告する必要があります。

また、次に当てはまる方は収入がない場合でも申告が必要な場合があります。

- 16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- 後期高齢者医療保険被保険者とその世帯主
- 介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員
- 市営住宅及び県営住宅入居者(中学生以下は除く)
- 医療福祉などの行政サービスを受ける場合
- 所得・課税証明書が必要な方

なお、所得税の確定申告をした方、前年の所得が公的年金のみの方、前年の所得が給与のみの方で年末調整済の給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されている方は、申告の必要はありません。

納税方法

普通徴収	納税義務者本人が納付書または口座振替により納める方法
給与からの特別徴収	給与支払者が納税義務者の毎月の給与から特別徴収税額を天引きし、納税義務者に代わって納める方法
公的年金からの特別徴収	年金保険者が納税義務者の年金から特別徴収税額を天引きし、納税義務者に代わって納める方法 ※65歳以上で介護保険料が年金から天引きされている方は、公的年金所得に係る税額をこの方法で納めていただきます。



【本庄総合公園の梅】



【本庄総合公園のイチョウ(ライトアップ)】

法人市民税

問 課税課市民税係 ☎0495-25-1123

法人市民税は、市内に事業所や事務所がある法人に対して課税される税金です。資本金等の区分に応じて一定の税額を負担する「均等割」と、法人税額に応じた税額を負担する「法人税割」で構成されています。

固定資産税・都市計画税

問 課税課資産税土地係・資産税家屋係 ☎0495-25-1121

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有している方に対して、その価格をもとに課税される税金です。また、市街化区域、児玉地域の用途地域(工業専用地域を除く)内に土地、家屋を所有している場合には、都市計画税があわせて課税されます。

固定資産税・都市計画税を納める方(納税義務者)

土地	1月1日現在、土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
家屋	1月1日現在、建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
償却資産※	1月1日現在、償却資産課税台帳に所有者として登録されている方(都市計画税はかかりません)

※償却資産…会社や個人で工場や商店などを経営している方が事業のために用いる機械、器具、備品などをいいます。

軽自動車税種別割

問 課税課諸税係 ☎0495-25-1122

軽自動車税種別割は、毎年4月1日(賦課期日)に、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の所有者に対して課税される税金で

す。なお、月割課税制度はありませんので、4月2日以後に廃車や名義変更などをした場合には、その年度の4月1日現在の所有者に課税されますのでご注意ください。

市税証明書等の交付

問 課税課諸税係 ☎0495-25-1122
支所市民福祉課 ☎0495-72-1333

市税に関する証明を申請する場合、本人確認ができる書類の提示が必要です。本人と同一世帯の親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です(車検用の軽自動車税種別割納税証明書と所在証明書は除く)。
※同一世帯とは、住民票上において世帯が同じことをいいます。

証明書の種類	手数料
所得・課税証明書	150円
非課税証明書	150円
土地・家屋評価証明書	150円 ※1
土地・家屋公課証明書	150円 ※1
固定資産課税台帳(名寄帳)証明書	150円 ※2
家屋証明書	150円 ※1
無資産証明書	150円
不動産所得申告用税額計算書	無料
地籍図(A3サイズ)	150円
納税証明書	150円
軽自動車税種別割納税証明書(車検用) ※3	無料
市税に滞納がない証明書	150円
滞納処分を受けたことのない証明書	150円
個人事業開始届出受理証明書	150円
営業証明書	150円
所在証明書	150円
住宅用家屋証明書 ※4	1,300円

※1 土地(家屋)、6筆(棟)まで1枚150円。1枚増すごとに150円増し。

※2 1枚150円。1枚増すごとに150円増し。

※3 車検証が必要です。

※4 必要書類についてはお問い合わせください。

¥税金



市税の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税種別割		全期										
国民健康保険税(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※各税ともに月末日が納期限となりますが、末日が休日の場合は翌日、12月は原則25日が納期限となります。
 ※納期限を過ぎると、延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。

市税の納付場所

口座振替や、市税の還付等についてのお問い合わせ …… 収納課管理係 ☎0495-25-1181
 納付が困難な場合のご相談についてのお問い合わせ …… 収納課収税係 ☎0495-25-1120

指定金融機関等	【以下の金融機関などの本店及び各支店で納付できます】 埼玉りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、しのめ信用金庫、埼玉縣信用金庫、埼玉信用組合、中央労働金庫、埼玉ひびきの農業協同組合、りそな銀行、みずほ銀行、関東各都県及び山梨県内所在のゆうちょ銀行・郵便局 ※ただし、ゆうちょ銀行・郵便局で納付する場合は納期限内に限ります。期限後にゆうちょ銀行・郵便局で納付する場合には振替用紙を請求してください。
コンビニエンスストア	【全国にある以下の店舗で、現金により納付できます】 MMK設置店、くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン ※バーコードが印字された納付書に限りコンビニエンスストアで納付できます。また、発行日から1年を過ぎるとコンビニエンスストアでは納付できません。
収納課(市役所1階) 支所市民福祉課(アスパアこだま1階)	【窓口で納付できます】 納付書の再発行や、納付のご相談も承ります。

税金

市税の口座振替

口座振替できる市税	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税(普通徴収)
取扱金融機関	埼玉りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、しのめ信用金庫、埼玉縣信用金庫、埼玉信用組合、中央労働金庫、埼玉ひびきの農業協同組合、りそな銀行、みずほ銀行、ゆうちょ銀行・郵便局 ※市内の金融機関には口座振替依頼書の備え付けがあります。
申込方法	通帳(口座番号が分かるもの)、金融機関届出印(通帳に使用しているもの)をお持ちのうえ、金融機関窓口にてお手続きください。 ※印鑑なしで口座開設した場合は、金融機関届出印がなくても申込可能です。

※ページ口座振替受付サービスも行っています。市役所窓口で、口座振替手続きがキャッシュカード1枚(届出印不要)で簡単にできるサービスですので、ご利用ください。
 上記サービスに対応できない金融機関やキャッシュカードがあります。詳しくは収納課管理係までお問い合わせください。



保険・年金

国民健康保険

問 保険課

☎0495-25-1116 / 支所市民福祉課

☎0495-72-1333

国民健康保険のしくみ

職場の健康保険の加入者とその扶養家族、生活保護を受けている方及び後期高齢者医療制度加入者以外はすべて国民健康保険に加入することになります。

病院などにかかった場合は、医療費の原則3割(義務教育就学前の乳幼児は2割、70歳以上の前期高齢者は2割または3割)の一部負担金を支払うことで医療を受けます。

国民健康保険の対象とならないもの

次の場合は、国民健康保険で医療を受けることができませんので、全額自己負担になります。

- ・ 保険診療に該当しない治療や薬、差額ベッド料、健康診断、予防接種、美容整形、歯列矯正、正常分娩費、軽度のわきがやしみの治療など
- ・ 仕事上の病気やけがなど労災保険が適用される場合
- ・ 犯罪行為、けんかや泥酔、医師や保険者(市)の指示に従わなかった場合

国民健康保険の届出

国民健康保険の加入・脱退については、14日以内に届け出をすることになっています。

右表に該当するときは、必要なものをお持ちのうえ、保険課(市役所1階)または支所市民福祉課(アスパこだま1階)で手続きをしてください。

保険証の更新

保険証の有効期間は、1年間(原則として8月1日から翌年7月31日まで)です。毎年7月中に新しい保険証を特定記録郵便で送付します。

	14日以内に届出	届出に必要なもの
国民健康保険に入るとき	他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
	職場の健康保険をやめたとき(被扶養者でなくなったとき)	職場の健康保険の資格喪失証明書、年金手帳、印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
	子どもが生まれたとき	世帯主の保険証、印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
国民健康保険をやめるとき	他の市区町村へ転出したとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に入ったとき(被扶養者になったとき)	保険証、職場の保険証、印鑑
	死亡したとき	保険証、印鑑
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	保険証、印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
	保険証を紛失したとき	印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
	就学のため他の市区町村で生活するとき	在学証明書、保険証、印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)

保険・年金



国民健康保険事業

人間ドック助成

人間ドック、併診ドック(人間ドック+脳ドック)を受けた方に、助成金を支給します。

対象

- 次の要件をすべて満たす方(世帯)
- ・6か月以上継続して国民健康保険に加入していること
 - ・35歳以上の方
 - ・保険税を完納または完納見込みの世帯
 - ・同じ年度内に市の特定健康診査を受診しない方

助成額 ①人間ドック:2万円 ②併診ドック:3万円

※人間ドック受検料が助成金額に満たない場合、助成額は受検料と同額になります。

出産育児一時金支給制度

加入者が出産したとき、子ども1人につき出産育児一時金を支給します。

※他の社会保険等に1年以上加入していた方が退職後6か月以内に出産した場合は、その社会保険等へ支給申請が必要です。

葬祭費支給制度

加入者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給します。

※他の社会保険等に加入していた方が退職後3か月以内に死亡した場合は、その社会保険等へ支給申請が必要です。

健康づくりチャレンジポイント事業 (はにぽんチャレンジ)

健康づくりチャレンジポイント事業は、健康で自立した日常生活を送ることができる健康寿命を延ばすために、自主的な健康づくりのきっかけを作り、健康増進を図るための事業です。

対象の健康づくり事業、特定健診・職場健診、がん検診、健康講座等に参加し、チャレンジポイントを集めると賞品と交換できます。

医療費が高額になったとき

高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

該当する方には、申請のお知らせをします。お知らせをする時期は、早くても診療月の3か月後の月末になります。

入院・高額通院の場合

事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関窓口で提示することで、1つの医療機関ごとの窓口負担は限度額までになります。ただし、70歳以上75歳未満の方の中には、高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりになるため、申請が不要の方もいます。

特定疾病の場合

人工透析を必要とする慢性腎不全等で、長期にわたり高額な治療を必要とする特定疾病の方は、1つの医療機関ごとの窓口負担は1万円(慢性腎不全で70歳未満の上位所得者は2万円)までになります。「特定疾病療養受療証」の交付を申請し、医療機関等の窓口で提示してください。

高額医療・高額介護合算療養費

年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいるとき、国民健康保険と介護保険の両方の自己負担を合算し年間の限度額を超えた場合に、申請のお知らせをします。申請して認められると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。



国民健康保険税

納税義務者

国民健康保険税は、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に課税されます。

世帯主が加入者でなくても、世帯に加入者がいると、世帯主が納税義務者になります。

税額の計算

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの12か月を1年度として税額を計算します。

税額の算出は、加入者の前年の所得金額、当年度の固定資産税額及びその世帯の加入者数を基準に計算します。年度の途中で前年の所得金額に変化が生じたり、加入者数に変更が起こったりした場合は、再度計算し直します。

税額の算出方法

国民健康保険税は、医療分(所得割額・資産割額・均等割額・平等割額)、支援分(所得割額・均等割額)、介護分(所得割額・均等割額)を合算して年間税額を算出します。

※医療分、支援分は加入者全員に、介護分は40歳から64歳までの方のみ算出されます。年度途中で40歳に到達する方は、到達月分から介護分が増額され、年間税額が後から変更になります。

国民健康保険税の軽減

低所得者に対する軽減制度(平等割・均等割の7割・5割または2割を軽減)があります。世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の前年の所得金額が、一定の基準以下の場合には軽減制度に該当します。

軽減制度に該当するかどうかは、16歳以上の加入者全員の所得を正確に把握して判定しますので、加入者の中に未申告の方がいる場合は、軽減制度の適用を受けることはできません。16歳以上の加入者は所得がない場合でも、所得の申告をしてください。

納付方法

国民健康保険税は、普通徴収(納付書または口座振替による納付)または特別徴収(年金からの天引き)で納めてください。

納税通知書は、毎年7月に送付します。加入・脱退等により税額が変更になる場合は、届出の翌月以降に送付します。



後期高齢者医療制度について

75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、それまで加入していた国民健康保険や健康保険組合などから脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者になります。病院などにかかった場合は、医療費の一部負担金(前年の所得に応じて1割または3割)を支払うことで医療を受けられます。

後期高齢者医療制度の資格を取得する日

75歳の誕生日当日から資格を取得します。誕生日の約2週間前に保険証を送付しますので、手続きの必要はありません。

65歳から74歳の一定の障害のある方で、後期高齢者医療制度に加入を希望する方は申請が必要です。

保険証の更新

保険証の有効期間は、1年間(原則として8月1日から翌年7月31日まで)です。毎年7月中に新しい保険証を特定記録郵便で送付します。

後期高齢者医療事業

人間ドック助成

次の要件をすべて満たす人間ドック受検者に、助成金2万円を支給します。

- ①市内在住の埼玉県後期高齢者医療被保険者
- ②後期高齢者医療保険料を完納または完納見込みの方
- ③同じ年度内に市の健康診査を受診しない方
- ④同じ年度内に国民健康保険の人間ドック助成金を受けていない方

※人間ドック受検料が2万円以下の場合、助成額は受検料と同額になります。

葬祭費支給制度

後期高齢者医療被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給します。

医療費が高額になったとき

高額療養費

医療機関等で支払った自己負担額が限度額を超えた方に、初回に限り高額療養費支給申請書を送付します。申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

なお、2回目以降は申請の必要がありません。初回の申請時に登録した口座に自動的に支給されます。

入院・高額通院の場合

非課税世帯(世帯員全員が住民税非課税の世帯)の被保険者が、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請し、医療機関窓口に表示することで、1つの医療機関ごとの窓口負担(保険適用分に限ります)は、限度額までになり、入院時の食事代も減額されます。

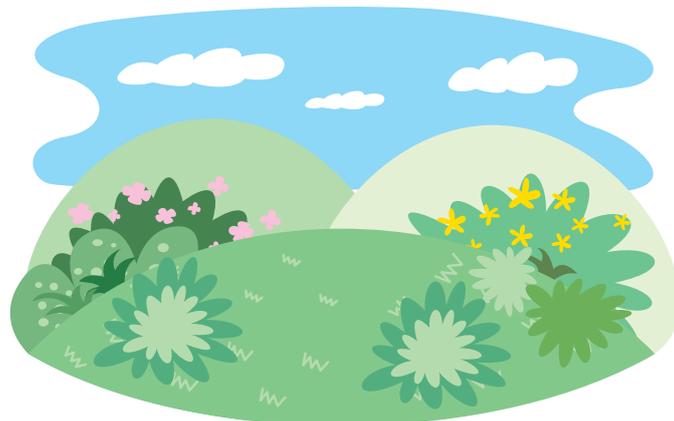
自己負担割合が3割で課税所得が690万円未満(本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療被保険者の課税所得)の被保険者が、事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関窓口に表示することで、1つの医療機関ごとの窓口負担(保険適用分に限る)は、限度額までとなります。

特定疾病の場合

人工透析を必要とする慢性腎不全等で、長期にわたり、高額な治療を必要とする特定疾病の方は、1つの医療機関ごとの窓口負担は1万円までになります。「特定疾病療養受療証」の交付を申請し、医療機関等の窓口に表示してください。

高額医療・高額介護合算療養費

同じ世帯の被保険者が1年間に支払った医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し、年間の限度額を超えた場合に申請のお知らせをします。申請して認められると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。



後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年の所得に応じて負担する所得割額の合計額をもとに4月から翌年3月までの12か月分(加入月数に応じて減額されます)が、被保険者一人ひとりに賦課されます。

均等割額の軽減

世帯の所得の合計額によって、均等割額が軽減されます。軽減制度に該当するかどうかは、同一世帯内の被保険者及び世帯主の前年の総所得金額等の合計額に応じて判定しますので、所得が未申告の方がいる場合には適用されません。所得がない場合でも、所得の申告をしてください。

納付方法

保険料は、原則として特別徴収(年金からの天引き)ですが、加入後の一定期間や年金の受給状況などによっては、普通徴収(口座振替または納入通知書による納付)になります。

毎年7月中に保険料の決定通知書が送付されますので、納付方法を確認してください(年度の途中で加入した方は、加入した月の翌月に送付されます)。

国民年金

問 市民課国民年金係 ☎0495-25-1114 / 支所市民福祉課 ☎0495-72-1333 / 熊谷年金事務所 ☎048-522-5012

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方(外国人も含む)は、国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

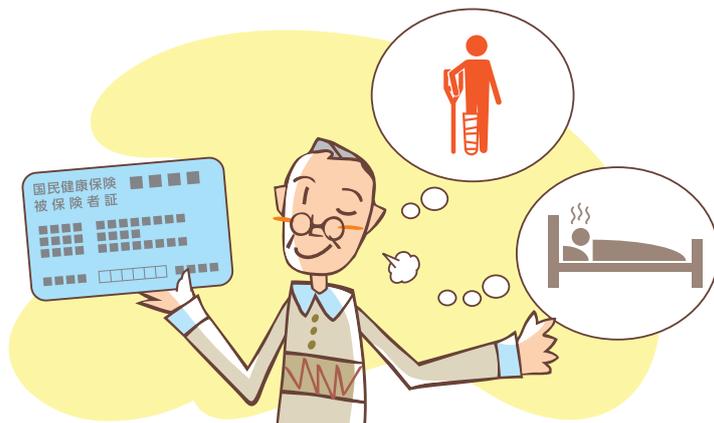
加入者の種類等

種類	対象者	国民年金保険料	加入手続き先
第1号被保険者	自営業者・農業者とその家族、学生、無職等、下記の第2・3号に該当しない方	日本年金機構から送付される納付書等で納めます(下記「保険料」参照)	市民課国民年金係または支所市民福祉課
第2号被保険者	厚生年金に加入している方	自己負担なし(加入する年金制度が負担)	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	自己負担なし(第2号被保険者の加入する年金制度が負担)	配偶者の勤務先

保険・年金

保険料

- 令和3年度の国民年金保険料は、月額16,610円です。毎月の保険料は翌月の末日までに納めてください。
- 付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると、将来受け取る年金額が多くなります。
- 保険料の納付は、金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口での納付書による現金納付のほか、口座振替、クレジットカード納付、電子納付も利用できます。
- 前納すると保険料が割引される制度もあります。
※国民年金保険料は毎年見直しが行われます。



保険料の免除制度

所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが経済的に困難な場合は、免除制度をご利用ください。

申請免除制度	本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が全額免除または一部免除されます。
納付猶予制度	50歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。
学生納付特例制度	学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合、申請して承認されると在学期間中の保険料を後払いにできます。

国民年金からの給付

種類	要件	支給額(令和3年度)
老齢基礎年金	国民年金の保険料を納めた期間(免除期間やカラ期間を含む)が10年以上ある方に、65歳から支給されます。	780,900円(満額)
障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やけがにより、障害等級1・2級に該当する障害が残った場合に支給されます。ただし、一定の保険料納付要件があります。	1級 976,125円 2級 780,900円 ※子がいる場合、加算あり
遺族基礎年金	国民年金加入中の方または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳になるまで支給されます。ただし、一定の保険料納付要件があります。	1,005,600円 ※子が1人ある配偶者に支給の場合
付加年金	付加保険料を納めた方に老齢基礎年金と併せて支給されます。	200円×付加保険料納付月数
寡婦年金	第1号被保険者として保険料納付期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受給せず死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。	夫が受給できた老齢基礎年金額の4分の3に該当する額
死亡一時金	第1号被保険者として保険料納付期間が3年以上ある方が年金を受給せず死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に遺族に支給されます。	保険料の納付月数に応じて12万円から32万円
脱退一時金	第1号被保険者として保険料納付期間が6か月以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない外国人が、帰国後2年以内に請求すると支給されます。	保険料の納付月数に応じた額

※表の支給額は毎年見直しが行われます。





高齢者福祉

介護保険制度

問 介護保険課介護業務係 ☎0495-25-1719

介護保険制度は、介護を社会全体で支えるための制度です。
65歳以上の方は第1号被保険者、40～64歳で医療保険に加入している方は第2号被保険者となります。

年 齢	第1号被保険者…65歳以上の方	第2号被保険者…40～64歳の方
サービスを 利用できる方	原因を問わず、介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。	特定疾病(16種類の疾病)が原因で、介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。
保険料の納め方	年金から天引きする「特別徴収」と、市が送付した納付書により銀行などの金融機関で納める「普通徴収」があります。	勤務先の健康保険料と一緒に徴収されます。国民健康保険に加入している方は、国民健康保険税に上乘せされ、世帯主が納付します。

要介護度に応じて、利用できるサービスや自己負担額、介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。
※申請日現在、介護を必要としていない状態など場合には、認定されないことがあります。

利用の流れ

①申 請	<p>必要なもの 申請書、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証(第2号被保険者の方)、かかりつけや入院中の医療機関名(所在地・電話番号)・主治医の氏名がわかるもの</p> <p>※申請の際は、事前にかかりつけ医に相談をしてください。 ※本人・家族の他、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設などに申請の代行を依頼できます。 ※申請に個人番号(マイナンバー)が必要な場合があります。</p>
②訪問調査及び 主治医意見書	<p>●訪問調査 市職員や市の委託を受けた調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や日常生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。</p> <p>●主治医意見書 市の依頼により主治医が意見書を作成します。</p>
③要介護認定及び 結果通知	<p>訪問調査や主治医意見書などを基に、保健、医療、福祉の学識経験者で構成される介護認定審査会において審査、判定を行います。その判定結果により市が認定し、認定結果通知や被保険者証などが送付されます。</p> <p>●認定区分…「要介護1～5」、「要支援1・2」、「非該当(自立)」</p>
④ケアプランの作成	<p>いつ、どこで、どのようなサービスを利用するかを決めるケアプラン(介護サービス計画)を作ります。</p> <p>ケアプランはケアマネジャー(介護支援専門員)と相談しながら、自分に合ったものを作成します。</p>
⑤サービスの利用	<p>ケアプランに沿って介護サービスを利用します。負担割合は、所得等に応じて1割から3割の方に分かれます。</p>

利用できる介護サービス(介護度によって利用できないサービスがあります)

在宅介護(予防)サービス

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、排せつ・食事等の身体介護や調理・掃除等の生活援助などを行います。
訪問入浴介護	移動入浴車等が自宅を訪問し、入浴の介護を行います。
訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	リハビリの専門家が自宅を訪問し、リハビリを行います。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言を行います。
通所介護	デイサービスセンターにおいて、日帰りで食事・入浴などの介護や生活機能訓練等を行います。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院等で日帰りのリハビリテーションを行います。
短期入所生活介護	(ショートステイ) 老人福祉施設等に短期間入所し食事・入浴などの介護やリハビリを受けます。
短期入所療養介護	
特定施設入居者生活介護	入所している有料老人ホーム等において、食事・入浴などの介護や機能訓練等を受けます。
福祉用具貸与	車いす・特殊ベッドなどの福祉用具をレンタルします。 ※要支援1・2の方、要介護1の方は、貸与できる品目が限られます。
特定福祉用具購入	腰掛便座・入浴補助用具などの福祉用具購入費を支給します。 ※指定を受けていない事業者から購入した場合は支給対象外です。
住宅改修	手すりの設置・段差の解消などの小規模な住宅改修に対して住宅改修費を支給します。

施設サービス

サービスの種類	サービスの内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方(主に要介護3以上の方)が入所し、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練等を受けます。
介護老人保健施設	病状が安定している方に対して、看護や介護、リハビリを行い、在宅への復帰の支援を受けます。
介護療養型医療施設	急性期の治療を終えたものの、長期間にわたり療養が必要な方が、介護・リハビリ・その他必要な医療を受けます。
介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護が一体的に受けられます。 ※令和6年3月末に廃止予定の介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

地域密着型サービス

サービスの種類	サービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護師が密接に連携した定期的な訪問を行い、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。
夜間対応型訪問介護 ※	夜間の定期的な巡回訪問や通報による随時訪問を行い、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
認知症対応型通所介護	認知症がみられる要介護者が、デイサービスセンター等に通り、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練等を受けます。
小規模多機能型居宅介護	通所介護(デイサービス)のような「通り」を中心とし、要介護者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ実施します。
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) ※	小規模の居住型施設への「通り」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスに看護を加えたサービスを組み合わせ実施します。
認知症対応型共同生活介護	認知症がみられる要介護者が、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練等を受けます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員30人未満の介護専用の有料老人ホーム等で、食事・入浴などの介護や機能訓練等を受けます。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練等を受けます。
地域密着型通所介護	定員18人以下のデイサービスセンターにおいて、日帰りで食事や入浴などの介護や生活機能訓練などを行います。

※令和2年4月現在、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、市内に指定を受けた事業所はありません。

地域支援事業は、おおむね65歳以上の高齢者が要介護状態、または要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態などになった場合でも、できる限り地域で自立した日常生活を営めるよう支援する事業です。高齢者の皆さんが、住み慣れた地域でこれからも元気で過ごせるように、各種教室等を行います。

各種教室等

あたまとからだの健康教室	みんなで楽しく頭を使ったゲームを行ったり、簡単な運動を行う教室を開催しています。
いきいき教室	楽しく簡単な体操等を行い、転倒や認知症を防いで、いつまでも自分らしく「いきいき」と過ごしていくことを目的とした教室を開催しています。
介護予防出前講座	地域で活動している高齢者の集いの場へ専門の講師を派遣し、介護予防についての講座を行います。
はにとれサポーター養成講座	介護予防に関する知識を身に付け、地域で介護予防の自主的活動を展開するサポーターを養成します。
認知症サポーター養成講座	認知症について正しい知識と理解を持ち、認知症の方や家族を応援するための認知症サポーターを養成します。
はにぼん筋力トレーニング(はにとれ)	筋力の低下や転倒を予防するための、簡単で無理のない筋力トレーニングが、各地域で実施されています。 ※介護保険課では、教室の開催情報を紹介しています。 ※一部の団体では「はにぼんお口の健康体操」も一緒に行います。
認知症個別相談会	認知症に関する不安をお持ちの方や、ご家族でどのように接したら良いのかわからない方などを対象に、個別相談会を開催します。
オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の方やそのご家族だけでなく、地域住民や専門職など、どなたでも参加でき、お互いに交流したり情報交換ができるカフェを開催しています。

介護予防・生活支援サービス事業

サービスを利用できる方

- ①要支援1・2の方(介護保険認定申請をして要支援1または要支援2と認定された方)
- ②介護予防・生活支援サービス事業対象者(65歳以上の方で基本チェックリストを実施し介護予防の支援の必要があると判断された方)

訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
訪問・通所型サービス	保健医療の専門職が自宅を訪問し、生活環境等を踏まえた効果的な介護予防プログラムを作成し、通所及び自宅において機能訓練を実施します。

歯科通院が困難な方に対して、専任の歯科衛生士が歯科相談や在宅歯科診療の紹介を行っています。

地域包括支援センター

問 **介護保険課高齢者包括支援係** ☎0495-25-1722

問 **地域福祉課長寿いきがい係** ☎0495-25-1142

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活を送るために、その方の状態に応じた介護、福祉、健康、医療などさまざまなサービスを受けられるように、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等がチームとして総合的に支援することを目的とした地域の拠点です。困ったことや悩みごとがあるときは、地域包括支援センターへご相談ください。

地域包括支援センターの業務

①総合相談支援

介護に関する相談や悩み、健康や医療、福祉や生活に関する相談に対応します。必要に応じ適切なサービスや機関・制度を利用するための支援を行います。

②介護予防ケアマネジメント

「要支援1・2」及び「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の予防サービスや事業の利用について調整します。

③権利擁護

安心して暮らせるために、さまざまな権利を守ることに努めています。

成年後見制度の紹介、虐待の相談や早期発見・保護などの対応、消費者被害に対応します。

④包括的・継続的ケアマネジメント

地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように助言や支援を行うほか、さまざまな機関との連携等を行い、充実したサービスが提供できるように支援します。

市内の地域包括支援センター

名称	電話番号	所在地	担当地区
本庄西地域包括支援センター 本庄市社会福祉協議会	0495-22-7088	銀座1丁目1番1号 (はにぼんプラザ2階)	●本庄西地域 千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・照若町・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井
本庄東地域包括支援センター 安誠園	0495-22-6262	本庄3丁目1番21号	●本庄東地域 本庄・東台・日の出・寿・朝日町・台町・諏訪町・本町・鶴森・傍示堂・牧西・小和瀬・宮戸・堀田・滝瀬・仁手・下仁手・久々宇・田中・上仁手
本庄南地域包括支援センター シャローム	0495-23-9580	今井1251番地1	●本庄南地域 南・前原・柏・栄・駅南・けや木・見福・緑・五十子・四季の里・早稲田の杜・北堀・栗崎・西五十子・東五十子・東富田・西富田・四方田・今井・共栄・いまい台
児玉地域包括支援センター	0495-73-1545	児玉町金屋1302番地1	●児玉地域 児玉地域全域

高齢者とその家族の暮らしを支える事業を行っています。

事業名	事業内容	対象者の要件
要介護者紙おむつ支給事業	市の委託業者が月に一度自宅へ指定の紙おむつ等を配送します。	要介護4または5に認定されている40歳以上で、失禁の状態にある在宅生活の方
要介護高齢者介護手当支給事業	月額8,000円を支給します。(入院・ショートステイ等を16日以上利用した月は支給対象外)	要介護4または5に認定されている60歳以上の高齢者を同居して常時介護している方
要介護高齢者訪問理美容サービス事業	市の委託業者が自宅を訪問する理美容サービスの利用券を年間4枚まで発行します。	要介護4または5に認定されている60歳以上で、理美容院へ行くことが困難な在宅生活の方
高齢者入浴料助成事業	市の委託入浴施設の入浴券を1か月あたり5枚発行します。	世帯員全員が市民税非課税で、自宅に入浴設備のないまたは故障等により使用できない住居に居住している65歳以上の方
緊急通報システム事業	急病など緊急を要するときに、受信センターへ通報できる装置を貸与します。	おおむね65歳以上の一人暮らしで、身体上慢性的な疾患等により、日常生活を営む上で常時注意を要する方
徘徊高齢者探知事業	認知症により徘徊行動のある高齢者の家族に、携帯用端末を貸与します。	おおむね65歳以上の在宅の認知症高齢者及びその家族等
徘徊高齢者見守り事業	徘徊行動のある認知症高齢者を早期発見するための二次元コード付きシールを配布します。 配布物 耐洗ラベル30枚、蓄光シール10枚	市内在住の高齢者であって、認知症により徘徊行動がみられ、次のいずれかに該当する方 ・介護保険で要介護者または要支援者に認定されている方 ・医師により認知症と診断された方
家族介護慰労金支給事業	日常生活に著しい支障のあるねたきりの高齢者及び重度の認知症高齢者を介護している家族に慰労金(1世帯に年額10万円)を支給します。	①～③すべてに該当する高齢者を同居して常時介護している市民税非課税世帯の家族 ①要介護4または5に認定されてから1年以上経過 ②過去1年間に介護保険サービスを利用していない ③過去1年間に、1か月以上継続して入院していない
高齢者住宅整備資金融資	高齢者の専用居室等を増改築・改造するために必要な資金を融資します。 融資方法 指定金融機関の融資 貸付限度額 300万円以内 償還期間 融資を受けた日の属する月の翌月から起算して10年以内に償還	次の要件をすべて満たす方 ①60歳以上の親族と同居している(同居予定) ②60歳未満 ③市税を完納 ④高齢者の居室等を真に必要なとしている方 ※市内居住の連帯保証人が必要です。



介護保険制度以外の施設・居宅サービス

問 地域福祉課 ☎0495-25-1127

高齢者がその状況に応じた適切な住まいやサービスを確保できるようにするため、高齢者向けの住まいに関する情報を提供します。

施設の種類	特 性
住宅型有料老人ホーム	安否確認や生活相談サービスを提供する高齢者向けの居住施設です。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造で安否確認や生活相談サービスを提供し、ほとんど介護がいらないか、軽い介護が必要な高齢者を対象とする居住施設です。
ケアハウス(軽費老人ホーム)	身体機能の低下や高齢のため、自立した生活を送るには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な高齢者が低額な料金で利用できる施設です。

老人福祉センターつきみ荘

問 地域福祉課 ☎0495-25-1127

高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりのための福祉施設で、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどの事業を行っています。

所在地 沼和田127番地1 ☎0495-22-3696

開館時間 午前10時～午後4時

休館日 月曜日(休日の場合は翌平日)、年末年始



障害者福祉・その他の福祉

障害者の福祉

問 障害福祉課 ☎0495-25-1125 FAX0495-23-1963

障害者手帳(身体・知的・精神)の交付

身体障害者手帳

身体(肢体・聴覚・視覚・言語・心臓・腎臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・HIVによる免疫機能・肝臓等)に障害のある方が、サービスを受けるときに必要です。

療育手帳

知的障害のある方が、サービスを受けるときに必要です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が、サービスを受けるときに必要です。

医療費などの助成・補助

自立支援医療

- ・18歳以上の身体障害者が円滑な日常生活を送れるよう、障害を軽くしたり、機能を回復したりするための医療(関節形成手術・心臓手術など)が1割負担で受けられます。
 - ・18歳未満の身体上の障害及び疾患を有する児童が、手術などにより障害を軽くしたり、機能を回復したりするための医療が1割負担で受けられます。
 - ・統合失調症やうつ病などの精神疾患により通院するための医療が1割負担で受けられます。
- ※いずれも所得により自己負担限度額の設定があります。

重度心身障害者医療

身体障害者手帳1～3級、療育手帳(A)、A、B、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者及び後期高齢者医療保険制度による障害認定を受けた方が、病院等で診療を受けた場合、保険診療の自己負担金を助成します。
※医療費などの助成・扶助を受けるには、受給資格を示す受給者証が必要となります。

手当

心身に障害のある方やその家族、保護者にさまざまな支援を行っています。

- ・特別障害者手当
- ・在宅重度心身障害者手当
- ・障害児福祉手当

日常生活のサービス

心身の障害のある方が自立し、生きがいを持って暮らしていくためのサービスを行っています。

- ・補装具費(交付・修理)の支給
- ・日常生活用具の給付、貸与
- ・障害者(児)移動支援
- ・障害児(者)生活サポート
- ・障害福祉サービス
- ・児童通所サービス
- ・障害者(児)日中一時支援
- ・障害者訪問入浴サービス
- ・福祉電話
- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣
- ・声の広報等発行、配付
- ・福祉タクシー利用券の交付
- ・自動車等燃料費の助成
- ・身体障害者自動車運転免許取得費の補助
- ・身体障害者自動車改造費の補助
- ・重度障害者居宅改善整備費の補助

障害者相談支援事業所

相談を通じて、必要な情報を提供し、日常生活や社会生活を支援します。

市外局番(0495)

事業所名	主たる対象	所在地	電話番号
障害者生活支援センターさわやか	身体	本庄市 いまい台2-43	25-5620
障害者生活支援センターさわやか	知的	本庄市 いまい台2-43	25-5630
障害者生活支援センターみさと	精神	美里町大字 小茂田889-1	76-3646

障害者就労支援センター

障害者の就労、職場定着などを支援します。

事業所名	主たる対象	所在地	電話番号
児玉郡市障がい者就労支援センター	身体的 知的 精神	本庄市 いまい台2-43	22-3064

社会福祉

生活困窮者自立相談支援窓口

問 生活自立支援課 ☎0495-25-1159

生活に困窮する方(生活保護受給者を除く)が抱えるさまざまな課題に関する相談窓口を設置しています。相談員と一緒に考え、解決に向けたお手伝いをします。一人で悩まずに、まずは生活自立支援課へご相談ください。ご家族や周囲の方からの相談も受け付けます。

避難行動要支援者支援制度

問 地域福祉課 ☎0495-25-1142

高齢者や障害を持っている方等で、災害時に情報を得たり、自力で避難することが難しい方を「避難行動要支援者」として、近所の方や自治会、民生委員・児童委員等地域で支援するための体制づくりを進めています。

制度への登録にあたっては、地域の民生委員・児童委員または市へ直接ご相談ください。

対象要件 ※下記対象要件以外は、ご相談ください。

65歳以上のひとり暮らし	70歳以上のみの世帯の方
要介護度4以上	身体障害者手帳1・2・3級
療育手帳(A)・A・B	精神障害1・2級

本庄市災害見舞金等支給制度

問 地域福祉課 ☎0495-25-1142

火災または風水害その他の気象災害によって、市民が被害を受けたとき、災害見舞金等が支給される場合があります。

支給区分	災害見舞金	支給額
	全焼、全壊または流失	50,000円
	半焼または半壊	20,000円
	床上浸水	10,000円
	重傷	20,000円
	災害弔慰金	支給額
死亡	50,000円	

※申請方法などはお問い合わせください。

成年後見推進事業

問 地域福祉課 ☎0495-25-1142

地域を基盤とした積極的な権利擁護(成年後見制度)の普及推進のため、その担い手となる「市民後見人」の養成と活動支援を行っています。市内在住・在勤の方を対象に市民後見人養成研修・修了者向けフォローアップ研修、法人後見関係者向け研修を行っています。

また、市民の皆さんからの成年後見等に関する相談事業を行っています。

彩の国あんしんセーフティネット事業

問 本庄市社会福祉協議会 ☎0495-24-2755

失業や病気などが原因で生活に困っている方たちに寄り添って、訪問・相談を通じて必要な制度につなぐ活動を行っています。緊急を要する場合は、食料の提供などの経済的援助も行います。

生活福祉資金貸付制度

問 本庄市社会福祉協議会 ☎0495-24-2755

生活にお困りの世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。お困りごとがありましたら、社会福祉協議会へご相談ください。

福祉サービス利用援助事業

問 本庄市社会福祉協議会 ☎0495-24-2755

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して暮らせるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常の暮らしに必要な事務手続き等のお手伝いを行っています。

法人成年後見事業

問 本庄市社会福祉協議会 ☎0495-24-2755

判断能力が不十分で、意思決定が困難な方のため、社会福祉協議会が法人成年後見人等となって、ご本人の意思を尊重しながら財産管理や身上保護を行い、安心して日常生活を送れるよう支援します。

本庄市ボランティアセンター

問 本庄市社会福祉協議会 ☎0495-24-2755

ボランティア活動に関する相談や活動保険の受付など、さまざまなボランティア活動の支援を行っています。



健康・医療

成人の保健

問 健康推進課(保健センター内) ☎0495-24-2003

各種検診

検診の種類	対象者	内容
胃がんリスク(ABC)検診	40歳以上で年度内に偶数年齢になる方	血液検査(ペプシノゲン検査とピロリ菌検査により胃がんのなりやすさを測定)
前立腺がん(PSA)検診	40歳以上の男性	血液検査(前立腺がんや前立腺の病気の可能性を測定)
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査(自宅で2日分の便を採り、指定医療機関へ提出)
乳がん検診	30歳以上の女性	乳房レントゲン撮影、30歳代は視触診も受診
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	内診による細胞検査(子宮頸部の細胞を採取)
肺がん・結核検診	40歳以上	胸部レントゲン撮影、喀痰検査(必要な方のみ)
骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	超音波による骨密度測定(かかとで測定)
B型・C型肝炎ウイルス検診	40・45・50・55・60・65・70歳(過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない方)	血液検査(B型及びC型肝炎ウイルスの感染有無を調べる)
歯周疾患検診	40・45・50・55・60・65・70・73歳	歯及び歯周組織などの検査・保健指導

検診を受ける際の注意

- 各検診とも年度内に1人1回のみ受診できます。
検診の自己負担金は無料です。重複受診すると、2回目以降の検診費用が全額自己負担になります。
- 持参するもの 受診券と一緒に渡す検診案内や広報、市ホームページでお知らせします。
- 各検診の実施内容や方法は、年度で変更することもあります。確認してから受診してください。

特定健康診査・後期高齢者健康診査

特定健康診査は、生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドロームに着目した健診です。病気のリスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくため、保健指導を受けていただくことを目的としています。

後期高齢者健康診査は、生活習慣病の早期発見や介護予防につなげるための健診です。

- 対象**
- 本庄市国民健康保険加入者で、年度内に40歳以上の方
 - 後期高齢者医療制度加入者

8020運動

80歳になっても、自分の歯を20本以上保とう！8020表彰を行っています。

予防接種

問 健康推進課(保健センター内) ☎0495-24-2003

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

- 対象者**
- ①令和元年から5年度までの間は、各該当年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方
 - ②心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に一定の障害を持っている60歳以上65歳未満の方

接種回数 1回

自己負担金 2,000円

※対象者には、4月上旬に通知します。通知が届かない場合は、健康推進課へお問い合わせください。

※既に肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド)の接種を受けた方は接種対象外です。

※令和6年度以降は、65歳の方が対象となる予定です。

高齢者のインフルエンザ予防接種

- 対象者**
- ①65歳以上の方
 - ②心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に一定の障害を持っている60歳以上65歳未満の方

接種回数 年1回

自己負担金 1,000円

※対象者には、9月下旬に通知します。通知が届かない場合は、健康推進課へお問い合わせください。

献血

問 健康推進課(保健センター内) ☎0495-24-2003

病気やけがの治療のために、毎日多くの方が輸血を受けています。しかし、輸血に必要な血液は人工的に作る事ができないうえ、長期間の保存もできません。輸血を待つ患者さんへ安定して血液をお届けするために、皆さまの献血へのご協力をお願いします。

献血は市内各地で献血バスによる全血献血(400ml・200ml)を行っています。日程や場所等は広報ほんじょうや市ホームページで随時お知らせします。

公衆衛生の豆知識

出典 首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>) より加工・編集して作成



正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。 ・時計や指輪は外しておきましょう。

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります

2



手の甲をのばすようにこすります

3



指先・爪の間に念入りにこすります

4



指の間を洗います

5



親指と手のひらをねじり洗います

6



手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



子育て・教育

母子の保健

問 健康推進課(保健センター内) ☎0495-24-2003

妊娠がわかったら

母子健康手帳、妊婦健康診査助成券の交付

妊娠がわかったら、妊娠届出をしてください。その際に、母子健康手帳、妊婦健康診査助成券を健康推進課、市民課(市役所1階)または支所市民福祉課(アスパアこだま1階)にて交付します。妊婦健康診査助成券は、本庄市と契約している医療機関に持参することで、妊婦健康診査に係る費用の一部が助成されます。助成券を利用できない医療機関で、助成券に該当する妊婦健康診査を受診した場合は、助成券の金額を上限として、償還払いをすることができます。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃん訪問

「赤ちゃん誕生連絡票」(出生届出の際に記入)、または妊婦健康診査助成券に付いているはがき「出生連絡票」を提出された方に、赤ちゃん訪問をしています。

赤ちゃん訪問では、赤ちゃんの計測や育児相談、予防接種の説明、予診票の配布をしています。

乳幼児健康診査・健康相談

乳幼児健康診査及び健康相談を行います。

対象者へは、健診日の約1か月前に郵送で通知します。日程、会場等は通知にてご確認ください。会場等の都合により、健康診査・健康相談の時期が対象月年齢から前後する場合があります。

健康診査	3～4か月児・1歳6か月児・3歳児
健康相談	9～10か月児・2歳児

※5歳児健康相談については、実施時期などの詳細が決まり次第、広報等でお知らせします。

保健センターでの教室

おや親タマゴ	これからママ・パパになる方のための教室です。妊娠中の生活や赤ちゃんのお風呂の入れ方について学びます。
育児学級	赤ちゃんのこころの発達や離乳食について学んだり友達づくりの場として実施します。
母乳相談	妊娠中、子育て中の方に母乳について助産師による相談を実施します。

- ・接種時期と接種間隔は、予防接種法等で定められています。期間内に計画的に受けるようにしましょう。
 - ・接種時期を過ぎたり、重複して接種してしまうと任意接種となり、費用は全額自己負担になりますのでご注意ください。
 - ・契約医療機関については、健康推進課にお問い合わせください。
 - ・接種の前には、通知や説明書「予防接種と子どもの健康」等をお読みください。
- ※転入した方は、予診票をお渡ししますので、必ず母子健康手帳を持って健康推進課又は支所市民福祉課(アスパアこだま1階)へお越しください。

個別予防接種(契約医療機関で実施)

予防接種名	接種時期・回数	予診票の配布方法
ヒブ	生後2か月～7か月に至るまでの間に接種開始の場合は4回 生後7か月～12か月に至るまでの間に接種開始の場合は3回 1歳～5歳に至るまでの間に接種開始の場合は1回	赤ちゃん訪問時に配布
小児用肺炎球菌	生後2か月～7か月に至るまでの間に接種開始の場合は4回 生後7か月～12か月に至るまでの間に接種開始の場合は3回 1歳～2歳に至るまでの間に接種開始の場合は2回 2歳～5歳に至るまでの間に接種開始の場合は1回	
ロタウイルス	ロタリックスは生後6週から24週までの間に2回 ロタテックは生後6週から32週までの間に3回	
四種混合1期 [ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ]	生後3か月～90か月に至るまでの間 初回:20日以上、標準的には56日までの接種間隔で3回 追加:初回3回目終了後6か月以上、標準的には1年から1年半の間隔をおいて1回	
BCG	1歳に至るまでの間に1回	
水痘	生後12か月～36か月に至るまでの間 3か月以上、標準的には6か月から1年の間隔をおいて2回	
MR混合 [麻しん・風しん]	1期:生後12か月～24か月に至るまでの間に1回	
	2期:小学校就学前の1年間に1回(4月1日～翌年3月31日)	



予防接種名	接種時期・回数	予診票の配布方法
B型肝炎	1歳に至るまでの間に3回 27日以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目から139日以上の間隔をおいて1回	赤ちゃん訪問時に配布
日本脳炎	生後6か月～90か月に至るまでの間 1期初回:6日以上、標準的には28日までの接種間隔で2回 1期追加:初回2回目終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年後に1回 2期:9歳以上13歳未満に1回	
二種混合2期 [ジフテリア・破傷風]	11歳以上13歳未満に1回	小学4年生の時に郵送
子宮頸がん予防	小学6年生～高校1年生相当の年齢の女子に3回	小学6年生の時に郵送

日本脳炎予防接種の特例

一時見合わせていましたが、平成22年度以降は新しいワクチンの接種を再開しています。

次の期間に生まれた方は特例の対象となりますので、現在までの接種回数を確認し、不足回数を接種してください。

●平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方

20歳の誕生日の前日まで接種することができます。

- ・接種回数 1期 3回接種
2期 1期の接種後6か月以上、標準的にはおおむね5年の間隔を空けて接種
- ・接種期間 20歳の誕生日の前日まで

●平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方

1期の接種が7歳6か月までに3回完了していない方は9歳以上13歳未満の間に不足した1期(最大3回)を接種することができます。

- ・接種期間 9歳の誕生日前日から13歳の誕生日前日まで

公衆衛生の豆知識

出典 首相官邸ホームページ「ほかの人につぎさないために」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)より加工・編集して作成

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

 保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業

保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業は、保育を必要とする家庭の児童等を保育・教育する施設・事業者です。

公立

市外局番(0495)

施設名	定員	受入月齢	所在地	電話番号	開所時間		
					延長	通常	延長
いずみ保育所	90	2か月～	小島5-5-45	22-4891	7:00～	7:30～18:30	～19:00
久美塚保育所	90	2か月～	児玉町児玉2351-1	72-4386	7:00～	7:30～18:30	～19:00

私立

施設名	定員	受入月齢	所在地	電話番号	開所時間		
					延長	通常	延長
旭保育園	106	2か月～	駅南1-5-20	22-3398	7:30～	8:00～19:00	～19:30
本庄保育園	120	5か月～	小島1-5-18	22-3913	7:00～	7:30～18:30	～19:00
こざくら保育園	200	3か月～	栄3-6-34	22-5812		7:00～18:00	～19:00
若草保育園	90	2か月～	仁手669-4	21-5001		7:20～18:20	～18:50
日の出保育園	100	2か月～	沼和田1020	21-5263	7:20～	8:00～19:00	
みどり保育園	90	6か月～	寿3-10-30	21-5957		7:20～18:20	～18:50
聖徳本庄保育園	60	2か月～	栄2-10-14	21-4365		7:30～18:30	～19:00
小島南保育園	60	2か月～	小島南3-1-5	21-5543	7:00～	7:30～18:30	～19:00
北泉保育園	120	2か月～	西五十子620-1	24-2572		7:00～18:00	～19:00
たんぽぽ保育園	75	2か月～	今井1328	21-9890		7:15～18:15	～19:15
ほほえみ子どもの国保育園	45	2か月～	緑2-15-5	23-1018	7:15～	7:45～18:45	～19:15
藤田保育園	60	2か月～	牧西30	24-2886		7:30～18:30	～19:00
児玉保育園	170	9週～	児玉町児玉2448-1	72-0186	7:00～	7:30～18:30	～19:00
西光保育園	70	2か月～	児玉町塩谷85-1	72-5147		7:30～18:30	～19:00
西光第二保育園	70	2か月～	児玉町吉田林447-6	72-5473		7:30～18:30	～19:00
秋平さくら保育園	50	6か月～	児玉町秋山2527-1	72-1167	7:00～	7:30～18:30	～19:00
コウガの森・梅花	90	2か月～	見福1-2-7	22-4474	7:00～	7:30～18:30	～19:00
本庄幼稚園	66	6か月～	小島6-5-3	24-0189		7:30～18:30	

施設名	定員	受入月齢	所在地	電話番号	開所時間		
					延長	通常	延長
本庄東幼稚園	60	8か月～	東台3-1-12	22-2937		7:30～18:30	
コウガの森・共和	62	2か月～	児玉町蛭川885	72-0104	7:00～	7:30～18:30	～19:00
児玉櫻井幼稚園	45	8か月～	児玉町八幡山594-2	72-0443		7:30～18:30	
ふくしまキッズ保育園	20	6か月～	千代田1-2-20	27-2010	7:30～	8:00～19:00	～19:30
加川ベビールーム	3	6か月～	日の出4-3-4	24-0586	7:00～	7:30～18:30	～19:00

入所基準

児童の保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由に該当することが必要です。

保育を必要とする事由 就労、出産、疾病、看護、求職、就学、災害など

入所申し込み

保育課(市役所2階)または支所市民福祉課(アスパアこだま1階)に次の必要書類を提出してください。
※引落希望口座のキャッシュカードをお持ちください。

- 必要書類**
- ・教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書
 - ・保育を必要とする証明(保護者それぞれ)
 - ・本庄市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書
- ※その他状況に応じて必要な書類が異なります。
※申請に個人番号(マイナンバー)が必要な場合があります。

保育料

4月分～8月分は前年度の市町村民税、9月分～3月分は現年度の市町村民税に基づきそれぞれ決定します。
保育所等を同時に利用する場合には2人目は半額となります。また、3人目以降は保育所等を利用している・していないにかかわらず、無料となります(要申請)。

幼稚園

問 学校教育課 ☎0495-25-1149

私立

市外局番(0495)

幼稚園名	所在地	電話番号
本庄旭幼稚園	小島395-2	24-3626
本庄青葉幼稚園	小島南2-6-39	24-3510
本庄すみれ幼稚園	五十子3-6-24	22-4623
若泉幼稚園	北堀209	21-5265

※入園については、各園へご連絡ください。

子育て支援センター

子育て家庭を対象としたさまざまな教室・講座、イベントや育児相談・身体測定の実施により子育てを支援するため、次の保育園で子育て支援センター事業を実施しています。参加を希望される支援センターにご自由にお申し込みください。

※各センターの活動内容がわかる「おたより」は、各センターの窓口のほか、子育て支援課(市役所2階)、支所市民福祉課(アスピアこだま1階)にあります。

公立

市外局番(0495)

センター名	電話番号	内容	活動日・時間
いずみ保育所子育て支援センター	22-4891	育児に関する相談・情報の提供の他、遊びの教室を実施	月～金 午前9時～正午 午後1時30分～4時

私立

センター名	電話番号	内容	活動日・時間
北泉保育園子育て支援センター	71-5806	0～3歳児を5コースに分け、遊びの教室を実施。電話相談は随時受付。個人面談は要予約	月～金 午前9時30分～午後3時30分
こぞくら子育て支援センター	22-8739	赤ちゃん広場・訪問型支援・未熟児・ダウン症児のための活動・遊びの講座・ママのための講座・育児相談(電話・面談)	月～金 午前9時～正午 午後1時～3時30分
子育て支援センター 梅花	22-4474	0～3歳児を対象に親子で楽しめる遊びを実施(手形製作・クッキング・ベビーマッサージ等)。詳しくは支援センターまたはホームページへ	月～金 午前9時～午後2時
児玉保育園子育て支援センター with	72-0186	0歳～未就園児を対象に、年齢発達に応じたプログラムを実施。午前中園庭を含む自由解放	月～金 午前9時～午後3時
西光保育園子育て支援センター	71-1115	親子で楽しめる行事を実施。電話相談は随時受付。個人相談は要予約	月～金 午前9時～正午 午後1時～3時
子育て支援センター コウガの森	72-0104	0～3歳児を3コースに分け、親子で楽しめる遊びを実施。育児相談や専門家の訪問、絵本の貸し出しも実施	月～金 午前9時～午後2時

児童センター

主に乳幼児から小学生までの児童が自由に遊べる児童センターを設置しています(乳幼児は、大人の付き添いが必要です)。

市外局番(0495)

児童センター名	所在地	電話番号
前原児童センター	前原1-4-13	21-9820
日の出児童センター	日の出2-5-56	21-0420
児玉児童センター	児玉町八幡山368(アスピアこだま内)	71-6805

つどいの広場

各児童センターでは、0歳～就学前の子と保護者が自由に集まり交流するつどいの広場を開催しています。子育ての相談もお気軽にお問い合わせください。

教室の内容は、『広報ほんじょう』や市ホームページに掲載しています。毎月発行のつどいの広場のおたよりは、各児童センター、保健センター、子育て支援課窓口等にあります。

開催日時

毎週月・水・金(休日、年末年始除く)午前9時～午後2時

一時保育

自宅で保育しているご家庭の方が急用などで一時的に子どもを預けたい場合、下記の園に直接事前申込をしてください。

公立

市外局番(0495)

所名	所在地	電話番号
いずみ保育所	小島5-5-45	22-4891
久美塚保育所	児玉町児玉2351-1	72-4386

私立

所名	所在地	電話番号
北泉保育園	西五十子620-1	24-2572
コウガの森・梅花	見福1-2-7	22-4474
コウガの森・共和	児玉町蛭川885	72-0104
西光保育園	児玉町塩谷85-1	72-5147
西光第二保育園	児玉町吉田林447-6	72-5473
児玉保育園	児玉町児玉2448-1	72-0186
ふくしまキッズ保育園	千代田1-2-20	27-2010
本庄幼稚園	小島6-5-3	24-0189

学童保育

留守家庭の小学生を対象に放課後保育を行う「学童保育所」が市内に22か所あります。入所をご希望の方は、直接お問い合わせください。

公立

クラブ名称	所在地	電話番号	主な対象学区
前原学童保育室	前原1-4-13 (前原児童センター内)	21-9820	中央小、 本庄西小、 本庄南小
日の出学童保育室	日の出2-5-56 (日の出児童センター内)	21-0420	本庄東小
藤田学童保育室	牧西1171 (藤田小学校内)	24-5153	藤田小
寿学童保育室	寿2-4-24	24-8570	本庄東小

私立

クラブ名称	所在地	電話番号	主な対象学区
学童保育所・ちびっ子ステーション	都島234-3	21-7005	旭小
童夢館竹の子	西富田367	21-3244	本庄南小
いずみクラブ	朝日町3-6-29	23-1798	本庄東小、 北泉小
ほほえみキッズクラブ	緑2-15-5	23-1018	中央小
恵アフタースクール	西五十子620-1	24-2572	北泉小、 本庄東小
学童保育所みらい	中央3-3-3	24-3075	本庄西小
学童保育わかくさ	仁手669-4	21-5340	仁手小、 藤田小、 本庄東小

クラブ名称	所在地	電話番号	主な対象学区
キッズスペースBaika	見福1-2-28	27-8040	中央小
じいじとばあばの宝物	柏1-3-29	24-3210	中央小、 本庄南小
キッズステーションY.co	北堀1870-1	71-7440	北泉小
こざくら学童クラブ	栄3-6-34	22-1601	本庄南小、 中央小
つくしんぼ学童保育クラブ	児玉町 児玉1352-1	72-0426	児玉小
ひまわり学童保育クラブ	児玉町 金屋960-2	72-6184	金屋小
きらきら学童保育クラブ	児玉町 蛭川915-12	72-3845	共和小
むさし青麦館	児玉町 吉田林10-3	73-1211	児玉小、 金屋小
あおぞら学童保育クラブ	児玉町 秋山2527-1	72-8773	秋平小、
キッズスペースKyowa	児玉町 蛭川885	72-0104	共和小、 児玉小、 北泉小
ほがらか遊水館	児玉町 吉田林11-1	73-1212	児玉小、 金屋小

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「子育ての手助けを受けたい」「子育てのお手伝いができる」という方たちが会員になって一時的な育児の援助活動を有料で行う会員組織です。市ではこの運営を本庄市社会福祉協議会に委託して実施しています。

援助時間 午前6時～午後9時

利用料金	平日：午前7時～午後7時	1時間あたり700円
	平日：上記以外の時間	1時間あたり800円
	土・日・休日・年末年始 (12月29日～1月3日)	1時間あたり800円

申し込みは、本庄市ファミリー・サポート・センター(本庄市社会福祉協議会内)へ

本庄市社会福祉協議会

銀座1-1-1(はにぼんプラザ内)

☎0495-24-2755

児玉支所

児玉町八幡山368(アスパアこだま内)

☎0495-73-1237

子育て応援モバイルサイト

問 子育て支援課

☎0495-25-1143

本庄市保健センター

☎0495-24-2003

妊娠週数やお子さんの月齢・年齢に合わせた子育て応援メール「すくすくメール」の配信や「予防接種スケジュール」の自己管理ができる『子育て応援モバイルサイト』(<http://honjo.city-hc.jp/>)をご利用ください。



手当・医療費助成・貸付制度

問 子育て支援課 ☎0495-25-1130

※各申請にマイナンバーが必要になる場合があります。

児童手当

中学校卒業(15歳に達する日以後最初の3月31日)までの子どもを養育している方(父母ともに児童を養育している場合、原則として所得の高い方)に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の支給対象となり、原則、年に3回(2月・6月・10月)、4か月分ずつ支払われます。

児童手当の支給額(所得が一定額以下の場合)

子どもの年齢	1人あたり月額	
3歳未満(誕生日の月まで)	15,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	

特例給付の支給額(所得が一定額以上の場合)

子どもの年齢	1人あたり月額
一律	5,000円

申請に必要なもの 請求者名義の通帳など

※その他状況に応じて必要な書類が異なります。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の支給対象となり、原則、年に6回(奇数月)、2か月分ずつ支払われます。※18歳になった年の年度末まで(一定の障害がある子どもは20歳未満まで)。

※児童扶養手当には、所得制限があります。申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により手当の支給に制限があります。

子どもの人数	全部支給(月額)	一部支給(月額)
1人の場合	43,160円	43,150円~10,180円
2人目加算額	10,190円	10,180円~5,100円
3人目以降加算額(1人につき)	6,110円	6,100円~3,060円

※表の手当額は、令和3年度の額です。手当額は、物価スライド制により毎年見直しが行われます。

申請に必要なもの

請求者及び児童の戸籍謄本、請求者名義の通帳など
※その他状況に応じて必要な書類が異なります。

子育て支援金

問 子育て支援課 ☎0495-25-1143

出生後、初めてされる住民登録が本庄市となる子どもを養育している市内在住の方で、引き続き市内に住む予定の方に支給します。

対象の子ども	支援金額
第1・2子	30,000円
第3子以降	50,000円

申請に必要なもの 印鑑、請求者名義の通帳

※第〇子とは、18歳になった年の年度末までの児童の順番です。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害のある子どもを育てている方(父母ともに児童を養育している場合、原則として所得の高い方)に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の支給対象となり、原則、年に3回(4月・8月・11月)、4か月分ずつ支払われます。

障害の状態	1級(重度)	2級(中度)
1人月額	52,500円	34,970円

※特別児童扶養手当には、所得制限があります。申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により手当の支給に制限があります。

※表の手当額は、令和3年度の額です。手当額は、物価スライド制により毎年見直しが行われます

申請に必要なもの

請求者及び児童の戸籍謄本、請求者名義の通帳、診断書など

※その他状況に応じて必要な書類が異なります。

子ども医療費

18歳になった年の年度末までの子どもの医療費を助成する制度です。利用には、事前登録が必要です。

登録申請に必要なもの

子どもの保険証、家計の主宰者名義の通帳など

※保険証がなくても、仮登録をしてください。

※家計の主宰者とは、父母ともに子どもと同居し養育している場合は、原則として所得の高い方になります。

※その他状況に応じて必要な書類が異なります。

未熟児養育医療費

身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児の医療費を助成する制度です。

申請に必要なもの

指定養育医療機関の医師が証明した意見書、子どもの保険証(交付前であった場合、加入予定の保護者などの保険証)、母子健康手帳

ひとり親家庭等医療費

母(父)子家庭、親がいないため親に代わり子どもを育てている養育者家庭または母(父)に一定の障害がある家庭の申請者と子どもの医療費の一部を助成する制度です。利用には事前登録が必要です。

※18歳になった年の年度末まで(一定の障害のある子どもは20歳まで)。

※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

申請に必要なもの

申請者及び子どもの保険証、申請者名義の通帳など

※その他状況に応じて必要な書類が異なります。

母子家庭等自立支援給付金支給事業

自立支援教育訓練給付金事業

20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、就業促進のための給付事業を実施しています。雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等(ホームヘルパー・医療事務など)の講座を受講し、修了した場合に受講料の60%に相当する額を支給します(上限あり。1万2千円を超えない場合は支給されません。また、雇用保険法の一般教育訓練給付金の受給資格がある場合は、差額を支給します)。

高等職業訓練促進費等事業

20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父が資格取得(看護師・介護福祉士など)のため、6か月以上養成機関等で修業する場合に、上限4年まで給付金を支給します。

	市町村民税課税世帯	市町村民税非課税世帯
訓練促進費	70,500円(月額) ※最終学年は 110,500円(月額)	100,000円(月額) ※最終学年は 140,000円(月額)
修了一時金	25,000円	50,000円

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父及びその子を対象に、高卒認定試験の合格を目指す対策講座を受講し、修了した場合に受講料の40%に相当する額を支給します。また、高卒認定試験の全科目に合格した場合に20%に相当する額を支給します(上限15万円。4千円を超えない場合は支給されません)。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

問 北部福祉事務所 ☎0495-22-0140

20歳未満の子どもを養育している母(父)子家庭の母(父)または寡婦の方の経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金の貸し付けを行っています。

資金の内容

就学支度、修学、医療介護、生活、転宅、住宅など
※事前相談が必要になります。詳細はお問い合わせください。



小中学校

問 学校教育課 ☎0495-25-1149

公立小中学校一覧

市外局番(0495)

	学校名	所在地	電話番号
小学校	本庄東小学校	日の出1-2-1	21-3051
	本庄西小学校	千代田4-3-2	21-4361
	藤田小学校	牧西1171	22-2981
	仁手小学校	仁手618	22-2967
	旭小学校	都島78	22-3463
	北泉小学校	北堀1871-1	22-3791
	本庄南小学校	栄3-6-24	22-2839
	中央小学校	緑1-16-1	21-2361
	児玉小学校	児玉町児玉1355-1	72-1569
	金屋小学校	児玉町金屋1116-1	72-1168
	秋平小学校	児玉町秋山2531	72-1239
	本泉小学校※	児玉町河内660	—
	共和小学校	児玉町蛭川895-1	72-1349
中学校	本庄東中学校	日の出4-2-45	22-6318
	本庄西中学校	千代田4-3-1	22-6424
	本庄南中学校	緑3-13-1	24-1801
	児玉中学校	児玉町八幡山438	72-0133

※本泉小学校は、休校中です。

教育資金の貸付

問 学校教育課 ☎0495-25-1149

入学準備金貸付制度

高等学校や大学等に入学することが確実な方の保護者で、経済的理由で入学時に要する費用の調達が困難な方を対象に、予算の範囲内で入学準備金を無利子で貸し付けます。

貸付限度額は、高等学校等の場合250,000円以内、大学等の場合500,000円以内です。

貸し付けた月の翌月から6か月を経過した後から、返済開始となります。

育英資金貸付制度

高等学校や大学等に在学中の方または入学する方で、経済的理由により修学が困難な方を対象に、予算の範囲内で育英資金を無利子で貸し付けします。

貸付限度額は、高等学校等の場合月額15,000円以内、大学等の場合月額30,000円以内です。

貸付が終了した月の6か月を経過した後から、返済開始となります。

小中学校の手続き

入学(新1年生)する場合

住所地によって入学する学校を指定しますので、手続きの必要はありません。

なお、小学校については、入学前に健康診断を実施します。前年の9月上旬に通知を送付しますので、必ずご参加ください。

転校する場合

現在通っている学校及び学校教育課へ連絡してください。

就学援助制度

経済的な理由により小中学校への就学が困難な児童生徒及び入学予定児の保護者を対象に、就学費用の一部を援助しています。

対象者	市内に住所を有し、本庄市立の小中学校に在籍する児童生徒及び入学予定児の保護者で、次のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認める方 ・生活保護を受けている家庭 ・生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に困窮している家庭(生活保護が停止または廃止となった・市民税が非課税である・児童扶養手当を受給している・その他経済的に困難である)
内容	学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費などの一部 ※ただし、生活保護世帯の場合は、修学旅行費、医療費のみ
提出書類	就学援助申請書、所得課税証明書(転入の場合)、借家の契約書の写し(借家の場合)
提出先	学校教育課(市役所4階)、支所総務課(アスパアこだま2階)、各小中学校

生涯学習

問 生涯学習課 ☎0495-22-3248

市民総合大学

生涯学習による「ひとづくり」と「まちづくり」の原動力となる人材の育成と、市民一人ひとりが、自己を高め、人格を磨き、幸せで豊かな人生を送ることができるように市民総合大学を設置し、学びの場を提供しています。また、異学年交流や子どもから高齢者までが生涯学習活動を通じて相互にふれあい、地域の結びつきを強めることができるよう、世代間交流に取り組んでいます。



ごみ・上下水道

家庭ごみの分け方・出し方

問 環境推進課 ☎0495-25-1172 / 支所環境産業課 ☎0495-72-1334

資源ごみ

ペットボトル、缶、びん

		主な品目	出し方	注意
ペットボトル		のマークのあるもの 飲料、酒類、しょう油等	ラベルとキャップは、外して「可燃ごみ」へ。	<ul style="list-style-type: none"> ・収集日は、83・84ページをご覧ください。 ・軽く洗ってから、出してください。 ・収集所は、可燃ごみ等の収集所と異なる地域もあります。自治会等に確認してください。 ・さびた缶や、割れたびんは、「不燃ごみ」へ。 ・汚れのひどいペットボトルは、「可燃ごみ」、汚れのひどい缶・びんは、「不燃ごみ」へ。
缶類	飲料用	のマークのあるもの	ボトル缶のキャップは缶から外して「その他の缶」へ。	
	その他	「飲料用缶」以外の缶 缶づめ、菓子缶など	中身を完全に出して、「その他の缶」へ	
びん類	生きびん	ビールびん、一升びん、焼酎のびん	キャップは外してください。 ・プラスチック製のキャップは「可燃ごみ」へ。 ・アルミ・スチール製キャップは「その他の缶」へ。	
	その他	「生きびん」以外のびん ドレッシング、ジャム、ドリンク剤のびんなど		

下表の公共施設では、開庁(館)時間内にいつでも出せます。

回収場所 回収品目	本庄地域								児玉地域					
	本庄市役所	はにぼんプラザ	本庄公民館	本庄東公民館	本庄西公民館	本庄南公民館	藤田公民館	仁手公民館	旭公民館	北泉公民館	アスピアこだま	セルデイ	児玉小学校西隣	共和公民館
ペットボトル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飲料用缶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
びん類・その他の缶	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
牛乳パック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃食用油			○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
乾電池	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スプレー缶	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○

※各施設の開庁(館)時間は、それぞれ異なりますのでご注意ください。

※廃食用油は、植物性油のみ回収します。動物性油や鉱物油等は回収できません。空のペットボトルに入れてふたをよく閉めてから、回収ボックスに入れてください。



蛍光管は出せません。「有害ごみ」の日に出してください。

紙類(新聞・雑誌・段ボール)

●下記の駐車場では、
毎月回収しています。

PTAや子ども会・自治会などの集団資源回収にご協力ください。
年間予定を、『広報ほんじょう』5月号に掲載しています。



新聞紙
(広告を含む)



雑誌
(包装紙を含む)



段ボール

本庄地域	毎月第2土曜日	午前9時～11時	本庄南公民館駐車場 ※布類回収も実施
	毎月第3日曜日	午前9時～午後1時	市役所駐車場
児玉地域	毎月第1日曜日	午前9時～11時	アスパアこだま駐車場

※毎月、『広報ほんじょう』の「ECOガイド」に回収予定日を掲載しています。

※天候等の理由で変更になる場合もあります。

可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、スプレー缶

分け方	主な品目	注意
可燃ごみ	生ごみ(水切りをする)、紙ごみ(再利用できないもの)、ビニール製品、プラスチック製品(CD、ビデオテープ、おもちゃ等)、衣服、靴、かばん(金属部分はできるだけ「不燃ごみ」に出す)、使い捨てカイロ、紙おむつ(汚物はトイレに流す)、ゴム製品、革製品、乾燥剤、クレヨン、保冷剤、発泡スチロール、使い捨てライター(ガスを全部抜いてから出す)	<ul style="list-style-type: none"> ・児玉郡市共通認定袋に入れて出してください。 ・認定袋に入らないものは、「粗大ごみ」です。収集所には出せません。
不燃ごみ	金属製品(なべ、やかん、フライパンなど)、資源ごみ以外のガラス類、食器類、刃物類(紙などに包む)、陶磁器、鏡、電球(水銀入りは有害ごみ)	
有害ごみ	電池、水銀を使用しているもの(蛍光管、電球、血圧計、体温計)	<ul style="list-style-type: none"> ・「有害ごみ」の認定袋はありません。 ・購入時の箱に入れるなど、割れないように出してください。
スプレー缶	スプレー缶、カセットボンベ	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を完全に使い切ってから、穴開けをせずに中身がわかる袋に入れてスプレー缶収集日に出してください。

粗大ごみ(認定袋に入らないものは、粗大ごみです。収集所には出せません。)

主な品目:イス、ソファー、テーブル、枝木、ベッド、布団、毛布、たんす、自転車など

自己搬入

小山川クリーンセンター(ごみ処理場)へ持ち込んでください。

自己搬入	費用 1回の搬入で10kgにつき40円 10kg未満の場合は10kgとみなし、手数料は40円
	搬入日時 月～金曜日(休日も搬入可。ただし年末年始等を除く) 午前8時40分～正午、午後1時～4時30分(予約不要)
	ごみ処理場 児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター 東五十子151-1 ☎0495-22-8200

※持ち込めないものもありますので、小山川クリーンセンターへ直接ご確認ください。

リクエスト収集

環境推進課(市役所4階)・支所環境産業課(アスパアこだま2階)へ申し込んでください。
1回の収集につき、5点まで収集します。なお、別途手数料がかかります。

リクエスト収集 (有料)	本庄地域:毎週水曜日に収集を行い、前週の金曜日に申し込みを締め切ります(年末年始を除く)。 児玉地域:毎月第2・4水曜日に収集を行い、前週の金曜日に申し込みを締め切ります(年末年始を除く)。 ※粗大ごみは、建物の外に出しておいてください。
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

使用済小型電子機器

主な回収品目	電話機、携帯電話、カメラ、ラジオ、DVDプレーヤー、CDプレーヤー、ゲーム機、リモコン、ノートパソコン及び周辺機器、電子辞書、電卓、電気コード類、その他電子機器(ドライバー、電動ひげそり等)
回収方法	宅配便回収 小型家電リサイクル法における認定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」では、宅配便を活用した回収を行っています。 インターネットによる申し込みで、指定した日時に宅配業者が自宅まで回収に伺います。 1箱1,650円(税込)で回収します。なお、パソコンが含まれる場合は、1回につき1箱の料金が無料になります。申し込み方法や回収品目などの詳細は、リネットジャパンリサイクル(株)のホームページをご確認ください。 リネットジャパンリサイクル(株)ホームページアドレス https://www.renet.jp/
	ボックス回収 環境推進課(市役所4階)・支所環境産業課(アスパアこだま2階)に、回収ボックス(投入口30cm×15cm)が設置してありますので、開庁時間内にお持ちください。投入口に入らないものは、年2回程度実施するイベント回収で回収します。 ※バッテリーや電池は取り外してください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)は回収できません。 ・携帯電話やパソコン等に含まれる個人情報、個人の責任において必ず消去してください。 ・家庭で使われていたものに限り、(事業所で使われていたものは対象外です)



 収集日 (各収集区域は住所ではなく、自治会の地域で分かれていますのでご注意ください。)

■ 本庄地域 (午前8時30分までに収集所へ出してください。)

	収集地域(自治会別) 自治会名(太字)/住居表示(細字)	可燃ごみ (週2回)	不燃ごみ (月2回)	有害ごみ	スプレー缶	資源ごみ
本庄	宮本町	月曜日 木曜日	第1・3 水曜日	〈奇数月〉 第4水曜日	第2水曜日	第1火曜日
	泉町					
	上町					
	仲町					
	照若町					
	本町					
	南本町	火曜日 金曜日	第1・3 月曜日	〈奇数月〉 第4水曜日	第2水曜日	第2火曜日
	七軒町					
	未広町					
	台町					
	諏訪町					
	朝日町					
藤田	月曜日 木曜日	第2・4 水曜日	〈奇数月〉 第3水曜日	第1水曜日	第3火曜日	
仁手					第4火曜日	
旭	都島、山王堂、沼和田、新井、三友、杉山、小島県営住宅 下野堂(下野堂〇〇番地、下野堂1・2・3丁目、万年寺1 丁目の一部) 万年寺(万年寺1・2・3丁目、小島〇〇番地、下野堂3丁 目の一部)	月曜日 木曜日	第1・3 水曜日			第3火曜日
	小島					
	小島南					
北泉	本田(北堀、早稲田の杜5丁目)、 新田原(北堀、早稲田の杜1・2・4・5丁目)、 四季の里(四季の里1・2・3丁目)、 栗崎(栗崎、早稲田の杜5丁目)、 西五十子(西五十子〇〇番地、五十子1・2・3丁目)、 東五十子	火曜日 金曜日	第2・4 木曜日	〈奇数月〉 第4水曜日	第2水曜日	第4火曜日
	久下塚(北堀、早稲田の杜1・2・3丁目)、 東富田(東富田、早稲田の杜1丁目)					
	けや木					
	曙					
	西富田					
	四方田、東今井、西今井、共栄					

児玉地域(午前8時まで)に収集所へ出してください。

	収集地域(自治会別) 自治会名(太字)/住居表示(細字)	可燃ごみ (週2回)	不燃ごみ (月2回)	有害ごみ	スプレー缶	資源ごみ	
児玉	長浜町・鍛冶町(児玉町八幡山)	火曜日		〈偶数月〉 第3水曜日	第4水曜日	第2・4 水曜日	
	上町、仲町、下町(児玉町児玉)	金曜日					
金屋	新町、連雀町、本町(児玉町児玉、児玉町児玉南1・2・3・4丁目)	月曜日 木曜日		第1・3 水曜日	〈偶数月〉 第1水曜日		第2水曜日
	第一金屋(児玉町金屋、児玉町児玉、児玉町児玉南1・2・3・4丁目)、第二金屋、第三金屋、長沖(児玉町長沖、児玉町児玉南1・2丁目)、高柳、飯倉、宮内、塩谷、保木野、田端						
秋平	秋山、風洞(児玉町秋山)						
	東小平、西小平(児玉町小平)						
本泉	太駄上、太駄中、太駄下(児玉町太駄)						
	河内、稲沢、元田						
共和	蛭川、下真下、児玉町共栄、上真下、吉田林、入浅見、下浅見、高関	火曜日 金曜日		〈偶数月〉 第3水曜日	第4水曜日		

水道

問 水道課(水道庁舎) ☎0495-22-2151

水道使用の開始

水道の使用を始める場合は、あらかじめ水道課へご連絡いただくか、市ホームページから開始手続きを行う必要があります。使用開始の際、水道の元栓はご自身で開けてください。なお、事前の連絡なしに水道を使用すると、給水を停止することがあります。

水道使用の休止

水道の使用を止める場合は、あらかじめ水道課へご連絡いただくか、市ホームページから休止手続きを行う必要があります。なお、使用された日までの水道料金の支払いは、今までご利用の口座から振替する方法や転居先にお送りする納入通知書で支払う方法があります。

使用休止の連絡がないと使用中として扱うこととなり、使用水量がゼロの場合でも基本料金が発生します。水道課へ必ず休止の連絡をしてください。

水道使用者の変更

水道課へご連絡ください。

水道所有者の変更

水道課へ届出が必要(新旧所有者の認印・所有権移転を証明できる書類)です。

水道工事の申込み

水道の新設・改造(口径変更含む)・撤去・修繕などは、必ず本庄市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。本庄市指定給水装置工事事業者が施行した工事でないときは、本庄市水道事業給水条例に従って、給水を停止することがありますのでご注意ください。

なお、本庄市指定給水装置工事事業者の一覧は、市ホームページに掲載しています。

水道料金の支払い

水道料金は、毎月または2か月に一度水道メーターの検針をした後に、その使用水量に基づいて請求します。支払い方法は、口座振替、納入通知書またはスマホ決済アプリによる支払いとなります。

なお、クレジットカードによる支払いは、取り扱っていません。

口座振替

水道メーターの検針をした月の27日、12月及び2月は25日(口座振替日が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌営業日)に指定の口座より引き落とす方法です。

申込み方法には、口座振替取扱金融機関の窓口で手続きをする方法と口座振替依頼はがきで手続きをする方法の2つがあります。口座振替取扱金融機関の窓口で手続きをする際には、通帳(口座番号を確認するため)、届印・お客様番号の控え(納入通知書・検針票などに記載)が必要です。また、口座振替依頼はがきでの手続きをご希望の方にははがきを郵送しますので、水道課へご連絡ください。

口座振替取扱金融機関

埼玉りそな銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、東和銀行、武蔵野銀行、埼玉信用組合、しのもめ信用金庫、中央労働金庫、埼玉縣信用金庫、アイオー信用金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)、埼玉ひびきの農業協同組合、佐波伊勢崎農業協同組合、みずほ銀行

納入通知書

納入通知書を納付場所にお持ちのうえ、支払う方法です。

納付場所

全国の金融機関の本支店の窓口(※)、コンビニエンスストア、水道課、児玉総合支所水道料金窓口(アスパアこだま1階)、下水道課(市役所2階)、埼玉りそな銀行本庄支店派出所(市役所1階)、

※口座振替取扱金融機関以外では、手数料がかかります。

※ゆうちょ銀行(郵便局)は、埼玉・群馬・栃木・茨城・千葉・神奈川県・山梨県内、東京都内の窓口に限ります。

スマホ決済アプリ

スマホ決済アプリをスマートフォンにダウンロードし、スマホ決済アプリを起動後、納入通知書に印刷されたバーコードを読み取ることにより、支払う方法です。

なお、スマホ決済アプリの利用方法や納付手順など、詳細は各スマホ決済アプリのホームページをご確認ください。

利用いただけるスマホ決済アプリ

PayB、PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い、au PAY、楽天銀行コンビニ支払サービス、銀行Pay(ゆうちょPay等)

漏水

水道メーターから道路側の場合

水道課へご連絡ください。その際に、漏水位置やご連絡者のお名前と連絡先もお伝えください。

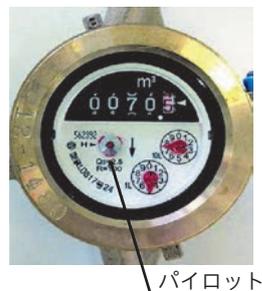
水道メーターから建物側の場合

本庄市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。その際の修理費は、個人の負担となります。賃貸住宅などの場合は、建物の管理者へご相談ください。

漏水の発見方法

漏水が水道メーターから道路側か建物側かが不明の場合には、次のように確認してください。

1. 建物内のすべての蛇口を閉めてください
2. 水道メーターのふたを開け、パイロット(水道メーターの左側にある銀色のコマ)を調べてください
3. パイロットが回っている場合は、水道メーターから建物側で漏水している可能性があります



下水道

問 下水道課 ☎0495-25-1146

公共下水道事業及び農業集落排水事業の役割

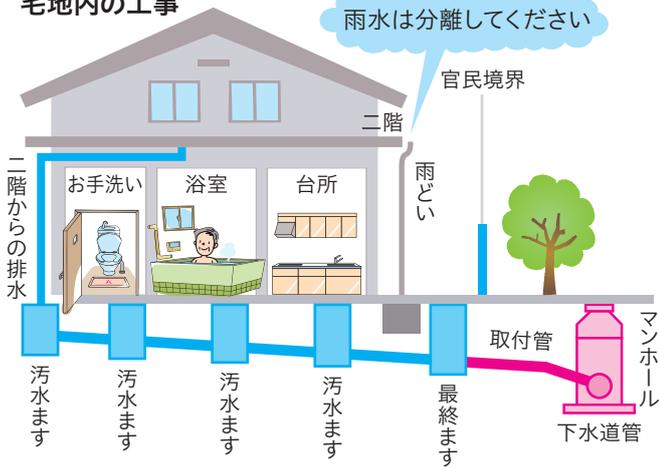
「安全・安心」な街づくり・快適な生活環境を維持するうえで不可欠な施設です。今まで、汲み取り便所や浄化槽を使用していた家庭などは、直接下水道管に流すことができます。

し尿の汲み取りや浄化槽の定期的な清掃、検査などの維持管理を省くことができ、また、「臭い」の発生がなくなります。

公共下水道・農業集落排水が整備されたら

下水道が整備された区域の建物所有者は、早めの接続をお願いします。汲み取り便所をお使いの方は、供用開始日から3年以内に水洗便所に改造し、風呂・台所などからの生活雑排水と合わせて下水道へ直接流す工事を行ってください。浄化槽を使用している方についても、下水道へ接続する工事を、おむね1年以内に行ってください。

宅地内の工事



個人で設置・管理する部分

市で設置・管理する部分

公共下水道への接続イメージ

下水道への接続工事(宅地内排水工事)

下水道への接続工事は本庄市指定下水道工事店に直接申し込んでください。宅地内の接続工事は排水設備工事責任技術者がいる指定工事店以外は行えません(指定工事店は下水道課または、市ホームページで確認できます)。

工事を依頼する前には、見積もりを取ることをお勧めします。その際、見積もりが有料かどうかも確認してください。

水洗便所改造資金の融資あっせん制度

汲み取り式便所を公共下水道や農業集落排水に接続する工事費用について、自己資金だけで一度に支払うことが困難な方に、市が金融機関へ融資をあっせんし、あわせて発生する利子を市が負担します。

融資あっせん制度を利用できる方

1. 処理区域内の建物所有者、または所有者の同意を得た使用者
2. 市税、下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者負担金を滞納していない方
3. 自己資金のみでは、改造工事費を一度に負担することが困難な方
4. 借り受けた資金の償還能力を有する方
5. 確実な連帯保証人が得られる方

融資の内容

融資額 改造工事1件につき5万円から50万円

返済期間 融資を受けた月の翌月から36か月以内(繰上償還も可能です)

利子の負担

供用開始日から2年9か月以内に申し込みをし、かつ3年以内に改造工事を完成	利子相当額 (年率2.5%相当額まで)
供用開始日から2年9か月を経過した後に申し込み	利子相当額の2分の1 (年率2.5%相当額まで)

※利子補給を受けるには、完済後に申請が必要です。

下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料

下水道使用料等は、水道料金と併せて納付していただきます。下水道使用料は水道の使用水量により算定されます。

農業集落排水処理施設の使用料は使用人数で算定されます。婚姻・出産・転入・転出・死亡等により、使用人数に変動があったときは、速やかに本庄市農業集落排水処理施設使用人数変動届出書を提出してください。

浄化槽

問 環境推進課 ☎0495-25-1173

🔧 維持管理

浄化槽使用者は、次の清掃などの実施が法律で義務付けられています。浄化槽の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理をお願いします。

■ 清掃

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや、機器類の洗浄のことです。年1回以上の実施が必要となります。
市の許可を受けた業者に依頼してください。

■ 保守点検

浄化槽の点検、調整や修理のことです。浄化槽の規模等により実施回数が異なります。
県の登録を受けた業者に依頼してください。

■ 法定検査

保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことです。新規設置後3～8か月以内実施する設置時検査と、年一回実施する定期水質検査があります。
指定検査機関である「(一社)埼玉県浄化槽協会」へ依頼してください。
(一社)埼玉県浄化槽協会 ☎048-501-5707

🔧 本庄市浄化槽設置補助金

一定の条件を満たす単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への入れ替え工事に対し補助金を交付しています。補助金の詳細については、お問い合わせください。





犬の登録・狂犬病予防注射

問 環境推進課 ☎0495-25-1173 / 支所環境産業課 ☎0495-72-1334

犬の飼い主は、犬の生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。

犬の登録は、飼い始めた日(生後90日以内の犬の場合は、生後90日を経過した日)から30日以内に手続きをしてください。

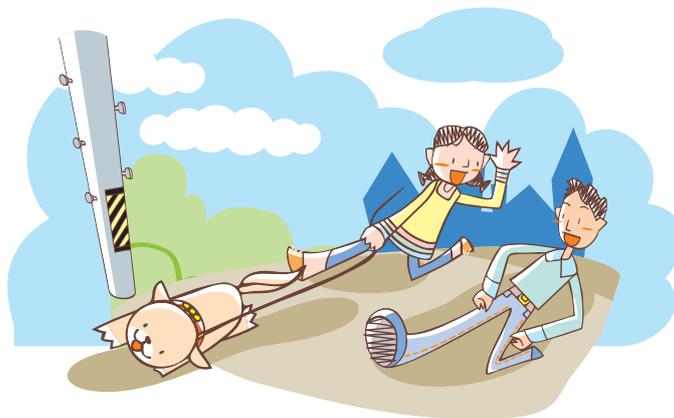
狂犬病予防集合注射は毎年4月に実施します。登録済みの犬の飼い主の方へ3月中旬に案内はがきを送ります。狂犬病予防集合注射を受けられない場合は、動物病院で必ず接種してください。

各種手続

手続きの種類	内容
犬の登録(犬鑑札の交付)	新規登録 登録手数料 1頭につき3,000円 ●転入した場合 転入前の市区町村で交付された犬鑑札を窓口を持参してください。本庄市の犬鑑札と無償で交換します。(旧犬鑑札の提出のない場合は有償となります) ●転出した場合 本庄市で交付された犬鑑札を転出先の市区町村に持参し、登録の手続きをしてください。
狂犬病予防注射済票の交付	動物病院などで狂犬病予防注射を受けたときは、獣医師が発行する注射済証明書を持参し、窓口にお持ちください。狂犬病予防注射済票を交付します。 狂犬病予防注射済票交付手数料 1頭につき550円
犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の再交付	犬鑑札及び狂犬病予防注射済票を紛失または損傷した場合は再交付します。 再交付手数料 犬鑑札 1頭につき1,600円 狂犬病予防注射済票 1頭につき340円
犬の死亡・登録事項の変更	犬が死亡した場合、登録事項に変更が生じた場合には届出が必要です。窓口へ来ていただくか、環境推進課へご連絡ください。

※犬の鑑札と注射済票は、飼い犬の首輪などに必ず装着してください。

各種手続きの窓口 環境推進課(市役所4階)、支所環境産業課(アスパアこだま2階)



交通災害共済

問 危機管理課 ☎0495-25-1184

交通災害共済は、交通事故でけがなどをしたときに、皆さんが出し合う会費から、見舞金をお支払いする制度です。

加入資格 ①市内に住民登録をしている方
②①の被扶養者で、就学のため市外に転出している方

共済期間 4月1日から翌年の3月31日まで(期間途中に加入した場合は、加入日の翌日から3月31日まで)

年会費 1人につき 500円

加入方法 危機管理課(市役所3階)、総務課(アスパアこだま2階)、市内ゆうちょ銀行・郵便局に申込書がありますので、必要事項を記入し、会費とともに提出してください。

市営自転車等駐車場

問 都市計画課 ☎0495-25-1137

本庄駅自転車等駐車場

受付

本庄駅南口自転車駐車場1階窓口 ☎0495-21-8558
平日(土曜日含む) 午前6時から午後11時まで
日曜日・休日 午前6時から午後5時まで

使用料

駐車場名	車種	使用料(1台につき)	
		一時利用(1日)	定期利用(1か月)
南口自転車駐車場	1階	150円	2,300円
	2階		2,100円
	地階		2,000円
南口バイク駐車場	原動機付自転車	200円	3,000円
	小型自動二輪車 車いす		3,500円
北口自転車駐車場	自転車	利用不可	2,500円
	原動機付自転車		3,500円
	小型自動二輪車 車いす		

※定期利用には、3か月、6か月単位の契約もあります。ただし、長期契約に伴う割引はありません。

本庄早稲田駅自転車駐車場(第1・第2)

使用料 無料

児玉駅自転車駐車場

使用料 無料

自治会

問 市民活動推進課 ☎0495-25-1118

自治会とは、町内などの同一地域に住む方たちが、住民相互の親睦を図るとともに、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指して、協力して地域の問題の解決に取り組んでいる自主的に組織された団体です。

市内には、85の自治会が組織されており、環境美化や防犯・防災・交通安全などの安全・安心なまちづくりに寄与するさまざまな活動を行っています。また、自治会として解決できない問題は、行政に働きかけて解決に努めています。

自治会の主な活動内容

- ・ごみ収集所の管理・環境美化活動…ごみ収集所の設置や掃除を行うとともに、分別収集やリサイクル活動への協力をしています。
- ・防犯灯の設置・管理、地域安全活動の推進…夜道を照らす防犯灯の設置・管理や防犯パトロールなどの地域安全活動を行い、安全で安心して生活できるまちづくりを目指しています。
- ・レクリエーションなどの親睦事業…住民同士の交流と親睦を目的に、お祭りや運動会などの気軽に参加できる各種親睦事業を行っています。
- ・『広報ほんじょう』などの配布…市が発行している『広報ほんじょう』などの配布や回覧板・自治会掲示板等によりさまざまな情報をお知らせしています。
- ・新生活運動の推進…ご近所付き合いでのお見舞いやお香典を《2千円、お返しなし》とする運動を推進しています。

自治会への加入

自治会への加入については、近隣の住民や支会長、自治会長にお問い合わせください。自治会は、会員からの自治会費と補助金などの収入によって自主的に運営されています。ぜひ皆さんの積極的な参加によって安全で住みよいまちづくりにご協力をお願いします。

国際交流

問 市民活動推進課 ☎0495-25-1158

本庄市国際交流協会では、外国人住民との交流を目的としたバスツアーや料理教室などのイベントや語学講座(英会話・中国語・ポルトガル語など)、外国人のための「日本語教室」などを実施しています。国際交流に関心のある方ならどなたでも、いつでも入会できます。



各種相談

市民相談

日常生活上で生じる諸問題について各種無料相談を行っています。相談日は、休日やその他の都合により変更になる場合がありますので詳しくは広報等でご確認ください。

市外局番(0495)

相談の名称		期日	時間	会場	申し込み・問い合わせ
行政相談		毎月第3木曜日	午後1時～4時	市役所1階 市民相談室 ※奇数月第4木曜日はアスパアこだま1階相談室	市民課 ※下記参照 ☎25-1113 ☎25-1112 ☎25-1110
法律相談	弁護士	毎月第1・第2水曜日 ※奇数月第4木曜日			
	司法書士	毎月第3・第4水曜日 *労働法律相談がある月は第4水曜日のみ			
不動産相談		毎月第2金曜日			
年金・労働相談		偶数月第2木曜日			
税務相談		毎月第2火曜日			
労働法律相談		2・5・8・11月の第3水曜日			

予約方法

毎月20日の午前8時30分から翌月の相談の予約を受け付けます(20日が休日の場合は翌開庁日)。申し込み初日は、電話予約のみ受け付けます。2日目以降は市民課窓口でも受け付けます。

注意点

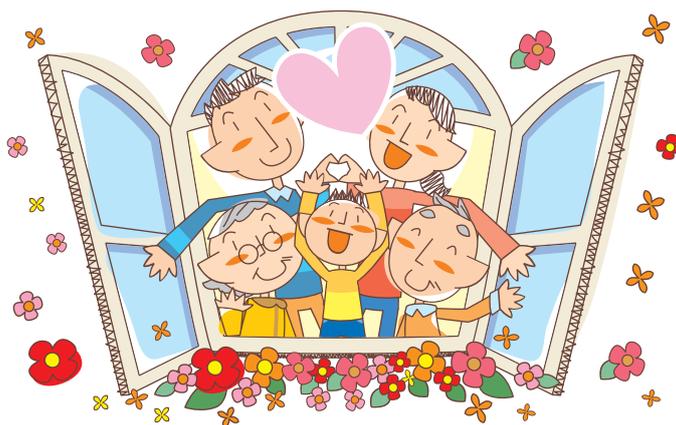
- ・各種相談の定員は6名(1人30分)です。
- ・本庄市に住民登録がある方が対象です。
- ・同じ月に同じ相談を複数申し込みすることはできません。

市外局番(0495)

相談の名称		期日	時間	会場	申し込み・問い合わせ
消費生活相談		毎週月・水・木・金曜日	午前9時30分～正午、 午後1時～3時30分	市役所4階 商工観光課	商工観光課 ☎25-1175
		毎週火・金曜日		上里町役場2階 産業振興課	上里町産業振興課 ☎35-1232

相談の名称	期日	時間	会場	申し込み・問い合わせ
人権相談	毎月第2火曜日	午後1時～4時	アスパアこだま 2階 会議室B	市民活動推進課 ☎25-1118
	毎月第4火曜日		市役所5階 会議室	
女性相談(DV相談も含む)	毎週月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分	市役所3階 市民活動推進課	市民活動推進課 ☎25-1144・ ☎25-1118
家庭児童相談		午前9時～午後4時	市役所2階 子育て支援課	子育て支援課 ☎25-1129
さわやか相談室 (学校での悩みごと)	平日 (公立学校登校日)	午前11時～午後3時	各公立中学校	本庄東中学校 ☎24-8460 本庄西中学校 ☎22-7002 本庄南中学校 ☎24-1880 児玉中学校 ☎72-7050

相談の名称		期 日	時 間	会 場	申し込み・問い合わせ
教育相談(不登校等)		平日 (公立学校休業日除く) 公立学校休業日はお休み になることがあります。	午前9時30分～ 午後2時30分	ふれあい教室 (旧勤労会館2階)	教育支援センター ☎22-4287
教育相談 (いじめ等)	電話相談	毎週水曜日(電話相談)	午後1時30分～5時		子どもの心の相談員 ☎21-7337
	面談相談	電話相談の時間内に事前予約を受け付けます。			
心配ごと 相談	相談時間中のご連絡は ☎21-8976へ	第1月曜日を除く 毎週月曜日(休日を除く)	午後1時～4時 (受付は午後3時30分 まで)	はにぼんプラザ 2階 相談室	本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755
		第1月曜日 (休日を除く)		アスパアこだま 1階 会議室	本庄市社会福祉協議会 児玉支所 ☎73-1237
結婚相談	相談時間中のご連絡は ☎21-8976へ	第2水曜日、 奇数月の第3日曜日 (休日を除く)		はにぼんプラザ 2階 活動室A・B	本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755
成年後見相談	面談相談	第2・第4火曜日 (休日を除く)	午後1時～4時 ・前月初日(休日を 除く)～先着順で当日 午後2時まで受付 (受付開始日は電話 予約のみ)	はにぼんプラザ 2階 相談室	本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755
	電話相談	毎週月～金曜日 (休日を除く)	午前9時～午後5時	成年後見 相談ダイヤル ☎0120-235-833	地域福祉課 ☎25-1142





議会・市政

市議会

問 議会事務局 ☎0495-25-1148

市議会は、市民の皆さんの日常生活に関係のある重要な案件、市の予算・条例などの議案等を審議し議決します。

市議会で審議した議案等については、『市議会だより』（2月、5月、8月、11月の各15日発行）でお知らせします。

開催

市議会は、「定例会」を年4回、市長の招集により、3月・6月・9月・12月に開催します。市議会の開催予定は、『市議会だより』及び市ホームページでお知らせします。また、必要に応じて「臨時会」が開催されます。

定例会では、本会議で議案の説明、質疑を行い、その後議案内容により3つの委員会（総務委員会、建設産業委員会、厚生文教委員会）で詳しく審査します。通常、市議会の最終日の本会議で各委員会からの報告を受けて議決します。

傍聴

どなたでも傍聴することができます。

本会議

傍聴席数 45席、別に車いす用スペース 2席分

手続き 議会事務局（市役所議会棟2階）で入場受付しています。当日、受付簿に氏名等を記載して傍聴券の交付を受けてから入場してください。本会議開会中はいつでも入場・退場できます。

委員会

定員 各委員会の傍聴できる定員は3人です。定員を超えた場合は抽選を行います。

手続き 開会の5分前までに議会事務局で申請し、委員長の許可を得ていただいた後に入室してください。各委員会の開会時刻は、市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

会議録

本会議の会議録は、議会事務局、児玉総合支所、はにぼんプラザ、図書館、公民館、市ホームページで閲覧できます。



本会議のライブ中継、録画配信

本会議の全日程をライブ中継及び録画配信でご覧いただけます。



請願・陳情

市民の皆さんが、市政等に関することで市議会に対して意見や要望を提出できる制度です。請願を提出するには議員の紹介を必要とします。

情報公開・個人情報保護制度

問 行政管理課 ☎0495-25-1161

市では、開かれた民主的な市政を実現するため、市が保有する情報を市民の皆さんの請求により公開する情報公開制度を実施しています。また、公正で信頼される市政を推進するため、市が保有する個人情報の適切な取扱いについて定めるとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正などを請求できる個人情報保護制度を実施しています。

広報

問 広報課 ☎0495-25-1155

広報紙

発行日

『広報ほんじょう』毎月1日（1月は4日）、『おしらせ版』毎月15日（1月は休刊）
※休日の場合、直前の平日に発行。

配布方法

各世帯へ自治会を通じて配布し、市内の公共施設や一部スーパー等でも配布しています。

ネット配信

市ホームページからもご覧いただけます。



アプリ配信

・カタログポケット ・マチイロ



iOS



Android



ブラウザ版



iOS



Android

ホームページ

<https://www.city.honjo.lg.jp/>



LINE配信



本庄市LINE公式アカウント

広聴

問 秘書課 ☎0495-25-1154

市長への手紙

市政に関するご意見・ご提案などをお寄せください。封筒に「市長への手紙」と明記して市役所に送付（専用紙は市役所総合案内等にありますが）または市ホームページの「市長の部屋」にアクセスし、専用フォームから入力、送信してください。

市民と市長の対話集会

市内で活動する団体やグループの皆さんから市長が直接ご意見をお聞きます。お気軽にお問い合わせください。



公共施設案内

2021

本庄市マップ



① 本庄市役所



② 児玉総合支所(アスピアこだま)



③ 水道庁舎



④ 市民文化会館



⑤ 児玉文化会館(セルディ)



⑥ 市立図書館



⑦ 本庄早稲田の杜ミュージアム



⑧ 旧本庄商業銀行煉瓦倉庫



⑨ 塙保己一記念館



⑩ 競進社模範蚕室



⑪ 市民活動交流センター
(はにほんプラザ)



⑫ 前原児童センター





⑬ 日の出児童センター



⑭ 障害福祉センター



⑮ 保健センター



⑯ 発達教育支援センター「すきっぷ」



⑰ 観光農業センター



⑱ ふれあいの里 いずみ亭



⑲ 若泉運動公園せせらぎ広場



⑳ 本庄総合公園体育館 (シルクドーム)



㉑ ケイアイスタジアム (本庄総合公園市民球場)



㉒ 若泉運動公園武道館



㉓ 若泉運動公園 多目的グラウンド



㉔ 児玉総合公園体育館 (エコピア)



㉕ 児玉総合運動公園グラウンド



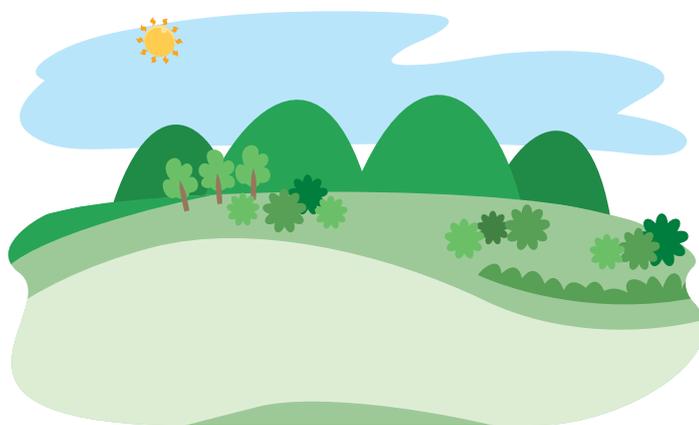
深谷市

美里町

	名称	所在地	電話番号
庁舎	本庄市役所	本庄3丁目5番3号	25-1111
	本庄市児玉総合支所(アスパアこだま内)	児玉町八幡山368番地	72-1331
	水道庁舎	千代田3丁目4番5号	22-2151

社会教育・市民活動施設

	名称	所在地	電話番号
公民館	本庄公民館	東台5丁目2番33号	24-7383
	本庄東公民館	日の出2丁目8番28号	22-3404
	本庄西公民館	小島1丁目10番4号	21-8786
	本庄南公民館	今井377番地2	21-8785
	藤田公民館	牧西1210番地3	22-2332
	仁手公民館	仁手665番地1	22-3538
	旭公民館	都島238番地1	22-5940
	北泉公民館	早稲田の杜5丁目12番29号	22-2484
	児玉中央公民館(セルディ1階)	児玉町金屋728番地2	72-8851
	児玉公民館(アスパアこだま1階)	児玉町八幡山368番地	72-4789
	共和公民館	児玉町蛭川915番地5	72-0337
文化施設	市民文化会館	北堀1422番地3	24-2841
	児玉文化会館(セルディ)	児玉町金屋728番地2	72-8851
図書館	市立図書館	千代田4丁目1番9号	24-3746
	市立図書館児玉分館(セルディ1階)	児玉町金屋728番地2	73-1783
資料館等	本庄早稲田の杜ミュージアム(早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター1階)	西富田1011番地	71-6878
	塙保己一記念館(アスパアこだま内)	児玉町八幡山368番地	72-6032
	競進社模範蚕室	児玉町児玉2514番地27	71-1121
市民活動	市民活動交流センター(はにぼんプラザ)	銀座1丁目1番1号	22-0828
	旧本庄商業銀行煉瓦倉庫	銀座1丁目5番16号	71-6685
	勤労青少年ホーム	小島南1丁目8番2号	21-1684
	あさひ多目的研修センター	沼和田1005番地	24-5288



	名称	所在地	電話番号
私立中学校	本庄東高等学校附属中学校	西五十子318番地	27-6711
	本庄第一中学校	仁手2167番地1	24-1332
高等学校	県立本庄高等学校	柏1丁目4番1号	21-1195
	県立児玉高等学校	児玉町八幡山410番地	72-1591
	県立児玉白楊高等学校	児玉町金屋980番地	72-1566
	早稲田大学本庄高等学院	栗崎239番地3	21-2400
	本庄第一高等学校	仁手1789番地	24-1331
	本庄東高等学校	日の出1丁目4番5号	22-6351
大学	早稲田大学本庄キャンパス	西富田1011番地	24-6420
特別支援学校	県立本庄特別支援学校	栗崎828番地	24-3747
給食センター	本庄上里学校給食センター	小島南1丁目8番1号	24-2621

社会福祉施設(保育所(園)、学童保育所等は73ページ「児童福祉」をご覧ください)

	名称	所在地	電話番号
障害者福祉施設	障害福祉センター	いまい台2丁目43番地	25-1125 (障害福祉課)
保健福祉施設	保健センター	北堀1422番地1	24-2003
	発達教育支援センター「すきっぷ」	小島5丁目5番45号	27-5550
高齢者福祉施設	老人福祉センターつきみ荘	沼和田127番地1	22-3696

産業施設

	名称	所在地	電話番号
観光施設	観光農業センター	児玉町小平653番地	72-6742
	ふれあいの里いずみ亭	児玉町河内209番地1	78-0280
その他	インフォメーションセンター	駅南2丁目1番4号	22-1690



	名 称	所在地	電話番号
スポーツ・レクリエーション施設	本庄総合公園体育館(シルクドーム)	北堀433番地	25-5677 (シルクドーム)
	ケイアイスタジアム(本庄総合公園市民球場)		
	本庄総合公園多目的グラウンド		
	北泉テニスコート	北堀1871番地3	24-7181 (武道館)
	東部スポーツグラウンド	786番地	
	下仁手グラウンド	下仁手	
	若泉運動公園武道館	小島6丁目11番14号	
	若泉運動公園弓道場		
	若泉運動公園グラウンド	小島6丁目1186番地1	
	若泉運動公園テニスコート		
	若泉運動公園多目的グラウンド	小島6丁目1174番地1	
	小山川グラウンド	東五十子380番地3	25-1152 (スポーツ推進課)
	児玉総合公園体育館(エコーピア)	児玉町金屋753番地1	73-3815 (エコーピア)
	共栄公園テニスコート	児玉町共栄695番地	
	児玉総合運動公園グラウンド	児玉町小平1258番地	
	児玉工業団地遊水池内グラウンド	児玉町共栄300番地7	
児玉サッカー場	児玉町秋山2166番地7	25-1152 (スポーツ推進課)	
バーベキュー広場	児玉町小平 (ふるさとの森公園内)	72-6742 (観光農業センター)	

広域圏施設

名 称	所在地	電話番号
児玉郡市広域市町村圏組合	東五十子151番地1(小山川クリーンセンター内)	27-2241
児玉郡市広域消防本部	西富田904番地3	24-0119
中央消防署	西富田904番地3	24-8395
本庄分署	224番地	21-2177
児玉分署	児玉町長沖290番地1	72-1581
小山川クリーンセンター	東五十子151番地1	22-8200
余熱利用施設湯かっこ	東五十子167番地3	22-8126
利根グリーンセンター	新井1029番地1	22-2097

その他

名 称	所在地	電話番号
社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会	銀座1丁目1番1号(はにぼんプラザ2階)	24-2755
社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会 児玉支所	児玉町八幡山368番地(アスパアこだま1階)	73-1237
公益社団法人 本庄市シルバー人材センター	小島南1丁目8番4号	23-1356
公益社団法人 本庄市シルバー人材センター 児玉支所	児玉町八幡山368番地(アスパアこだま1階)	73-1256
本庄保健所	前原1丁目8番12号	22-6481
埼玉県北部福祉事務所	前原1丁目8番12号	22-0101
埼玉県北部地域振興センター本庄事務所		24-1110
埼玉県本庄県税事務所		22-6153
埼玉県本庄農林振興センター管理部	朝日町1丁目4番6号 (埼玉県本庄地方庁舎内)	22-6156
// 農業支援部		22-3116
// 農村整備部		21-0251
埼玉県本庄県土整備事務所	北堀818番地1	21-3141
本庄警察署	本庄4丁目2番7号	22-0110
児玉警察署	児玉町児玉1470番地1	72-0110
本庄税務署	駅南2丁目25番16号	22-2111
さいたま地方務局本庄出張所	早稲田の杜4丁目10番1号	22-3264
熊谷公共職業安定所 本庄出張所(ハローワーク本庄)	中央2丁目5番地1	22-2448



生活ガイドインデックス

本庄市児玉郡医師会 100

本庄市児玉郡歯科医師会 102

本庄市児玉郡薬剤師会 103

医療機関マップ 104

本庄商工会議所 108

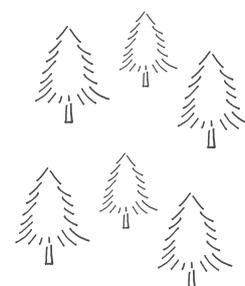
児玉商工会 109

くらしのマップ 110

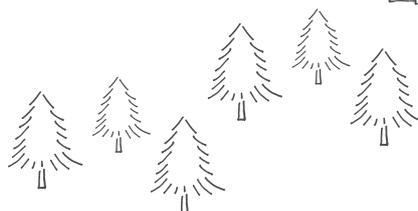
リフォームの基礎知識 112

葬儀の豆知識 116

エコドライブ 118



「生活ガイド」は、暮らしに役立つ情報を掲載しています。「生活ガイド」で提供する記事内容は、株式会社サイネックス作成によるものです。医療マップ等の地図ページに関しては、該当ページに広告をご掲載いただいた施設の情報のみ表示しています。





本庄市児玉郡医師会



本庄市児玉郡医師会 病院・医院リスト (令和3年4月現在)

市外局番(0495)

本庄市		
医療機関名	所在地	電話番号
青木病院	本庄市下野堂 1-13-27	24-3005
あたご山クリニック	本庄市中央 1-7-23	22-8733
飯塚内科産婦人科	本庄市栄 1-1-33	24-6311
五十嵐整形外科医院	本庄市若泉 1-9-8	24-2313
生坂医院	本庄市本庄 4-4-12	22-4670
池田レディースクリニック	本庄市小島南 3-1-12	22-2048
岡 病院	本庄市北堀 810	24-8821
おかもと内科クリニック	本庄市寿 2-6-29	22-0075
久保医院	本庄市栗崎 113	71-7138
恵南クリニック	本庄市見福 2-27-18	24-0008
くげづか診療所	本庄市早稲田の杜 3-7-7	71-8885
小林クリニック	本庄市朝日町 2-5-8	23-3371
清水クリニック	本庄市前原 1-1-13	22-3358
彩北病院	本庄市小島 5-6-1	21-0111
昭和産婦人科	本庄市駅南 1-5-23	22-2025
そのべ病院	本庄市千代田 3-4-2	21-2171
高山整形外科	本庄市見福 2-27-10	22-3245
田所医院	本庄市けや木 1-8-2	22-3445
たにかわ眼科クリニック 本庄早稲田の杜	本庄市早稲田の杜 3-8-16	24-1121
塚越内科小児科	本庄市本庄 1-1-6	22-3152
寺坂医院	本庄市西富田 329-1	22-3343
富沢医院	本庄市中央 1-1-3	22-2270
どんぐりこども診療所	本庄市緑 2-12-10	21-8885
中沢皮膚科	本庄市東台 2-6-31	22-1112
中村外科医院	本庄市日の出 3-7-26	21-6211
橋口小児科整形外科医院	本庄市今井 327-1	24-8005
服部クリニック	本庄市東台 4-1-22	24-4671
はにぼんクリニック	本庄市東台 4-8-25	22-3596
春山眼科医院	本庄市けや木 1-5-5	21-2160
ヒグチクリニック	本庄市栗崎 122-1	25-5300
本庄駅前病院	本庄市駅南 1-2-32	22-2163
本庄総合病院	本庄市北堀 1780	22-6111
本庄皮膚科医院	本庄市銀座 3-7-21	22-3233
本庄福島病院	本庄市千代田 1-1-18	22-5211
本庄早稲田クリニック	本庄市早稲田の杜 3-14-5	71-8707
本間内科皮膚科クリニック	本庄市見福 3-5-6	27-6360
松澤医院	本庄市駅南 1-13-6	22-2282
松本産婦人科医院	本庄市千代田 1-1-26	24-3377
美山神経科・内科医院	本庄市日の出 2-2-8	24-5811
森田整形外科クリニック	本庄市小島 1114	23-1610
山田内科医院	本庄市五十子 1-5-22	24-0108
吉沢病院	本庄市 1216-1	21-7781



市外局番(0495)

本庄市児玉町		
医療機関名	所在地	電話番号
加納内科医院	本庄市児玉町蛭川 1097-1	72-7353
木村医院	本庄市児玉町児玉 233	72-7773
倉林医院	本庄市児玉町大字金屋 1207	72-1341
児玉清水クリニック	本庄市児玉町児玉 2486-4	72-7543
児玉中央病院	本庄市児玉町児玉南 3-3-1	72-0030
鈴木外科病院	本庄市児玉町八幡山 293	72-1235
中神内科クリニック	本庄市児玉町八幡山 321	72-1555
よしはら整形外科	本庄市児玉町長沖 265-1	73-1575
上里町		
飯塚耳鼻咽喉科医院	上里町神保原町 2218-3-4	34-2313
大関内科医院	上里町七本木 2401-32	33-2131
大林医院	上里町七本木 3312	33-7960
上里こどもクリニック	上里町七本木 5357	35-1070
上里内科クリニック	上里町七本木三田 3482-1	33-8823
くぼた医院	上里町神保原町 2218-1	35-2250
黒岩整形外科医院	上里町七本木 2363-5	34-0551
けやきクリニック	上里町七本木 5574	35-3500
彩の丘クリニック	上里町神保原町 416-5	71-7166
したら眼科クリニック	上里町大字金久保 767	33-8333
七本木内科クリニック	上里町七本木 1788-7	35-1313
辻クリニック	上里町七本木 2363-6	35-1116
土尾内科クリニック	上里町金久保 38	71-4800
西澤整形外科	上里町七本木 5318	33-0600
野澤内科小児科医院	上里町七本木 3314-1	33-0922
昴星クリニック	上里町金久保 133-2	34-2202
吉澤クリニック	上里町神保原町 745-1	71-6111
美里町		
うめだクリニック	美里町広木 970	76-4151
千田医院	美里町根木 107-1	76-0041
美里クリニック	美里町阿那志 225-1	76-0032
南美里診療所	美里町甘粕 528-3	76-3703
神川町		
さかもとクリニック	神川町元阿保 362	77-0013
関根内科外科医院	神川町新里 221-1	77-7667
富永クリニック	神川町新里 367-2	77-0762
吉田医院	神川町中新里 307-1	77-2015



本庄市児玉郡歯科医師会



本庄市児玉郡歯科医師会
会長 竹内 靖

高齢化社会の到来で、『人生100年時代』を健康的に送ることが、これからの私たちに求められています。本庄市児玉郡歯科医師会の56名の会員は『健康は健口から』をモットーに、地域の皆様のお口の健康を守るため、行政や学校と協力して様々な活動を行っています。地域の皆様それぞれのライフステージに対応した各種無料歯科健診、学校保健活動への参加、介護予防事業や8020運動などの健康事業の実施、公立・大学病院との地域連携など、詳しくは本庄市児玉郡歯科医師会のオフィシャルホームページをご覧ください。

昨年「フレイル」という「体の衰弱」についての言葉を耳にします。フレイルの入り口は、お口のはたらきの衰え「オーラルフレイル」であるといわれています。オーラルフレイルのために十分な栄養が取れずにフレイルになることは容易にわかりますが、誤嚥(間違えて気管に物が入ること)による肺炎にも罹りやすくなります。むし歯や歯周病がコントロールされていることはもちろんですが、むせたり食べこぼさず安全に飲み込めるように、お口のはたらきのケアをすることも大切です。その点に着目した地域保健活動は、本会の特長の一つです。地域の皆様と共に、生涯を通じて「おいしく食べ、楽しく笑う」ことをめざしてまいります。

本庄市児玉郡歯科医師会

〒367-0045 埼玉県本庄市柏1-3-4 B106 TEL 0495-24-2393
<https://honjo-kodama-da.com>



オフィシャル
ホームページ

本庄市児玉郡歯科医師会 歯科医院リスト (令和3年4月現在)

市外局番(0495)

本庄市		
医療機関名	所在地	電話番号
飯塚歯科医院	本庄市中央 1-5-29	24-6166
石井歯科医院	本庄市早稲田の杜 3-6-7	24-2305
石原歯科医院	本庄市銀座 1-3-12	22-3244
牛久保歯科医院	本庄市銀座 3-5-9	24-8241
内野歯科医院	本庄市傍示堂 518	22-2817
江川歯科医院	本庄市東台 1-4-19	22-2757
大畑歯科医院	本庄市児玉町児玉 323-4	72-1182
おはなデンタルクリニック	本庄市前原 1-11-23	27-8087
木田歯科医院	本庄市児玉町八幡山 185-1	73-1200
倉林医院歯科	本庄市児玉町児玉 381-1	72-0332
見福歯科医院	本庄市見福 1-7-77	24-6201
さかぐち歯科医院	本庄市朝日町 3-7-28	23-0399
佐藤歯科医院	本庄市中央 1-2-7	22-4669
四季の里歯科クリニック	本庄市四季の里 2-9-7	21-8110
スエヒロ歯科医院	本庄市緑 1-1-6	24-0040
鈴木歯科クリニック	本庄市小島南 3-8-6	22-4188
高柳歯科医院	本庄市南 2-6-15	22-6480
竹内歯科医院	本庄市小島 1-4-19	21-8817
田端歯科医院	本庄市児玉町児玉 131	72-0453
田島歯科医院	本庄市駅南 2-9-10	22-3342
中央歯科医院	本庄市駅南 2-15-3	21-1807
中林歯科	本庄市児玉町吉田林字千日堂 398-1	72-7884
なかむら矯正歯科医院	本庄市見福 2-8-1	25-5888
浜坂歯科医院	本庄市児玉町蛭川 175-2	72-8841
春山歯科医院	本庄市児玉町児玉 224	72-0472
日の出木村歯科	本庄市日の出 3-3-13	22-6488
福島歯科	本庄市小島 1-4-5	22-0055
本庄さくら歯科クリニック	本庄市朝日町 3-7-38	27-6480
本庄デンタル・クリニック	本庄市けや木 3-20-10	0120-714-640

本庄市		
医療機関名	所在地	電話番号
明堂歯科医院	本庄市朝日町 1-23-2	37-4890
茂木歯科医院	本庄市児玉町八幡山 392	72-4125
もとまち江川歯科	本庄市本庄 1-3-11	23-3817
もろおか歯科	本庄市五十子 2-10-1	21-0222
やしろ歯科医院	本庄市本庄 1-3-2	21-8846
やない歯科医院	本庄市見福 5-8-17	22-7727
上里町		
上里スマイル歯科	上里町金久保蓮山 359-1 イオンタウン上里 2F	71-6224
このみ歯科クリニック	上里町七本木 3610-2	35-3877
斎藤歯科医院	上里町三町 526-1	33-2310
坂本歯科医院	上里町七本木 2647-5	33-8989
嶋崎歯科医院	上里町神保原町 1-437-5	34-1383
関根歯科医院	上里町神保原町 521-10	33-3009
たなか歯科クリニック	上里町神保原町 311-1	33-3771
戸矢歯科医院	上里町七本木 1788-1	35-2000
ひきま歯科クリニック	上里町七本木 5418	35-3939
美里町		
杉田歯科医院	美里町甘粕 685	76-3855
深町歯科医院	美里町小茂田 313-7	76-5544
宮澤歯科クリニック	美里町猪俣 23	76-1455
神川町		
西村歯科医院	神川町熊野堂 73-4	77-0648
ひかる歯科クリニック	神川町植竹 652-1	77-1418
前川歯科医院	神川町二ノ宮 241-5	77-4978



本庄市児玉郡薬剤師会



かかりつけの薬剤師さんをもとう



最近日本でも「医薬分業」が進んできました。これは病院や医院で診察を受けたうえで、医師の処方せんを外部の薬局にもっていき、薬を受け取るという仕組み。欧米では早くから行われてきました。薬の専門家である薬剤師の役割が今、あらためてクローズアップされています。

かかりつけ医がいるように、これからは“かかりつけ薬剤師”をもって、一人ひとりの薬の情報を把握したトータルな健康管理が必要でしょう。

薬の重複や飲み合わせなども薬剤師がチェックしています。

体質や副作用の経験、複数の科でもらっている薬の調整など、何でも気軽に相談できる“薬剤師さん”が身近にいてくれると安心ですね。

本庄市児玉郡薬剤師会

本庄市児玉郡薬剤師会 薬局リスト (令和3年4月現在)

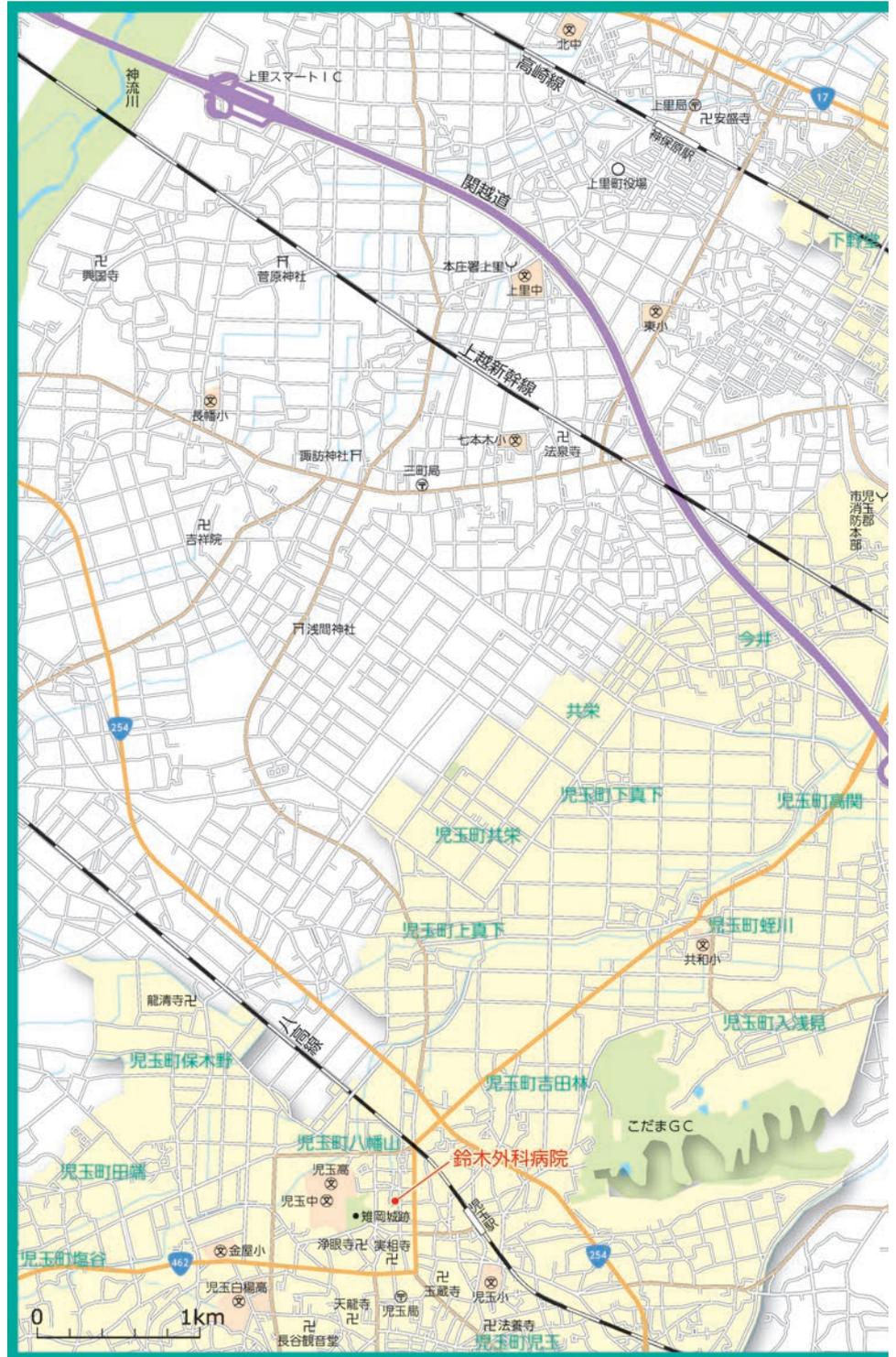
市外局番(0495)

本庄市		
薬局名	所在地	電話番号
あい薬局	本庄市東台 4-1-23	23-3456
あかり薬局	本庄市前原 1-2-17	71-6591
アイン薬局本庄店	本庄市北堀 811-2	22-4193
ウエルシア本庄日の出薬局	本庄市日の出 4-868-1	25-5381
ウエルシア薬局本庄西五十子店	本庄市五十子 2-5-5	27-6271
きりん薬局本庄	本庄市駅南 1-2-31	71-4347
くすりの太田	本庄市中央 1-6-29	22-2330
なの花薬局本庄おじま店	本庄市小島 5-1-24	27-8081
ころころ薬局	本庄市緑 2-12-15	27-5656
さくら調剤薬局	本庄市栗崎 122-2	22-7293
すや薬局栗崎店	本庄市栗崎 114-2	22-3616
すや薬局寿店	本庄市寿 2-3-6	71-5547
のぞみ本庄薬局	本庄市下野堂 1-13-33	27-6001
共創未来 本庄薬局	本庄市寿 2-6-28	27-6172
ひふみ薬局	本庄市早稲田の杜 3-7-4	71-8771
ふくろう薬局	本庄市中央 1-7-23	71-7296
フレンド薬局本庄店	本庄市北堀 1780-7	25-6071
ぽかぽか薬局	本庄市 1216-3	71-8505
みすず薬局	本庄市本庄 4-4-15	27-6633
みなみ薬局	本庄市千代田 3-4-1	27-6733
らいむ薬局	本庄市見福 3-3-17	25-8266

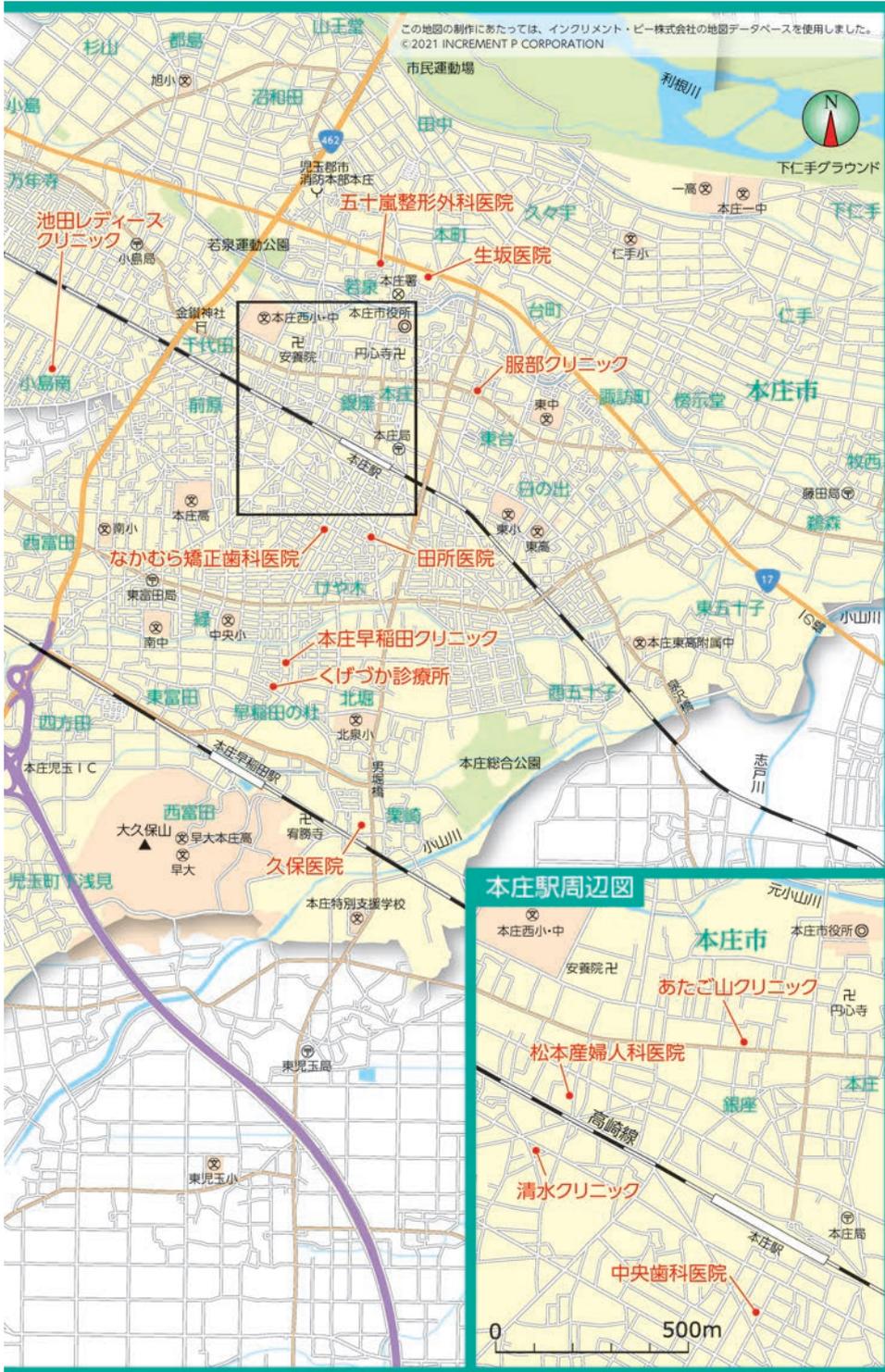
本庄市		
薬局名	所在地	電話番号
まごころ薬局本庄日の出店	本庄市日の出 2-2-9	71-7177
ウエルシア児玉薬局	本庄市児玉町吉田林 380-1	73-1155
かえで薬局本庄児玉店	本庄市児玉町八幡山 305-2	71-6741
すばる薬局	本庄市児玉町八幡山 327-3	71-5703
松坂屋薬局	本庄市児玉町児玉 95-2	72-1255
上里町		
あさひ薬局	上里町神保原 2218-6	35-2132
とまと薬局 上里店	上里町神保原 758-1	71-7985
共創未来 上里薬局	上里町七本木 5572	35-3960
斉藤薬局七本木店	上里町七本木 3285-3	33-0864
田子調剤薬局	上里町七本木 1786-6	33-1616
ファーコス薬局 むさし上里	上里町金久保 53-27	71-4007
横村薬局	上里町嘉美 814-5	33-8118
わかくさ薬局七本木店	上里町七本木 5362	35-2011
美里町		
埼玉医薬品販売	美里町駒衣 375-1	76-2330
塚越薬局	美里町甘粕 1-4	76-0998
ひばり薬局美里店	美里町阿那志 1034-2	75-1141
神川町		
くるみ薬局	神川町元阿保 360-1	77-5552
田村薬局	神川町関口 81-1	77-2027



医療機関マップ 1

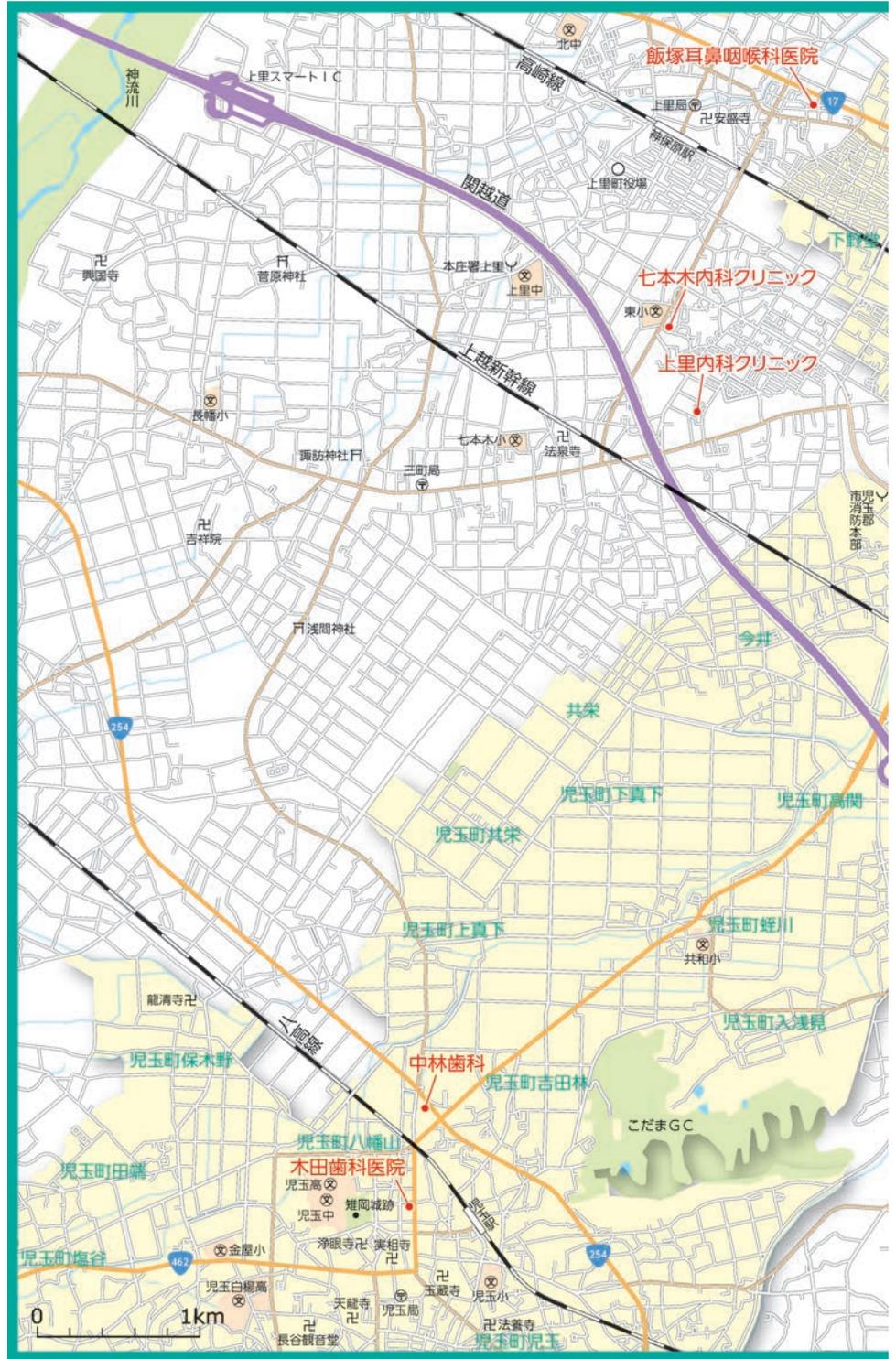


※このページは有料広告掲載ページです。
 ※マップ上には、広告をご掲載いただいた施設のみ表示しています。





医療機関マップ 2



※このページは有料広告掲載ページです。
※マップ上には、広告をご掲載いただいた施設のみ表示しています。





本庄商工会議所専門相談のご案内

中小企業の経営基盤の安定をサポート

当所では経営改善普及事業の一環として専門相談を毎月開催し、小規模事業者の経営安定を支援しています。専門の相談員が無料相談(秘密厳守)で対応しておりますので、お気軽にご利用ください。



内容	相談員	日程	時間	相談内容
法律相談	弁護士	第2木曜日	10:00～16:00 (予約不要)	各種法律問題 手形回収、相続問題、 権利関係トラブル等
社保・ 労保相談	社労士	第3水曜日	10:00～16:00 (予約不要)	従業員の福利厚生 of 充実 社会保険、労働保険、 退職金等のアドバイス
日本政策金融 公庫相談	融資担当	第3金曜日	10:00～16:00 (予約制)	設備資金、運転資金、 開業資金等 事業資金であれば、 幅広くご利用いただけます
行政書士相談	行政書士	第4水曜日	13:00～16:00 (予約不要)	官公署に提出する書類等の 作成アドバイス 会社設立、相続・遺言、内容証明、 各種契約書の作成等
埼玉県よろず 支援拠点相談	埼玉県よろず 支援拠点 コーディネーター	第2火曜日	10:00～16:00 (予約制)	新商品やサービスの開発から販 路開拓まで、経営上のあらゆる 課題についてアドバイス
商標・特許・ 発明相談	弁理士	第3木曜日	13:00～16:00	発明やデザイン、商標等を権利 化する方法、特許権を取得する ための費用・期間等

※予約制相談を希望される方は、お早めにご連絡ください。予約不要相談の相談順は、当所カウンターでの当日受付順となります。なお、最終受付は、各相談終了時間の30分前までになりますので、ご注意ください。
※上記相談会に関して、現在は開催予定ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

本庄商工会議所 中小企業相談所

本庄市朝日町3-1-35 TEL 0495-22-5241 FAX 0495-24-3003



児玉商工会



地域の明日を支えます!!

あなたのまちの商工会!
児玉商工会会員になって事業の繁栄と地域貢献を!!

御社の条件に合った
制度融資をご紹介します

資金繰り融資斡旋

**無担保・保証人不要・低金利の小規模
事業者経営改善資金(マル経融資)**

その他、国・埼玉県の融資制度のご紹介・斡旋。商工会の経営指導員が丁寧にアドバイスします。

個人事業主の記帳から
決算書作成まで

確定申告サポート

節税対策のアドバイス。『記帳機械化システム』による帳票作成、財務分析まで商工会がお手伝いします。



商工会組織の
全国ネットワークを活用した

販路取引先拡大

『会員交流イベント』、『各種商談会』、『ホームページ』作成指導、『SNS』の利用方法などビジネスチャンスのお場をご紹介します。

法律相談／経営相談／技術指導

経営専門家の 無料相談

『法律トラブル』の対応や『倒産防止相談』、『補助金の利用方法』、『経営革新』『事業継承』各分野プロフェッショナルの無料派遣指導など、商工会は全力で経営課題の解決に当たります。

雇用・労災保険の手続きは
商工会にお任せください

労働保険事務代行

商工会は厚生労働大臣の認可を受け、手間のかかる『年度更新』や『ハローワークへの申請手続き』などの事務処理を行っています。家族従事者も労災保険に特別に加入ができます。

経営者の皆さん、
もしもの時の備えは万全ですか?

さまざまな共済制度

商工共済・小規模企業共済・倒産防止共済・中小企業退職金共済・中小企業PL保険・総合火災保険・生命傷害共済

事業をする中でのもしもの為に…安心の共済制度です。

児玉商工会情報!

児玉商工まつり

毎年、10月第3日曜日に児玉駅前通りを全面通行止めにして開催しております。商工会会員約50店が趣向を凝らし、出店しています。児玉中学校の吹奏楽部の演奏、秋山の八木節、エアロピクスのパフォーマンス、ジャンケン大会などイベントもたくさん行われます。



「桜咲く」塙保己一巾着お守り

児玉商工会では、本庄市の郷土偉人塙保己一先生の形見の巾着をモチーフに巾着お守りを販売しております。モチーフにした母キヨの手縫いの巾着は、江戸に旅立つ時に持って行き、生涯大切にしていたそうです。現在は、塙保己一記念館に保存されています。



こだまカード

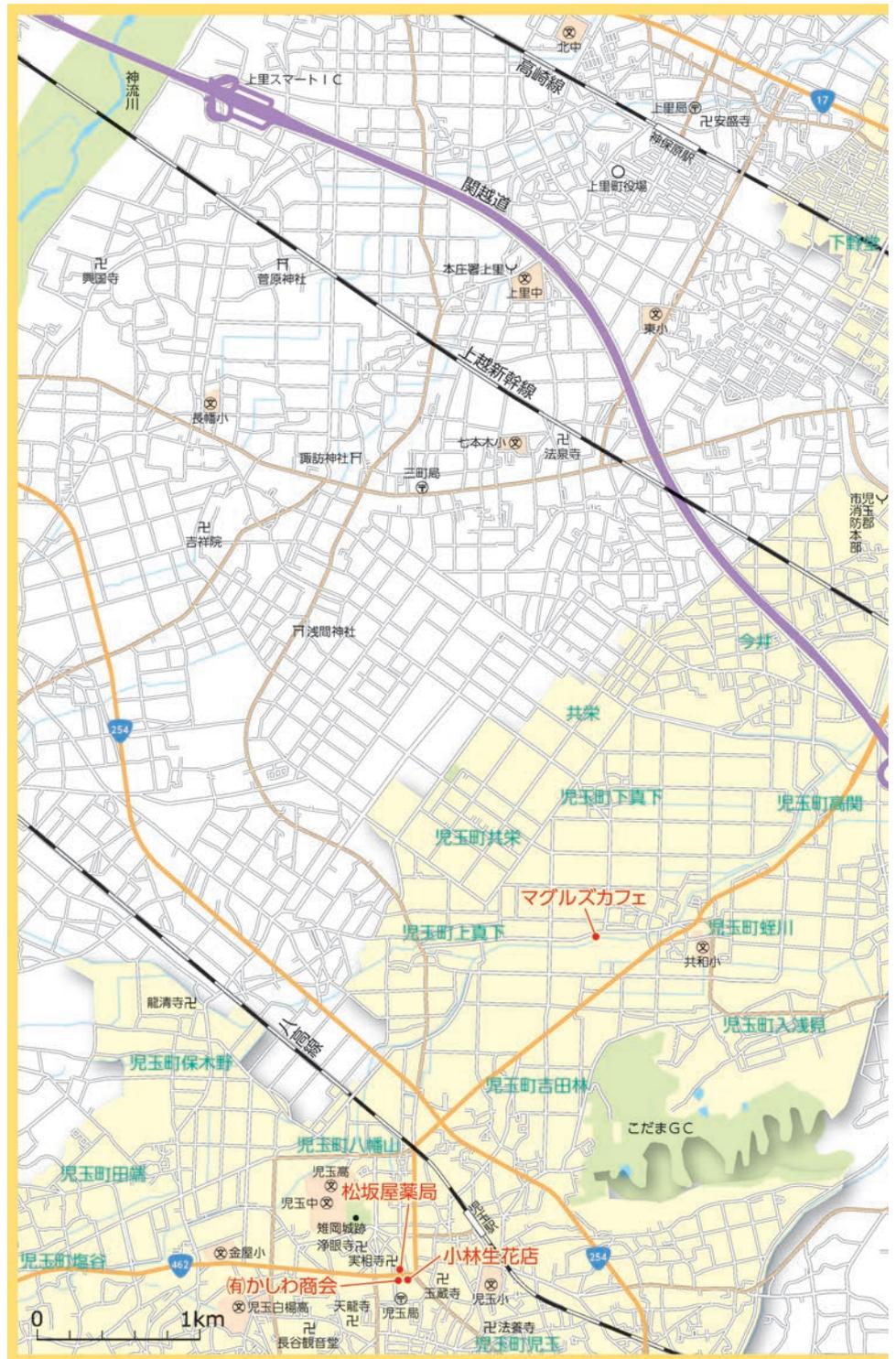
児玉商店奉仕会が発行するこだまカードは、商店約40店舗でご利用いただけます。ポイントが満点になると500円のお買い物券としてご利用になれます。また、春と秋の大抽選会やポイント3倍セール、年末の大売り出しなどさまざまな事業を展開しております。



児玉商工会



くらしのマップ



※このページは有料広告掲載ページです。
 ※マップ上には、広告をご掲載いただいた施設のみ表示しています。





リフォームの基礎知識 1

リフォームの進め方とポイント

STEP 1 具体的な計画をたてる

Point

- ・時期、期間は？
 - ・予算は？
- リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

STEP 2 事業者を決める～契約する

Point

- ・施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- ・実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- ・候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

STEP 3 着工

Point

- ・工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- ・工程表に基づいて進んでいるか？
- ・変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

STEP 4 着工後

Point

- ・事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- ・今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q

リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A

改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q

満足いくリフォームのポイントは何？

A

まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q

信頼のおける業者とは？

A

2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。

※このページは有料広告掲載ページです。
※株式会社サイネックスによる編集記事ページです。



万々に備えて、住まいの講座



リフォームの基礎知識 ②

住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

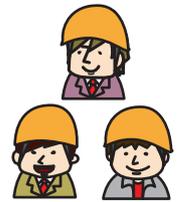


また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。

業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



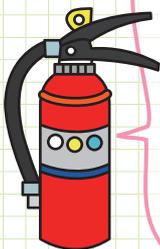
消火器の使い方 ～火事の種類を表す 3つのマーク～

火災は大きく3つの種類に分類され消火器には火災に対する適応性を3つのマークで示してあります。

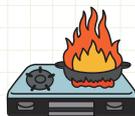
○ 白のマーク
= 普通火災

● 黄のマーク
= 油火災

● 青のマーク
= 電気火災



主に木材や紙、布等の火災。



灯油、ガソリン、油脂等の火災。



電気設備、機械(トランス、モーター)などの火災。



知っておきたい! 建築法規

容積率とは?

容積率は敷地面積に対する延べ床面積の割合。

延べ床面積(建物の全ての階の床面積を合計したものを敷地面積で割ったものが、容積率になります。)

容積率(%)

$$= \text{延べ床面積} \div \text{敷地面積} \times 100$$

- ▶ 建ぺい率と違い、外部階段は床面積には入りません。
- ▶ バルコニーは、2m以上突き出した場合、2mより先の方が床面積に入ります。

※このページは有料広告掲載ページです。
※株式会社サイネックスによる編集記事ページです。



万一来て、住まいの講座



葬儀の豆知識



日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望しておくことも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

弔事の流れ

1. 臨終

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。



2. 通夜の準備

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。



3. 通夜

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守るのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ふるまいとして親族や親しい人に食事などを振る舞ったり、代わりに折り詰めなどをお渡しすることもあります。

4. 葬儀・告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。



5. 出棺・火葬

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。※葬儀・告別式の前行う場合もあります。



6. 火葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。※葬儀・告別式の前行う場合もあります。



7. 還骨回向

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。



8. 精進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。



9. 追善供養

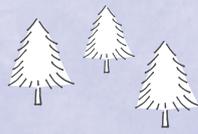
初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。



10. 年忌法要

一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔上げ(最終の年忌法要)とする場合が多くなっています。

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。



墓地の種類

公営墓地

自治体が所有する墓地で、宗派を問わず民営に比べれば割安ですが、その分人気があり、購入は難しい。応募や使用に関して条件や規則があります。

寺院墓地

寺院内にある墓地で、その寺院によって管理運営されています。葬儀や法要に便利で、管理、供養の面でも安心ですが、原則として檀家以外の使用は認められません。価格もさまざまです。

公園墓地

公営、民営いずれも、緑の芝生や広場や遊歩道が調整されるなど、公園風の明るい雰囲気墓地です。墓石も古来の形式より、自由にデザインされたものなどが多く見受けられます。



民営墓地

公益法人や宗教法人などによって管理運営されている墓地で、多くは宗派を問いません。公営に比べて申し込み条件や規制は少なく、区画(墓基)や形態なども自由ですが、価格は高め。管理体制や運営主体の信頼性など慎重に選ぶようにしましょう。



エコドライブ



地球温暖化や環境汚染の原因になる温室効果ガスの排出を減らすことを考えて運転してみたいかがでしょうか。

Q エコカーって何？

環境に優しい車を総称してエコロジーカー、略してエコカーと呼んでいます。

エコカーにはいくつか種類があり、低燃費車やガソリンとは違った燃料(バイオ燃料・電気など)で走る車などがあります。

最近話題を呼んでいるハイブリッドカーは状況に応じてエンジンと電動モーターを切り替えて走行する事により低燃費、低排出ガスを実現しています。

現在、燃費基準適合車を対象にその環境性能に応じて自動車取得税・自動車重量税・自動車税が減税・免税されるといふこともあり、広く注目を集めています。

Q 車種によって支払う税金に違いはありますか？

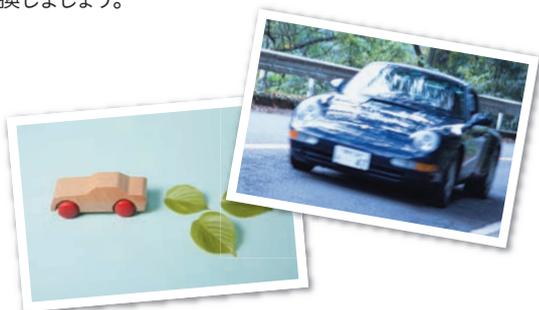
平成14年から、排出ガスや燃費の性能など環境に配慮した度合いによって、車種や車齢ごとに異なる税額となる「グリーン税制」が実施されています。

これによって電気や天然ガスなどの低燃費自動車などは、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減されています。

一方で一定の車齢を越えたディーゼル車などに対しては、増税もあります。細かな基準と条件がありますので、しっかり確認しておきましょう。

Q エンジンオイルの交換は定期的

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000~10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6ヶ月~1年ごと)とされています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。



Q 自動車リサイクル法って何？

自動車リサイクル法とは、エアコンなどで使用されるフロン類や、エアバッグ、シュレッダーダスト類について、自動車メーカーが環境保護を目的に廃棄車輛のリサイクル・処理義務を負うことです。これにより、自動車の所有者はリサイクル料金を新車購入時、または検査時に負担し、使用済みになった車を登録引取業者に引き渡すことになります。

そのため、メーカー各社はリサイクル性の高い自動車の開発や、技術の向上に力を入れています。



地球温暖化や環境汚染の原因ともなる自動車が出すガスを削減するには、環境性能に優れたエコカーを使用したり出来るだけ自動車を使用しないという方法がありますが、運転中一定速度で走行し、急停車・急発進や駐車中の不必要なアイドリングをしないように心がける事で自動車の排出ガスを抑制する事が出来ます。

このような環境に優しい運転をエコドライブと呼び、燃費向上にも有効です。

エコドライブはすぐにも出来る取り組みです。環境を守るためにもひとりひとりが、エコドライブを心がけましょう。

Q 排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



Q タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。



※このページは有料広告掲載ページです。
※株式会社サイネックスによる編集記事ページです。



🔊 ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプが無いか点検しましょう。



👂 エンジンの点検は耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事は出来ませんが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認は出来ます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。

🛢️ 燃費チェックで健康診断

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。



エコドライブを心がけましょう

地球温暖化や環境汚染の原因ともなる自動車が排出するガスを削減するには、環境性能に優れたエコカーを使用したり出来るだけ自動車を使用しないという方法がありますが、運転中一定速度で走行し、急停車・急発進や駐車中の不必要なアイドリングをしないように心がける事で自動車の排出ガスを抑制する事が出来ます。

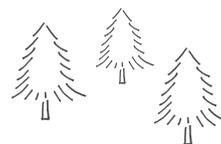
このような環境に優しい運転をエコドライブと呼び、燃費向上にも有効です。

エコドライブはすぐにも出来る取り組みです。環境を守るためにもひとりひとりが、エコドライブを心がけましょう。





編集後記

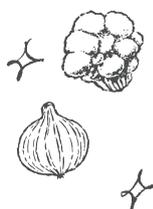


「本庄市くらしの便利帳」は、本庄市にお住まいの皆さんへ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。



また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として本庄市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「本庄市くらしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、本庄市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申しあげます。



- 「本庄市くらしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和3年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報で内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- 掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。



本庄市 くらしの便利帳 2021

令和3年7月発行

発行

本庄市役所
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
TEL.0495-25-1111 (代表)

株式会社サイネックス
〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3
TEL.03-5275-5022

広告販売

株式会社サイネックス 埼玉北支店
〒360-0031 埼玉県熊谷市末広3-12-10
TEL.048-525-1446

※掲載している広告は、令和3年6月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

 *About a digital book*

本庄市 暮らしの便利帳が 電子書籍に!!

わが街 事典[®]

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



「わが街事典」 電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性 



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら 

